

14.5

54

別書誌
合4冊



始



14.5-54



1200501213065

14.5
54

料 資 法 司

號 一 十 百 第

單 獨 判 官 と 司 法 官 制

〔禁轉載〕（昭和二年六月）

司 法 省 調 查 課

145-54



目次

川原寄贈本

緒論……………一

第一編 單獨判官と良裁判……………一九

第一章 裁判の緩漫……………一九

第二章 單獨判官と合議……………二九

第三章 佛國に於ける單獨判官の實例……………三九

第四章 問題の推移……………四五

第二編 單獨判官と判官の任用……………五五

第一章 王朝以來の判官任用史……………五七

第二章 判官の選良……………六七

第三章 判官の實務修習……………七九

第四章 單獨判官と陪審制……………八三

第三編 單獨判官と判官の獨立……………八三

第一章 總論……………八三

第二章 任用方法と不可轉免	二七
第三章 進級	二九
第四章 責任	一五
結論	一六
附録第一 新定構成法の定員	一七
附録第二 俸給案	一八

目次終

本號には佛國法學博士ベルナル・ビヂエ氏著「單獨判官と司法官制」(一九二五年版)を邦譯收録したり
 裁判所の組織を單獨制と爲すへきか將た合議制と爲すへきかは裁判制度の改革問題としては相當重要な
 宿題なり原著は小冊子にして問題の全豹を論し盡したるものとは見るへからざるも大戰後に於ける裁判
 所の要員節約の必要と關聯し之れか是非に付き一應の考察を試み此の方面に於ける研究資料として頒布の
 勞を採るも亦徒爾ならざるへし茲に筆寫に代へて排印す

昭和二年六月

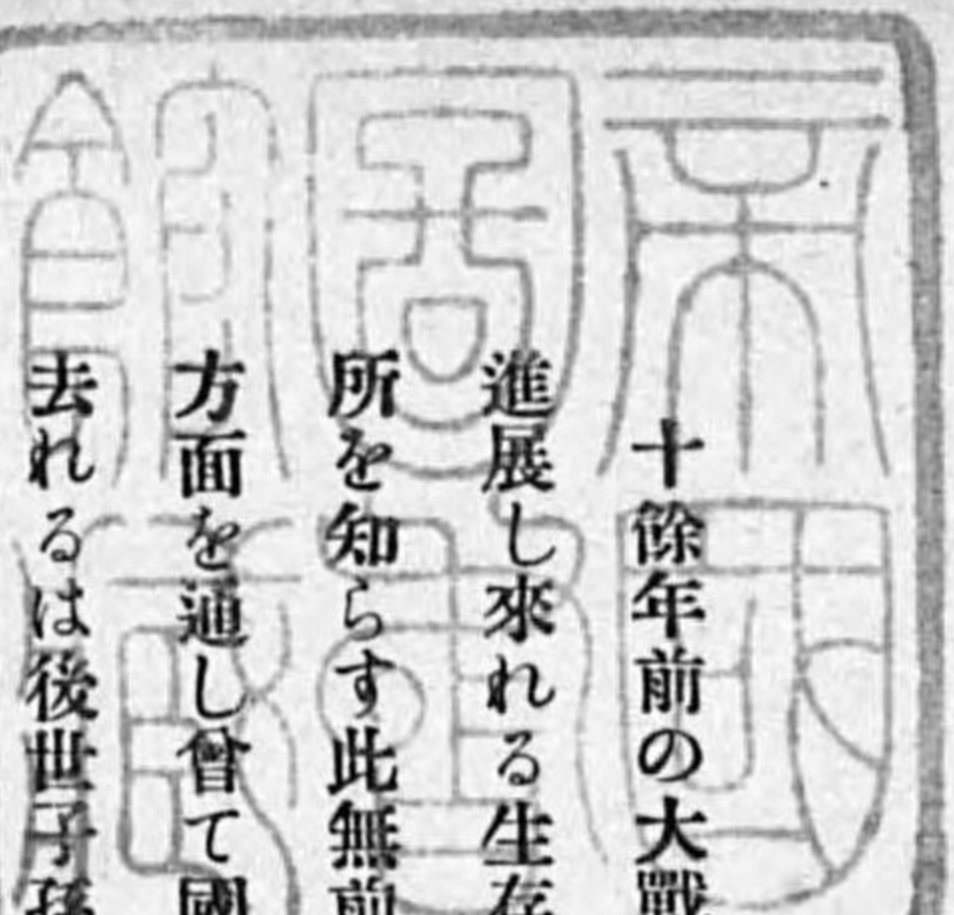
司法大臣官房調査課

司法資料
第百十二號

單獨判官と司法官制

佛國 政治科學學校得業士 法學博士 ヘルナル、ピヂェ著

緒論



十餘年前の大戦は其波及する所意料の外に出て世界の史上に一新時期を開き佛國民か二百年以降相踵て進展し來れる生存状態を顛覆し人類活動の全局面に亘り到る處非常の革命の痕を留め其影響今尙底止する所を知らず此無前の騒亂以來佛國か反て戦前の舊套に据りて其存立の常態を回復せんと欲し財政以外の諸方面を通し曾て國家の諸制度を擧げて之を新局面に適應せしむることを力めす以て空しく十星霜を経過し去れるは後世子孫の必らず怪訝措く能はざる所ならん蓋し其然る所以は近年に至るまで佛國民か懷抱せる共通の信念に基づく者なり共通の信念とは偶々一時過渡期に逢着するも遠からず復現世紀の初に於ける平易の生活と戦前に於ける社會の安定とに歸着すへしとの念慮を謂ふ夫れ然り然れども此戦役の結果遂に新社會の出現するありて尙其安定を求めて已ます但其安定の捜求は曾て従前の鍼路を趁はさるのみ之を率ゐるに我邦の舊制を更始して之を社會の新局面に鹽梅し以て之をして其新任務に就かしむるの機今者正さに

到れるに非ざるなき乎殊に我邦の司法機關は前世紀の初に當り帝室參事院か王朝法曹の遺緒を紹きて其組織を鞏定し爾後只零碎の事項を變更せるに過ぎざるか故に是亦終に之を改訂せざるへからず

之を佛國の史實に徴するに毎次の革命後司法制度改造の宣言せられさりしこと幾んど希なり乃ち千八百四十八年及千八百八十年の當時に於ても亦俱に議會の内外を通し放膽にして變化に富める理論上の考案と學理上の論議との簇生するありて其勢殆んど得て當るへからず而して其各種の考案中異日果して何れか成功すへき乎は之を忖度し易からさりしも其竟に勝を制せる者は實に現状の維持に在りき今次の改革に際しても亦舊慣は既に勢力を失なへるか故に多少の環境及ひ議會に於ける司法制度改革の心算を挫折せしむるに足らざるや必せり但幾多改革論者か各其努力を擧げて空しく之を相異なれる方向に傾注し曾て歸着する所なからん乎則ち其危險言を須たす故に吾人は先づ各種改革案中尤重要なる者を列擧して此に之を概論せんと欲す蓋し千八百四十八年以來今に至るまで相踵て議會に提出せる改革案は實に無慮三百の多きに上る今此諸案を略叙して之を論究するときは庶幾くは以て能く特殊の解決方法を揣摩して之を自然の範圍に按排することを待ん而して其解決方法は請ふ之を後段に提擧せん

第一類の改革案は控訴院及ひ始審裁判所若干の廢止に在り其中控訴院に在りては常に四五控訴院の撤廢を主張し始審裁判所に就ては毎案皆其控を異にし或は一年一定數以下の事件を審判する裁判所の廢止に甘心し或は始審裁判所は各二三郡を管轄すへき者と爲し以て其改革に組織的外觀を賦與せんと欲し又或は

例外の場合を除き總て始審裁判所を廢し之に代ゆるに縣裁判所を以てせんとするも縣裁判所の構成に就ては其意見一定せず

上掲諸法案提出者の主張に曰く既往一百年以來全國到處交通著しく便易を加へ多數の裁判所は漸く閑暇に歸し徒に散官を參ふのみと此れ推理上至當の言と謂ふへし而して反對論者は之を駁して曰く此の如き見解は受判者と裁判所とを離乖し一朝邊に裁判機關を喪へる都市は其生平自ら矜負せる行政上の權威と其最後の榮養たる一團の官吏との消亡を視るに至らんと之を要するに此の如き意見は事件分配の原則を變せずして只判官の現員を減せんと欲する者なるか故に其計畫遙に上掲諸案に讓る蓋し此案は判官負擔の量を輕うせすして只其定員を少うせんと欲する者なるか故に事件繁多の始審裁判所及ひ控訴院に於ては所屬裁判官の擔當件數多きに失し閑散の法術に在りては其擔任の量寡きに失し其結果意に司法機關の運用を礙くるの弊あり乃ち事件輻湊せる法術に於ては判官過少の爲め其一員疾病の際之に代るへき者なく終に法廷を開くこと能はず空しく裁判を中止するに至らん

又一派の矯激論は始審裁判所の現行構成制度を改正して三名の判官に代ゆるに單獨判官を以てせんと欲する者あるも未だ之を爾餘裁判所に及ぼさんと主張するに至らす抑此種の改革意見は即今得て實現すべき唯一の重要案なるか故に余の論究も亦之を郡裁判所に限局し漫に喙を他の裁判所の組織に容れざらんと欲す

今深く問題の眞義を究むることを爲さずして只之を即断するときは判官の減員は我國史上進化の理由に符合する者にして判決の宣告に必須なる判官の減員は一百餘年以來佛國の通勢にして其定員王朝の高等法院二三十人帝政の帝國法院七人第三共和制の法院僅に五人に過ぎざりき

然れども單獨制を斥けて無前の輕舉と爲す者亦少からず蓋し佛國に於ては古今を通し未だ嘗て普通法上單獨判官の存せることなく中古より殆んど第十三世紀に至るの間町奉行及び大法官の如き理論上或は之を單獨判官と稱することを得へきも其實判決を下すに臨み先づ列席顧問の意見を徵せざることなかりき^{一〇}之に反して羅馬に於ては終始單獨制を執り其の訴訟手續は東羅馬帝國の時に至るまで常に兩分し其一は自ら事件を審理する判官其二は自ら事件を判決する判官若くは所謂審判官にして各之を分掌し第三世紀に至り二者相合して同一判官の掌握に歸せり同一判官とは州に在りては知事、君士且丁堡及び羅馬に於ては奉行なり此原則は爾來曾て變更を視ず訴訟は單獨判官常に之を審判せり

抑、單獨判官の前例を擧げんと欲せば必ずしも遠く古代に溯ることを要せず之を英米二國の現行制度に鑒みは思半に過きん乃ち英國に於ては下級裁判所々屬判事各、自ら事件を審判し高級裁判所に至りては之を三部に分ち各部皆判事三名を以て之を組織すと雖も皆部室(佛國の急速審理と相類す)又は法廷に於て單獨判事自ら事件を審判す而して合衆國の制度は聯邦政府と曰ひ州政廳と曰ひ俱に汎く單獨判採用の餘地を存す^{一一}

以上の例示は未だ以て吾人の論據と爲すに足らず而して合議制の例示も亦固より容易の業なりと雖も此れ亦以て必ずしも合議制の優秀を證する者に非ず之を要するに漫に外國の例に据りて立論することを容さず比較兩國間國情民風の相異の爲め大に解釋を謬まり甲國に有利の業も乙國に不利なることなくんはあらず故に吾人は今只單獨判か理論上の空想に非ずして既に外國の實例に富めることを提示するのみ

元來議會に於ける司法制度改革論者の精神は極めて褊狹にして受判者の利害を蔑視し只納稅者の負擔を輕からしめんか爲め妄に法官の減員を斷行せんと欲するに在り此れ兒戲に類せる危險の業と謂はざるへからず而して其豫算千九百十四年度四千三十九萬三千二百六十七法^三千九百二十五年八千九百四十四萬八千八百六十二法中僅少の節約を爲せるに過ぎざるも司法省所管歳出總額に對する裁判所歳出の比例千九百十四年度百分の〇、七七より千九百二十五年〇、二七に下れるか故に其緊縮の努力は既に大に其効果を擧げたりと謂ふへし然るに尙之を節減せんと欲するときは竟に司法制度の解體を致し國庫の財源を成せる罰金其他訴訟費の收入を杜絶するに至らん夫れ然り然れども此れ未だ以て節約論者の主張を駁し了るに足らず其以て能く之に抗するに足るへき論旨は經費過減の結果國家の價值を卑うし秩序を紊亂し國家の繁榮と不羈とを殆うするに在り之を要するに司法機關完備の爲め財源の必要あるときは國民は進みて之を提供せざるへからず以下這般の消息を審にせんか爲め請ふ先づ社會に於ける判官の任務を究めん

從來世を擧げて以て謂く司法機關の目的は兩造の曲直を判決するに在りと此れ採るに足らざる僻見なり吾

人は將さに此套語を更訂して曰く裁判は社會の秩序と平和とを確保すべき最良の方法にして社會の秩序と平和の確保とは社會全體の緊要事にして國家及び國家司法機關の本務なりと此に人あり敢て都市の秩序を破り擾亂を誘起し又は故さらに麥稈に火を點して人家を焼かんとせるときは其糺彈上必ずしも冗長の論證を要せず只其所在地民心の動搖を證明せば可なり蓋し此證明に由りて其犯罪の範圍を審にし且之に對する社會懲罰權發動の必要を解することを得なければなり之を總ふるに刑事裁判所は重罪たるを輕罪たるを陪審員の參與あると否とを問はず社會・罪人間の論争に過ぎず即ち社會は檢事の手を借りて罪惡を論告し罪人は辯護士の口を藉りて法の厲行に脱せんと力む是れ刑事の裁判なり民事裁判に至りては其實個人間の争訟にして私益の衝突のみ從て社會の之に干渉するの餘地なきか如きも檢事は社會を代表して自己と同席せる被告の處罰を請求し其事件に就きて意見を述べ以て辯論に参加することを得蓋し隣人財産盜奪の如き田園境界の争の如き皆以て社會の平和を害する者なるか故に社會は犯人を懲罰するに非されは竟に之を解決することを能はず實際農村に於ける犯罪の主因は端を障壁、境界、溝梁等に關する相隣者間の争論に發せざる者幾んど希にして此種の争訟は時を経るに従ひ益、其度を昂め判官は之を奈何ともすること能はざるに至らすんは止まず故に純然たる民事訴訟の結果を精査せざるも此種の紛争か家庭の不安を致すへきや言を埃たす乃ち原告一家の生活狀態不確實に陥り金錢上の利害亦往々鉅額に上り既得の位地は迫害せられ延て家族の生活を危うすること少なからず此の如き狀態は判官の判決に由りて新に生活の安定せる時に至

らされは竟に其跡を收めざらん故に司法官第一の任務は秩序の保持に在り秩序保持の重要は實に人の意表に出てすんはあらず故に原始都市と雖も既に秩序保持の緊要を認めたり今請ふ先づ秩序といへる語の意義を確定して之を宣明せん凡そ裁判官は必ずしも物質上の秩序を維持することを要せず夫のヌーブロウカ數千の波蘭人を塵殺し今やヴルソヰの秩序回復を視たりと露帝に復奏せるか如きは此れ物質方面の秩序保持にして固より判官に求むべきに非ず若し此の如き事を以て判官の要務と爲さは只膂力に富める警察官又は健訟者を鞭撻するの一事を以て裁判の能事と爲せしめしめは可なるべく必ずしも故さらに良法官を求むるの要なからん然れども秩序は實に複雑且至難の事にして之を保持せんと欲せば國民全員の同意に頼らざるへからず乃ち秩序の保持は都市所在諸機關か各能く其公民の希望と要求とに順應せるに非れば眞個の保持を視るへからず夫れ然れども亦相混殺矛盾せる希望と要求とか輿論の向ふ所を反映することなくんはあらず而して秩序維持の任務は立法者と司法官とに屬す立法者と曰ひ司法官と曰ひ二者俱に輿論の掣肘に脱すること能はざるか故に立法者及び司法官にして國家諸機關の發達を圖らんと欲せば常に輿論の趨勢に顧みて其同意と協力を得ることを要す佛國の現代社會に於けるか如く輿論恒に敏感にして變轉窮まりなきときは秩序の確保益々難く立法者及び司法官は銳意其任に臨まざるへからず

司法機關をして能く民意に副うて社會の平和を保たしめんと欲せば其裁判は迅速ならざるへからず蓋し

違法の行爲と曰ひ個人間の争訟と曰ひ皆秩序混亂の原因にして秩序の混亂は時を経るに従ひ漸く其度を高め竟に判官の判決に由るに非れば得て拾收すべからざるに至るへければなり然れども其所謂迅速とは早計の謂に非ず受判者は常に幾多の希望を抱けるか故に只裁判迅速の一事を以て自ら甘心すること能はず必ずや判官が事件の真相を審にして其訴訟を判決せんことを求め自己に有利なる論旨の徹底を望み其防禦方法考究の餘裕を得て適宜之を提出せんと欲す故に代訟人及び辯護士の如き經驗に富める補助機關に頼りて自己必勝の手段を講せずんばあらず然れども訴訟か代訟人の技巧と辯護士の明辯とを費せるも終に原告の敗訴に歸し又其防禦の精妙なるも被告か刑の宣告を受くること少なからず此時に當り受判者乃ち暴言を以て裁判官を凌ぎ之か爲め一晝夜間拘留に處せらるるや益深く判官を怨望して憎惡の念を長せずんばあらず是れ遺憾の事と謂ふへし抑、敗訴者に其請求を却下せる判決の朗讀を喜ぶへしと強ゆること能はずと雖も之をして従容として判決に服従せしめざるべからず然るに事實は之に反すること多し故に其判決には嚴密なる執行文^五を付し國家の公力に頼りて其執行を強制するに至る但社會平和の見地より之を觀れば敗訴者か公力を怖れて判決に服従せんよりは寧ろ其自由意思に由り進みて自ら判決を遵守するの優れるに若かす此目的を達せんと欲せば國民をして判決を見て裁判官の意に出づる者に非ず必らずや判官及び原告の上に立てる公正なる法則に基く者と做さしめ訴訟の解決は三段論法の結論か常に前提に發するか如き峻嚴犯すべからざる法律に胚胎する者なりと做さしめ且古來因襲の服裝^六を以て判官を飾り以て人目を炫耀し其法服及

ひ裘衿を視て之を凡人と信せさらしむることを要す然れども服裝の如きは附隨の事に過ぎず大凡國民をして司法事業に敬意を表せしめんと欲せば又之をして其當局者を畏尊せしめ居恒其高德令名を景仰し其言動俱にセザル夫人の如く世の嫌疑を受くべき者に非るか故に其判決は當然正確動かすべからざる者なりと思はしめざるべからず

夫れ裁判^七の言たる正義^八なり故に正當なる正義といふときは其意義重複し曾て説明を要せず凡そ正義は一定の時期と一定の邦國とに於ける輿論の中項に符合す故に正義とは相對觀念にしてパスカルか『山河を隔て、觀念を異にせる奇怪なる正義』と謂へる所以なり社會慣用の正義といへる語は正さに此の如く之を解せざるべからず蓋し訴訟に對する判官の解決は立法者か制定せる法規と判官か判例に基きて下せる原則との適用のみ立法者の法規と曰ひ判例の原則と曰ひ固より皆正義の源泉にして一國の人定法を組成する者なるも輿論の監視と勢力との下に輿論に適合するに非ざれば其成立を視るべからず此の如く輿論と立法者及び判官との關係は係争事件の解決と正義の感念との間に存する符合の秘鑰を啓示する者にして受判者をして竟に法律の規定と判官の判決とに承服せしむる所以なり而して立法者及び判官と輿論との睽離は一時の現象なるか如く然るも其實怖るべき禍亂を醸生せずんば已ます^九

抑、相對正義とは一定の時期に一國民か正當と認むる者にして絶對正義とは人の理性を以て之を會得し人の意識を以て其存在を立證する者にして二者相距ること甚遠く人定法と自然法との牴觸は其由來既に舊

し今を距ること一千四百餘年前ソフオークル嘗てアントイゴームの口を藉りて當時のアテーヌ市民に誨へて曰く成文法に優れる不文法の在るあり國民は成文法より寧ろ不文法に遵ふに若かす一九由來適法の事は正當にして人の意識を以て正當と認むる權利を傷くる法律も亦必ずしも正義に反する者に非すと爲し以て正義と適法とを混同するは謬れ二〇然れども適法と正義との間相反撥せる關係の外果して更に何の連鎖之れなき乎プラトン曰く洞窟内に幽閉せる奴隸は日光が窟内に映寫せる陰影を視て之を實物と認め曾て實物の反映なることを悟らす人間の所謂正義も亦巖壁に反映せる相對且跛行の人造物のみ而して眞個の正義は恒に陽光を戴きて遠く天空に輝けりと(國家論 卷七節)今夫れ兒童か室壁に禽獸を描き又吾人か晚間街上を逍遙するや街燈は吾人の肢體を路面に映して故さらに鼻端を突起し頭顱を異大ならしむるも是れ人身の影像に過ぎず人間界の正義も亦此類にして竟に眞個正義の陰影なり

凡そ立法者と司法官とは流俗をして其類を抜き其羣を絶てる者にして其省察力遠く尋常人の右に出て徳操智能俱に能く相比例せる修養を積める者と推定せしむることを要す然れども人の類を抜ける者は又必ず特殊の義務を負ふ故に立法者は人定法をして自然法と背馳せさらしめんか爲め正義に對する視力の明敏遙に庸衆の右に出て司法官は其懷抱せる正義の遍照に由りて法文を解釋せざるへからす夫れ輿論は固より立法者と司法官との決定を左右するも立法者と司法官とは亦能く輿論を制せずんはあらず乃ち立法者と司法官とは其自ら創定せる諸般の制度に由りて被治者の全體に勢力を及ぼし以て其風習と思潮とを進化し且社

會上の位地と職務とに由りて各其固有の價值と資格とに比例せる個別の權力を有す故に立法者と司法官とは俱に國民をして正義に對する高尚の觀念を抱かしめ國法をして常に正義と自由との途に上らしめんか爲め各其天賦の材幹を利用して國民を指導することを要す夫れ然して後立法者と曰ひ司法官と曰ひ庶幾くは以て各能く社會の付託を完うすることを得ん乎三一

是れ司法事業の大綱なり之を總ふるに即今全國各始審裁判所を通し合議制を廢し之に代ゆるに單獨制を以てすることを得る乎詳言せば第一、單獨制は狹義に於ける司法の好運用と兩立するを得る乎即ち從來受判者が要求して措かざる敏活妥當なる裁判は單獨判官之を實現することを得る乎第二、學識に富み且善く法律を適用すへき單獨判官の養成、任用の道如何第三、權勢及び受判者に對する單獨判官獨立の保障方法奈何以下次を逐ふて之を究めん

右第一問の解答は第二問及び第三問の存立に影響す故に三判官の裁判果して一判官の右に出つることせば吾人の研究は何の實益なかるへく單獨判官の任用問題と曰ひ其獨立問題と曰ひ俱に得て其解決を期すへからす果して然らば吾人は常に提唱せる改革論を撤回して他に司法制度缺陷匡正の策を建てざるへからす

一、甲 一八四八年三月二日當時の假政府は司法制度改革調査委員會を設け委員會は十控訴院の撤廢を議決せり(シレイ法令集一八八四年五二一頁一八八二年二月四日發行法律新聞)

- 乙 一八八二年二月十六日提出オムベル案(官報附録四二二號一八八二年三月の代議院議事録二七八頁)は對審判決一年二百件以下の控訴院を撤廢せんと欲せり
- 丙 一八八二年二月二十三日提出アンリ・ザロー案(官報附録四五二號一八八二年の代議院議事録四四五頁)は控訴院の全廢を主張し一九二〇年六月八日提出イニアス案(官報附録一〇一六號一九二〇年六月の代議院議事録一五八四頁)も亦此意見を祖述せり
- 丁 一八八三年一月二十九日提出ドゥゼス案(官報附録一八八三年の代議院議事録一四六頁及び一九九頁)は若干控訴院の撤廢を主張せり

上掲及び下掲諸法案は例示に過ぎず吾人は固より一八四八年以來の改正案全部を列擧せんと欲する者に非ず

- 二、甲 一八八〇年一月二十日提出カゾ案(官報附録二二〇六號一八八〇年の代議院議事録)及び一八九〇年十一月十三日提出マルチノ案(官報附録九八八號一八九〇年の臨時議會議事録四〇七頁)は審判件數一年一百を出てざる裁判所の廢止を主張せり
- 乙 一八九五年一月二十八日提出ヂェ・ペリイ案(官報附録一一四六號一八九五年の代議院議事録三一六頁)及び一八九五年四月四日提出ヂェ・ペリイ案審査委員長報告書(官報附録一二七八號一八九五年の代議院議事録三五八頁)は訴訟件數一年二百以下の裁判所の撤廢を主張せり
- 丙 一八八〇年一月二十七日提出ゴブレ案(官報附録二二四二號一八八〇年の代議院議事録)一八八三年一月二十九日提出ドゥゼス案(官報附録一八八三年の代議院議事録一四六頁及び一九九頁)一八九〇年三月十八日提出セン・ロム案(官報附録四五七號一八九〇年の代議院議事録五〇一頁)
- 三 一八八二年二月十六日提出オムベル案(官報附録四二二號一八八二年の代議院議事録三七八頁)一八九六年一月二十七日提出リカル案(官報附録一七五七號一八九六年の代議院議事録三〇〇頁)一九二〇年五月十八日提出ロビト案(官報附録八七六號一九二〇年の代議院議事録一四七〇頁)
- 四、甲 一八四八年三月二日の臨時委員會案シレイ法令集一八八四年五四頁一八八二年三月四日五日九日發行法律新聞フエリクス雜誌一八四八年五卷五〇頁一八四八年八月二十二日二十四日發行法律報所載大審院の意見、ザヨールヂュ・ビコ著佛國司法制度

改革論一〇六頁三七四頁チロウスキ雜誌三三卷所載コトゴ著現行司法組織維持論

- 乙 一八八〇年一月二十七日提出アラムホン案(官報附録二二四三號一八八〇年の代議院議事録)一八八二年二月二日提出マルテンフイエ案、審査委員長ルグランの報告書(官報附録四四七號一八八二年の代議院議事録三八九頁、此兩案は俱に縣内各主要地に縣裁判所支部を置かんと欲せり)
- 丙 一九二〇年一月八日提出イニアス案(官報附録一〇一六號一九二〇年の代議院議事録一五八四頁所載ボンヌメイ案(官報附録三一九四號一九二一年の臨時議會代議院議事録)
- 五 ゴヨールヂュ・ビコ著司法制度改革論二六二頁、二七〇、法制・判例評論雜誌一八七〇年三七卷二八九頁所載エ・グニュー著佛國の司法官と其組織改良論、政治・議會雜誌一九一一年六卷四七九頁所載ヂュリヤン・ルフェーヴル著司法制度改革論、一八八一年八月十二日のガムベッタの演説も亦控訴院及び始審裁判所の減少を主張せり、一九〇一年度司法省豫算委員長クルリュビの報告書(一九〇〇年の官報附録一八七三號代議院議事録二三四九頁)
- 六 佛國司法雜誌一九一〇年第一部二八四頁所載レオンス・コムト著司法制度改革論及び同雜誌四七頁以下所載ルシヤン・ロミエ著現代論は皆小規模裁判所の必要を提唱せり
- 七、甲 一八七六年十一月十五日提出ドュフォール案(一八七六年十一月二十五日の官報附録八號元老院議事録八六六頁及び一八七八年二月一日の官報九二六頁)、佛國司法雜誌一八七七年第一部所載始審裁判所構成論中ドュフォール案の評論、當時司法大臣は敢て始審裁判所を撤廢せざりしも全國諸縣中事件の多少と交通の便否とに酌みて縣内所在始審裁判所の管轄事件を擧げて之を隣接地始審裁判所々屬裁判官に兼攝せしめたり但郡主要地に於ては隣接地裁判所々屬判事三名の兼任を以て豫審判事と所長との職務を兼掌すべき判事及び檢事各一名を置けり、尙ザヨールヂュ・ビコ著司法制度改革論四〇三頁所載著者の意見參照
- 乙 一八七九年十二月十八日提出ミル案(官報附録二一三一號一八七九年の代議院議事録)、一八八三年三月十日提出マルテン・フイエ案(官報附録一七七二號一八八三年の代議院議事録三八四頁所載)一此フイエ案は終に一八八三年八月三十日の法律と爲れり(一八八三年八月三十一日の官報)、一八八六年十一月十九日提出サバナエ案(官報附録一一八三號一八八六年の代議院議事録九

九四頁) 一 大審院各部判事三名の減員、一九〇四年六月九日提出ブレヤン案(官報附録一七四二號一九〇四年の代議院議事録六八五頁)、一九一八年五月十四日提出ナイユ案(官報附録四六五七號一九一八年の代議院議事録五一頁所載) 一 此ナイユ案は一九一九年四月二十八日の法律となり(一九一九年四月三〇日の官報四四七八頁)

八、甲 一八八〇年二月十四日及び一八八二年二月二十三日のエルシニイ案及びベルナル案(官報附録二二九四號一八八〇年の代議院議事録二二三〇頁、官報附録四四六號一八八二年の代議院議事録三八九頁及び四六〇號四一六頁) 一 此兩案は俱に既設裁判所の維持を希望するも輕罪事件に於ける陪審員と民事事件に於ける單獨判官との設置を主張せり而して代議士と法曹とを以て組織せる委員會は試験を経て單獨判事を任用すべきことと爲せり尙此問題に就ては佛國司法雜誌一九〇七年第一部二七四頁及び一八八二年三月五日の法律新聞参照

乙 一八八二年二月二十三日提出アンリ・ザロー案(官報附録四五二號一八八二年三月の代議院議事録四四五頁)、一八八六年七月八日提出コルフアヅル案(官報附録一〇一二號一八八六年の代議院議事録三九〇頁)及び一八八七年二月十九日提出ボアツセ案(官報附録一五五七號一八八七年の代議院議事録三八四頁) 一 此三案皆輕罪事件に在りては選任單獨判事に陪審員を付し民事事件に在りては單獨判事のみを以て事に當らしむへしと爲せり但ザロー案は民事事件と雖も亦陪審員の參與を肯認せり

丙 一九一五年十二月二十三日提出井井ヤニ案(官報附録一六〇六號一九一六年の代議院議事録七〇頁) は郡主要地に判檢事各一名より成れる常設司法機關二を置き其判事は民事事件の審理を兼掌し且區内治安判事の職務を執り其判決は始審裁判所所屬單獨判事隨時出張して之を下す

丁 マレン委員會は經費節約の綱領を立てて各種改革案全部を審査し以て始審裁判所に於ける單獨制を主張せり(一九二三年十二月十日の官報八八五頁所載同年十一月三日の報告書)

戊 終りに元老院に於ける一九二五年度司法省豫算委員會報告員ロアレ縣選出元老院議員アンリイ・ロア氏は始審裁判所に於ける單獨判官制を主張せり(官報附録一四二號一九二五年の元老院議事録三四一頁)

九 アルベル・トイッシュ氏は其井井ヤニ案評論(政治・議會雜誌一九一六年八七卷三六八頁所載)中に代議士ブレバン氏が司法制度改革

革に關する全國法官一般投票の結果を提示せる書柬(一九一六年一月五日發行タム新聞)を掲げ單獨制賛成二百九反對三百七十九始審裁判所數賛成三百六反對二百四十六控訴院數削減賛成七百八反對八百十六なり

一〇 獨リガストン・ルロア氏は其著單獨判官と佛國司法制度改革論に結論して曰く判官の單獨は古代の佛國に於ても亦實に其原則たりしとガルトン・セザル・アルユニ氏は反對の意見を執れり(二氏共著訴訟手續論一卷)

一一 デラル著羅馬法提要クユク著羅馬人の司法機關二卷サヨールサユル・ルロア氏論文

一二 單獨制を採れる邦國は之をルロア氏の論文に列擧せり
一三 司法機關人件費大審院一九二五年度一、八〇五、八七六法一九一四年度一、一七七、七五〇法控訴院一九二五年度一、〇七三、六八二法一九一四年度六、一四二、五〇〇法始審裁判所一九二五年度二七、一二九、一〇九法一九一四年度二、五七一、四五九法に過ぎざりしに鑒みは以て能く司法機關豫算節約の狀を審にするを得ん而して司法本省の經費及び物件費は司法省所管豫算の二分一餘を占む(一九一四年七月十八日の官報六四五七頁一九二五年七月十四日の官報六五九九頁)

一四 是れマキヤルベルが君主論第十九章に唱ふる所にして其論に曰く司法機關は君主をして自ら恩典と官職とのみを掌握し刑罰其他概して國民の不平を惹起すへき事物の處理は之を裁判官に委することを得マアンリヨンド・パンセイも亦佛國司法官憲論第二章にマキヤルの論を引用し先づ之を解説して曰く法律及び裁判官に對する國民の畏敬は其服従と公秩序維持との爲め極めて確實なる保障なり次に氏は良法官の資格を列擧し論して曰く君主は國內の平和に安んじ只國民をして官憲を親愛せしむへき行爲のみを自己に留保し國民をして官憲を嫌忌せしむへき法律及び附餘措置の適用は之を裁判所に一任するにとを得マパレスも亦法司の任務を論定して曰く今や一般の秩序は既に大に回復せり此れ司法機關の主たる目的なりと

一五 千八百七十一年九月二日の大統領令第二條に曰く故に大統領は請求に基き上掲判決の執行を執達吏に、其指揮を檢事正及び檢事に、適法の要求ある場合に協力を公力の司令官と士官とに命ず是れ現行執行文なり

一六 パスカル嘗て感想録第二節第八二號に當時の法官の服裝を記して曰く法官は既に能く這般の消息を理解し其紅服と曰ひ袷袴と曰ひ壯嚴なる法術と曰ひ山丹花の紋章と曰ひ凡そ此數者は其職務の執行に缺くへからず此れ猶醫師にして長衣を着けず上靴を穿たず博士

にして方帽を戴かず瀧衣を纏はさるときは以て俗界を威服すること能はさるかこゝし苟くも法官にして一見恰も能く正義の念に満ち醫師にして治療の國手を有するか如きも此れ只其外觀の然らしむるのみ乃ち法學上又は醫學上の學識に饒なるの狀を裝ひ以て世の職々の徒を威嚇するのみ而して其實眞個の學殖を缺けるか故に一旦事に臨むや則ち儼然たる裝身具に由りて人の想像力を衝動し以て他の畏敬を襲取するのみ但軍人は獨り然らず武官の職は實實にして武力の一事を以て生命と爲し法醫二者の如く虚喝に由りて生を營む者に非れはなりと

一七 モンテレーヌ曰く哲學者は吾人に國法を遵守すへしと謂ふも國法は元來君民各自意思の漂蕩せる海洋の如く多様に正義を彩り人の情性に應じて其面目を異にし其裁判も亦時に隨ひ其揆一ならず乃ち昨は之を是とし今は之を非とし河内に於ては善と爲し河外に在りては惡と爲し岳南に於ては眞と爲し岳北に於ては偽と爲すこゝなくんはあらず然るに奇なるかな彼等か法律を看て正確、恒久、不易の特質を具有すぞ做し之を自然法と稱し其本質上始より人類社會に賦與せられたる者と斷して之を三四種に分ち尙或は之を増減せるや此の如くんは彼等け曖昧の徒と謂はさるへからず何ぞなれば限りなき法律中一も國民全員の承認せる者なければなり又哀れむき者と謂はさるへからず何ぞなれば其三四種の自然法中假令國民全員に非ざるも其若干の反抗否認に接せざる者なければなり之を總ふるに自然法存在の理由は其承認の普遍に在り蓋し自然か眞個に吾人に命令せる事は吾人共同の同意を以て互に提携して之を遵奉せざるへからず而して苟くも此自然法に反して之を強制せんぞ欲する者あらん乎則ち國民と曰ひ個人と曰ひ皆其暴戾と迫害との弊に勝へざらんモンテレーヌ著レモン・スゴンド辯論二編十二章と而して此に引用せるパスカルの言はモンテレーヌの長編を約述せるのみ(感想録五節二九五號)

一八 モーリス・チートイエ氏は國際法・比較法制雜誌一九〇六年二集八卷に裁判上の辯論と題せる一篇を寄せ立法者と司法官との相互關係を論定して曰く立法者は壯嚴なる立法議會開會の際、裁判官は民生日常事件發生の際各、國民の意思を解釋すと

一九 悲劇アントイゴーマ四四九齣乃至四四五齣に曰くクレオン乃ちアントイゴーマを責めて曰く卿は何を以て敢て余の法律を犯せる乎と應へて曰く上帝は曾て妾の此行爲を禁せず冥神即ち正義も亦嘗て此の如き法律を人間に布かず妾は以て爲く子の命令は人をして上帝の永劫不文律を犯さむるの權力を有せずと何ぞなれば永劫律は其起原悠遠にして今日始めて端を發せる者に非ざればなりと

二〇 セン・トীগユステンは不正當の法律に對する抵抗權に就き其著自由意思論第一卷第五章に論じて曰く正義の存せざる法律なしと
セン・トーマスも亦曰く人意に順うよりは寧ろ神命に隨ふに若かず(神學要論一、二、九、九六、甲の四)と又曰く自然法に抵觸せる成文法は正當なる者に非ず故に人を拘束するの力を有せず(同二、二、九、六〇、甲の五)とクレオン・ドユグエイ曰く正義に反せる法律に服従せざるは正當の擧なり(憲法論三卷六六〇頁六六一頁)と尙公法雜誌一九〇七年三一七頁所載サ・バルテルミイ氏著官憲の行爲に對する抵抗論參照

二一 プリース曰く大凡政府に尙さふ所は司法制度の有力に在り蓋し中流社會の幸福と安寧とは繫りて公明敏速なる裁判に懸頼するの念に存す法律にして能く公共團體の各員を結合し國民信賴の焦點と爲り無辜を庇護し私權を保持するときは則ち國民の敬重する所と爲り其精神上の標準を確定して公民共通の理想を保持すへければなり然れども法律の運用にして公平を失し效力薄弱にして適用平衡を失するときは國家の秩序は得て保すへからず何ぞなれば犯罪の防止、處罰の確實に在りて其峻嚴に在らざればなり而して裁判の光明にして消滅せん乎即ち社會は暗黒の裏に陥らんと又曰く國民の福利を圖り自由政體の運用を助くる者は公正にして有力なる裁判に對する國民一般の信念に在り蓋し公正にして有力なる裁判は國家・私人間及び公民間の平衡を保つ所以なりと(現代民主制二卷六二章)

第一編 單獨判官と良裁判

第一章 裁判の緩漫

凡そ病者は常に醫師に望むに治癒の急速を以てし時に或は姑息の治療に甘んずる者なき非ず人は固より天賦の良知を有するも一旦疾に罹るや輒ち忽ち之を惜亡し醫師に求むるに神通力を以てする者あり是れ庸劑を投して自己の靈腕を銜へる疑似醫の迹を絶たざる所以なり司法機關も亦之と其歸を同うし裁判官の懶惰と曰ひ裁判の緩漫即ち所謂審判の跛行と曰ひ既に久しく世の彈指する所なり故に受判者は常に一舉能く事件を判決すへき魔杖バグワット・マゼックを求めて措かす是に於て乎世の輕信者流を欺瞞せる自稱訴訟精通者の輩出するありて三月内離婚事件解決諾約者の存することは之を新聞紙の第四頁に徴すへし更に其太甚しき者に至りては進みて自ら訴訟の無償代理を唱ふる者あり之を要するに方今一般の輿論は裁判の過緩に在り蓋し佛國に於ける裁判緩漫の非難は固より根據なき事に非ず政府の統計も亦之を證して餘りありと雖も其宿弊の程度亦測定し易からず

往年の戦役は大に司法界を攪亂し千九百十四年より千九百十八年に至る四年間に裁判の統計を審にすること能はず且佛國司法省の記録は本書の編纂上終始資料の源泉なるも此れ亦此四年間精確なる統計を缺け

り加之戦争終局直後の數年間亦其餘波を受け騒亂中出訴期限を猶豫せる夥多の事件も亦之を其中に通算せざるへからざるか故に千九百十九年も亦之を除外することを要す而して千九百二十年も亦未だ之を常態に復せる者と認むへからず之を總ふるに千九百十四年以來始めて常態に復せる年は僅に千九百二十一年と爲す

元來裁判の緩漫を以て非難すべき者は民事判官のみにして刑事判官は迅速に能く事件を處理し間、或は時日の遷延を視ることあるも是れ其裁判の準備期間即ち豫審に在り而して受件簿登録後半月内又は一月内に判決を下す^二

今始審裁判所に於ける民事訴訟の繼續期間に就き千九百十三年と千九百二十一年とを對照せんに左表は千九百十三年度及び千九百二十一年度に於ける受件簿登録件数の統計と其各年次内終結件数及び此兩年次の十二月末日に於ける未決件数とを示す

年次	登録件数	既決件数	百分率	未決件数	百分率
一九一三年	一八一、七二一	一三八、二二八	七七、〇	四三、四八三	二二
一九二一年	二〇七、七二三	一四三、六四四	七〇、〇	六四、〇七九	三〇
一九二二年増加	二五、九五二	五、四一六	二〇、五九六		

左掲民商統計第十二表は終結と未決とを問はず總て登録の順位を趁ひ千九百十三年及び千九百二十一年

に於ける登録事件の分類なり

登録後經過期間	既決事件		未決事件	
	件数	百分率	件数	百分率
一、三月以内	五、九六六	四、〇	四七、〇	二六、二七四
二、三、六月以内	三、一八三	二五、〇	三、三五六	二五、〇
三、六月以上一年以内	二、四四九	一七、〇	三、〇〇六	二二、〇
四、一年以上二年以内	二、三七五	八、〇	一、六〇三	一、一〇
五、二年以上	三、三四五	二、〇	八、五〇五	六、〇
計	一、八二六	一〇〇、〇	一、四三六	四三、四八三

由是觀之兩事實の存するを認む即ち第一、千九百二十一年に於ける訴訟件数は遙に千九百二十三年に超え當該判官は事件の増加に應じて一見其全力を傾注せるか如きも然れとも其努力の結果は人をして甘心せしむるに足らず何となれば千九百十三年に於ける未決件数と登録件数との比例は百分の二十三なりしも千九百二十一年に至るや百分の三十に上れり故に我判官の所謂誠意は之に疑を挾まざるを得ず又千九百二十一年に於ける登録件数は千九百十三年に超ゆること約二萬五千なるも其終結件数の増加は僅に五千に過ぎ

す而して未決件数の増加は二萬を出つれはなり第二、訴訟の平均繼續期間漸く増加して止まず即ち三月以内の登録件数千九百十三年に於ては終結件数の百分の四十八なりしも千九百二十一年に至るや僅に百分の三十四、五に過ぎず登録二年後始めて終結せる件数千九百十三年終結事件總数の百分の二なりしも千九百二十一年に至るや實に百分の六に上れり其他の事項も亦之に據りて類推すへし

由是觀之佛國判官の任務は日月益々繁劇に赴むき事件輻湊の爲め審判の行程亦漸く遅延せすんはあらず是れ全國所在裁判所の通勢なり尙之を下掲千九百十三、千九百二十一兩年度七大都市商統計第十表に徴すれは思半に過ぎん

未 濟

裁判所	年次	受理事件	既決事件	審理既開	審理未開	登録後三月以上経過未決事件
トゥールーズ	一九一三年	一、五一一	一、〇七四	一九五	二四二	二二三
	一九二一年	一、九六六	一、〇八四	三三八	五四五	五九一
ナント	一九一三年	一、五六一	一、〇九〇	一二七	三四四	三二〇
	一九二一年	一、八九四	一、五四四	一三三	二一七	二〇三
グルノーブル	一九一三年	二、一八六	一、一二一	三七三	六九二	九三七
	一九二一年	二、四二六	二、〇二三	一二七	二七六	三二〇

ニス	一九一三年	三、一〇九	一、九六一	一五四	九九四	六三四
	一九二一年	四、〇二九	二、五二一	五五三	九五五	九五五
馬耳塞	一九一三年	三、一九八	二、一六八	四一九	六一一	五六三
	一九二一年	六、五八四	三、七三五	一、二六五	一、六八四	八五九
里昂	一九一三年	五、三三七	三、三二三	一、二七五	七三四	五九七
	一九二一年	六、三〇三	四、五五五	一、一七五	五七三	五〇六
巴里	一九一三年	三五、八五九	二五、七九九	三、七七四	六、二八六	六、六七六
	一九二一年	三九、八〇六	二三、九五九	五、七五二	一〇、〇九五	一一、一六三

今此兩年度に於ける未決、既決、登録後三月以上未決の三者對照の爲め更に其百分比例を擧ぐれば左の如し

第一、受理事件に對する既決事件の比率

第二、受理事件に對する登録後三月以上経過未決事件の比率

裁判所	一九一三年	一九二一年	一九一三年	一九二一年
トゥールーズ	七一	五五	一四	三〇
ナント	六九	八一	二〇	一三
グルノーブル	五一	八三	四二	一三

ニース	六三	六二	二〇	二三
馬耳塞	六七	五六	一七	一三
里昂	六二	七二	一一	八
巴里	七一	六〇	一八	二八

之を總ふるに千九百十三年より千九百二十一年に至る九年間全國所在裁判所を通し著しく未決事件の増加を視判官は皆相率ゐて終結の促進に力め之を爲め千九百二十一年の終決件数は巴里一市を除き遙に千九百十三年の右に出つ

上掲七大市の裁判所中トゥールーズは三部より成り其終結件數千九百十三年一千七十四、千九百二十一年八十四にして二者殆んと相若けるも未決件數千九百十三年以來既に從來の平均數を超え同年百分の二十九なりしも千九百二十一年四十五に上れりなるとは二部より成り未決件數千九百十三年既に百分の三十一に達せるも千九百二十一年反て減少の好果を認む是れ同年度の第三部増設の賜ならんグルノーブルは三部より成り千九百十三年以來會て其組織の變更を視さるも未決件數千九百十三年百分の五十一より千九百二十一年八十三に上るニースは千九百十三年以前より既に三部制を執れるも裁判の進行遅々振はす千九百十三年百分の六十三、千九百二十一年六十になり馬耳塞は四部より成り千九百二十一年特に第五部を置けるも裁判の遲滯反て其度を高め千九百十三年百分の三十三より千九百二十一年四十四に進めり里昂は千九百

十三年以前既に四部を以て之を組織し裁判久しく停滯せるも比年漸く宿弊一掃の緒に就けり巴里は千九百十三年の當時二十七部より成り千九百二十一年に至り更に五部を増加して三十二部と爲せるも成績頗る擧らす終結件數千九百十三年未決件數の百分の七十一なりしも千九百二十一年反て六十に減し其實數千九百十三年二萬五千七百九十九、千九百二十一年二萬三千九百五十九なり是れ憂ふべき事と謂ふへし之を率ゐるに全國裁判所か訴訟の輻湊に苦しめるは得て掩ふへからず而して從來の姑息手段は竟に此宿患を拯ふに足らず必ずや斷々たる匡正の道を講せざるへからず

大凡裁判の進行を敏速ならしむるの道は第一、辯論時間の短縮と開廷時間の伸長とに由れる司法機關能率の増進第二、裁判官の増員に在り我當局者も亦既に此方針を採り近時大に辯論時間を節減し毎週の開廷は従前より其數を増し部數も亦大に増加せるも開廷は反て往時より其終結を緩うせり

單獨制主張論者は大抵以爲く單獨制施行の結果判官の合議其迹を絶ち竟に裁判の進行を視ることを得んと余は此見解を首肯すること能はず何となれば判官の合議は其時間固より甚短きか故に訴訟事件の解決を遷延せしむる者は判官の合議に在らす寧ろ合議時間を參酌せずして開廷簿を作るに在り合議の撤廢は裁判官をして十五分時を短縮せしむることを得るも此餘裕を擧げて之を爾餘事件の審判に資すること能はされはなり

是故に吾人は固より合議制の廢止に基ける時間節約の利益を認めざるを得ざるも元來單獨制か能く裁判

の遅延を拯ふことを得ざる所以は裁判機關の増加を容易ならしむるか爲めのみ乃ち現時始審裁判所に一部を新設せんと欲するときは必ずや三名の判官を補任せざるへからざるも新制度に於ては唯一名の判官を任すれば可なるか故に經費を節減することを得るの利あるや辯を俟たず此經費の節減は固より鉅額に非ざるも佛國財政の現状に於ては之を雲煙視することを得ず且之か爲め判官の任用上利便を感ずること鮮少に非す蓋し判官一名の選任は三名の選任より事遙に容易なればなり近時我裁判所に於ける部室の新設は常に緊急の必要に迫られ且財源の匱乏と判官任用の困難との爲め恰も計滴管の作用の如く個々點々極めて局限せる者なるも一旦汎く單獨制を採らん乎則ち竟に敢て部室を新設し事件の部屬を増加して竟に裁判遷延の宿弊を一掃することを得ん

一、裁判の延滞は獨り佛國のみに非ずネレンクス著「米國の司法組織」に曰く一八七九年米國高等法院に於ける一事件の繫屬を視るに至るまでの實に三四年の久しきを經たり一八八九年—一八九一年度初頭に於ける其未済事件一千一百七十七同年度間登錄新事件六百二十三既済事件六百十年未済事件一千九百九十に上れり是に於乎千八百九十一年三月三日の裁判所構成法を以て高等法院繫屬事件の一部分を擧げて之を聯邦巡回裁判所の管轄に移したるも其結果會て觀るべき者なく一八九一年度初頭未済事件一千一百九十登錄新事件三百七十九既済事件四百九十六年未済事件一千七十三、一九〇五年度初頭未済事件二百八十二同年度間登錄新事件四百既済事件四百二同年度未済事件二百八十なり是れ中央裁判機關の現状なり若夫れ諸州の裁判所も亦裁判の滯滞其右に出で一事件の繫屬六年の久しきに亘る者あり其原因一にして足らずと雖も主として訴訟手續の複雑、辯護士報酬の増加の爲め訴訟繼續の畫策陪審員の宿弊殊に裁判官の不足に在り加之判決文の引證煩冗にして明確を缺ける者少なからず故に一八八五年フィールド、ドイロン二氏の調査報告書

に曰く是れ目標及び基準を遮蔽せる雲霧なりと且許多司法官中者甲は其判決簡に捷失し乙者は徒に沈黙を乗り數月の久しき竟に其判決を下さざる者ありと

尙ブリース著「現代民主制」二卷一〇一頁參照

二、佛國に於ける刑事裁判進行の敏捷は多と爲さざるへからずネレンクスは其著「米國の司法組織」に叙へて曰く犯罪處罰の緩漫と無力とは此れ私刑の北米に流行する所以なりと

三、此意見は之を過張すへからずロアセル曰く良判官は慎重に審判し不良判官は輕卒に裁判す凡そ正確に裁判せんと欲せば詳密に審問せざるへからずと

四、王朝の巴里高等法院長ラモアニオンは居恒辯護士を寛過せり氏嘗て曰く辯護士をして緊要なる辯論を爲すの自由を有するのみならず尙冗辯を弄するの慰藉を享くることを得せしむるに若かすと

五、ベンナム著「司法組織と法典編」纂論參照

單獨制に反對せるリュバン・ド・クレーデル氏も亦此論旨に左袒せずんばあらす氏は一八八二年三月十二日發行法律新聞に論じて曰く訴訟手續の法定期間内に於て單獨制に由れる裁判の延滞を拯ふの利は竟に之を否定することを得ずと

第二章 單獨判官と合議

行動は一人の行爲にして討議は數人の行爲なりと此れ危險なる套語にして言極めて簡明なるも複雑せる幾多の事物を其中に包藏す凡そ此種の用語は合議制主張者か單獨制に反對せる論旨の本質を爲す者にして眞理の外觀を呈するも其實必すしも然らず蓋し單獨制は一定の事件に關する數多判官の意見交換即ち數人の行爲たる合議制と相背馳する者なり元來合議はデリス被判者に對する恰好裁判の保障なりと雖も合議制主張者は唯其論旨を上掲兩句の前提に摘約して單獨判官は司法の好運用と相容れすと結論す此論法は嚴正完密得て間然すへからざるか如く然るも其實合議といへる語の意義を摸稜ならしめ論理上多少の瑕疵を含む

第一節 争議デリベラシヨン・コンフリクトと審議デリベラシヨン・エトユード

合議は之を二種に分ち第一、争議第二、審議と爲す争議は議題に關する幾多相反對せる意見、本分、感情、利害の校勘論究にして合議者は各、其相對抗せる諸要素の取舍に惑ふ而して其決定は各種意向の協調又は一意向の克捷に由る故に決定は争議の解決なり審議は源を將さに解決せんと欲する未審問題に關する合議者の遲疑に發す其方法は先づ問題の諸要素を調査し然る後問題の解決に必須なる一般原則を提けて之を既に事實を審にせる要素に適用するに在り夫のコルネイユ劇登場諸勇士の爲す所は正さに争議の適例な

り乃ち其衷心は皆道念と情緒との牴觸に苦しみ二者其一の制捷に由り初めて其決意を視すんはあらずロドリグが其父ドン・ドイェグよりドン・ゴルマスの辱しむる所と爲りて復讐を命せらるるやロドリグは實に自ら爭議の裏に入れり蓋しゴルマスの女シメーヌ其人に對する戀慕の情と父に對する義務の念とは其心中に相闘ひ一方に於ては優婉なる追憶に耽り他方に於ては自己門地の高貴に矜り久ふして名譽の念終に愛慕の情を制し敢てゴルマスを殺して父仇を報せり又議會の討議も亦爭議の一種なり乃ち其討議すべき法案は其種類の如何を問はず國民各自の利害に影響せずんはあらず議員は皆其選舉區民の代表者として其利益扞護の任に膺るか故に法案の討議は選舉區民當面利害の爭議なり而して其爭議は先づ選舉區民の利害を宣明して能く之を擁護すべき法案を議定し次に選舉區民特殊の利害より全國民共通の利害を描出するに在り終りに間亦當面の利害問題に非ざる學理上の觀念、哲學上の異見、法案又は決議の趣旨と背馳せる制度の討議に遭遇することあるも此れ亦議會に於ける討議の性質を失はず又心理上の爭議たると議會に於ける討議たるとを問はず合議者か一人にして同時に判官と當事者とを兼ねることあり上掲ロドリグはシメーヌの情人にして又シメーヌの父を仇敵視せるドイェグの子なり此の如き境遇二元の爲め竟に利害の牴觸を生ずシメーヌを扶けて父仇を報せざるべきか將たシメーヌの父を殺して父仇を報すべき乎其何れか一を採るべき乎はロドリグの獨り自ら當さに決すべき所なり此れ合議者一人にして判官と當事者とを兼ねる者なり又議員も亦選舉區の代表者たると同時に全國民の代議機關として議會に提出せる問題を解決せざるへ

からず此れ亦合議者一人にして判官と當事者とを兼ねる者なり但利害若くは學說相反對せる討議の際一人を以て同時に相衝突せる諸元素の代表者と判官とを兼攝すること能はざるときは多數人より成れる合議に頼らざるを得ず此點より之を觀れば合議は數人の行爲なりと謂ふことを得ん

合議の第二種たる審議に至りては前きに既に述べたる如く決定に關する一般原則を擧げて之を特殊の問題に適用するに在り凡そ問題の決定は皆先づ審議を行ふと雖も其當さに解決すべき問題極めて明白の爲め其審議亦極めて迅速にして得て捕捉すべからざることなきに非ず問題の明白は或は問題の簡易に基因することあり又或は其問題は常に同一の名辭を以て相反復し幾多類似問題に就き前きに既に審議を經其決定方法は輒ち其問題に反映する者あり是れ日常微細の問題に實驗する所なり之に反して全然新規の問題又は複雑且困難なる問題に逢著するや其決定當局者の心中未だ解決の確信なきか故に廣密なる審議を累ね先づ其當さに解決すべき問題の範圍を限定し其諸要素を攻究して之を明定せざるべからず約言せば先づ其特質を確定し然る後意識の有無を問はず經驗又は學理より收得せる行爲の一般原則に照して之を解決すること要す例へは商工企業主にして從來未だ其業務を營まさりし地方に其取引を擴張せんと欲する者は先づ其各營業所に問題の諸要素を蒐集する帳簿の作製を命じて細心に之を調査せしめ然る後能く問題の全部を理解し之に營業上の原則を適用して其當否を決定せざるべからず元來株式會社の決定は取締役會之行ふ者にして社長之を專行することを得ず而して集合審議の個人審議に代るは例外の事にして之か爲め會て合

議の方法を變更する者に非ず取締役會は各營業所の提出せる帳簿を審査し社長と同一の條件及び原則を以て之を決定す蓋し問題と曰ひ之を解決すべき方法と曰ひ既に相同しきときは故さらに社長の執る所の者と異なる道を探るの理なければなり且取締役會は自ら集合審議の權能を有せず只其眞實の探究に力むるのみ而して所謂眞實は個性の者にして個人智能上の努力に由るに非されは之を發見することを得ず而して衆多の取締役は各、應に自ら其努力を提供せざるへからざるか故に社長自身の爲すか如く先づ個別に問題を調査し然る後其收得せる歸結に就きて之を審議し之を決定せざるへからず此の如くにして取締役個々の調査は必ずしも洪益あるに非ざるも唯多少の効果を擧ぐることを得乃ち取締役は各、取締役會の一員として諸般の事項を調査し自己の性分に應じて問題を決定すべき原則を解釋し以て其解釋上竟に意見の相異を視ることあるも元來問題の要項及び其決定の原則は根本上既に相同しきか故に取締役各自意見の不同は深く重きを置くに足らず唯他日再び「緩和せる紛議」と稱すべき審議を開くに當り其必要の存するのみ然れども此の如き場合は極めて例外にして所謂集合審議なる者は大抵名實相副はす上掲取締役會の如きも亦先づ其一員たる取締役を選ひて之を報告員と爲し之をして其問題を調査せしめ然る後其報告と決議とに基きて之を決定す故に其審議は其實報告員自ら社長に代りて之を行ふ之を要するに集合審議は其任務只問題の解決に在るときは常に此の如き方法を探るの優れるに若かず蓋し集合審議の短所は決議の責任其機關の一員に歸せずして全員に屬せるか爲め各員皆自ら深く其責任を感せざるに在り元來各人利害の扞

護は人類の原動力なり然るに集合審議に在りては其當局各員皆直接に其責任を感せず問題解決の利害を擧げて、互に之を同僚に推委するか故に其無關心は終に全員の不利を來さんあらす

以上論述し來れる所に由りて紛議と審議との區別の根柢を審にし世の職々者流か合議判官制と衆多判官制との觀念を看て相離るへからざる者と做せる觀念の謬戾を證するに足らん此謬見は即ち裁判上の合議を曲解し單獨制を以て合議を缺ける者と即斷せる所以なり

第二節 裁判上の合議

凡そ法廷の辯論は訴訟當事者より之を視ると判官より之を視ると各、其揆を異にし公衆、新聞記者、法律家、當事者の四者は辯論を看て兩造主張の衝突と做して之を格闘に比し判官を以て只格闘者間攻撃の回數を計算して勝者を賞するの任ある者と爲せり蓋し論理上史實上俱に當事者を以て格闘者と爲し司直府内の論戰を以て決闘場裏の攻撃と爲さは則ち原被兩造は互に敵手にして訴訟は格闘と謂ふて可なり是れ民事の辯論に就て言ふ者なるも刑事の辯論に在りても亦檢事と被告とは互に敵手なり此れ奇警の比喻なるか如く然るも其實決して然らず元來公衆と當事者とは俱に辯論を看て單に法廷に公開せる一曲齣と爲し合議室に於ける三判官の一人は原告に、他の一人は被告に左袒し更に爾餘一人は之を決斷する者と即了するも此れ皮相の觀察にして根柢より裁判上の合議の眞相を解せざる者なり

判官は只壇上より白眼を以て兩造間又は檢事被告間の論争を睥睨するのみオメールか其歌曲中に詠せる天上の諸神はオレムブより降臨して人間の葛藤を解決せるも判官は高く自ら標置し肯て確然訴訟を審判することを爲さず抑其初就任して少しく實務を習ふや忽ち其感覺を鈍ふし事毎に法律上より事物を観察し會て痛切なる人生の實事を洞見せず唯其所謂事件と稱する者に就きて漠然判決を下し當事者を看て苦悶欲望論争する活人と爲さず唯法律上の手續中に動作する物體と爲すのみ故に裁判官より之を観れば尙醫師の患者に對するか如く自己に求むる所の者は民人に非ずして事件なり而して其事件も亦稀有の者に非されは會て之に感興を注かす

此の如きは深く嘆すへきに非ずして寧ろ喜ふへき事と謂はさるへからず蓋し法官の任は仁慈の業に非ず裁判は罪人の徳操を忖度するに非ず又當事者の良心を探究するに非ず裁判所に沓至する痛むへき者の行爲を細觀するときは之を罪惡と稱せんよりは寧ろ犠牲と看做すへき者なきに非ずして之を處罰するに忍ひざることをあらん只社會の秩序維持の爲め之に峻烈なる法律を適用せざるへからず苟くも判官にして空しく公平の念に驅られ區々たる仁恕の空想裏に彷徨せん乎則ち正義の原則は竟に之を厲行すること能はず而して社會の爲め受判者の爲め俱に危險なる禍患を醸生するに至らん夫れ正義は理を視て人を視す若し然らずして人を觀て其情を審むるときは一刀是非を斷すること能はず道德は恰も脆軟なる地盤の如く裁判官にして一たび其中に陥るらは其膠着する所と爲りて誤判絶無の保證を失ふに至らん之を司祭にして信者の歸依

を失ふときは其奉仕する女神も亦之を崇拜する者なきに譬ふ若し受判者の個性と曰ひ富力と曰ひ皆以て判官の心證を左右せん乎則ち其裁判は之を公平と謂ふへからず是れ裁判平等の已むへからざる所以なり故に判官は受判者の個性に酌みて裁判を爲さす一切の受判者を同一視し世人も亦敢て判官精神状態の褊狹を尤めず之をして人生の實際を離れ唯法律上より事件を観察し以て法廷の森嚴と公平とを確保せしむるに若かす是故に判官は唯事件を審判するの任務を負ふ蓋し訴訟は裁判官より之を観れば物質上の事實と法律上の事實とより成り法律上の事實は物質上の事實に胚胎し代認人先つ原告の請求と争點とを訴狀に明示して其解決すへき事項を指定し然る後判官は始めて其訴狀に拘束せられ訴狀に明示せざる事項を審理することを得ず唯代認人の申立に對して自己に提起せる争點に理由を付せる判決を與ふるの義務を生ず是れ民事の訴訟なり刑事の訴訟に在りても亦其結果民事に於けると異ならず乃ち判官は檢事の被告召喚又は豫審判事の管轄裁判所決定に由り始めて其審理を行ふ即ち判官は先つ當事者雙方の辯論、被告の訊問、書類の審査、辯護士の辯論に由りて物質上の事實を確定し次に當事者雙方の辯論、被告の訊問、書類の審査、辯護士の辯論に酌みて更に此事實を究めて法律上の原則に基き法律上當事者各自の位地を確定し終りに法律と判例とに據りて既に確定せる當事者雙方法律上の位地を支配すへき法律の規定を捉へて之を其事件に適用することを要す

以上論述し來れる所に由りて之を観れば則ち裁判上の合議か吾人の所謂審議の一種なることを徴すへし

果して然らば裁判上の合議は必ずしも衆多判官制に由らず單獨制を以て優に事に當るに足るべく單獨判官と雖も尙衆多判官の如く自ら能く合議の實績を挙げ受判者をして好裁判の保障を享有せしむることを得ん大凡優良なる司法官は故さらに絶類の才幹を具ふることを要せず只一切の受判者を甘心せしむべき普通の能力を有すれば可なり即ち少量の學識と多量の良知とを兼備せば足れり

良知とはドユール・ドユベック^ハが稱して判斷力と爲せる者にして判官に必須の能力なり判官は之に由りて訴訟の錯節を斷ち人の情性と利害との纏綿せる紛争の真相を看破し辯論の巧妙に惑はず訴訟手續の陷穽に入らず毅然として能く辯護士の似而非なる論旨を排し相牴牾せる法律上の諸原則を識別して其適否を取捨す故に良知は批判の要具にして凡そ判官にして良知を缺かば其學識群を抜くも竟に冠玉のみ夫れ此の如く學識は只良知を補ふ者の如しと雖も亦漫に其重要を否定すべからず大凡判官たる者は個々の點に就きて精細なる智識を有せんよりは寧ろ法學上の概念を有するに若かす何となれば此法學上の概念に由りて辯護士の立論を理會し法文を解釋し判例を折衷し辯護士の主張せる法律上の謬論を擠排して之を匡正することを得べく且曖昧の法文又は不分明の判例に逢着するや則ち其執るべき道を決するに臨み自ら克く法律の原則を守りて妥當の研究を爲し以て遂に能く其付託事件の好審判官たるを得ればなり

論者或は以爲く學識と良知とを擧げて之を判官に確保するの道は之を單獨制に求むべからず必ずや合議制に待たざるべからずと余を以て之を觀れば合議制を以て單獨制より能力に富めりと肯定すべき理なり定員の増加は任用法の改新と自ら別事にして其間互に何の相繋る所なし

夫れ三人の謬見を併合するも以て一人の卓識に當るに足らず科學上より之を觀るも中學の數學教員十名を合するも其能力は一人の大學教授に値せず況んや數聖アンリ・ポアンカレに對するをや且夫れ優者に庸者を加ふるも其相合せる團體の價値を下すに過ぎず又多數の優者を集合するも其團體の價値は其中の最優者に匹することを得ず其得て増加すべき者は量に非ずして質に在り故に質と量とを合するも只數學の上の中項を得るのみ之を一壘に質を異にせる數種の香水を盛るに譬ふ由是觀之合議制は適さに以て判官の平凡を致すに過ぎず而して任用法の不完全を濟ふに足らず空しく司直の逸材を擧げて之を賸々者流中に埋没せしむるあるのみ

只夫れ此の如し是に於て乎反對論者は其論鋒を轉して曰く單獨制は單一判官一心の合議を撤廢せざるも衆多判官間の合議を不可ならしむと然れども判官間の合議なる者は其主張するか如き緊要事に非ず蓋し合議の存せざる場合一にして足らず乃ち第一、事件の性質明白にして其解決上些の疑なきときは裁判長は故さらに自席を去ることを爲さず唯陪席判官に目して其首肯を得以て即時判決を下すことあり又衆多判官相率ひて合議室に赴むかす各其椅子の後方に面して會議の狀を裝ひ數語を交へたるの後輒ち判決を下すことあり此れ皆會議を行はざる者にして其類例稀有の事に非ず而して眞個に會議を要する事件反て甚少なし

第二、又訴訟の性質上固より合議を要するも曾て之を行はざることあり乃ち陪席判官か午餐の消化未了中

に公判に臨むや質々焉として眼鏡の裏に眠り或は法典の後に夢み又は獵期の到るや唯懷中より時辰儀を出して之を諦視し思を獵地に向へる汽車の發軔に焦し辯護士の論辯よりは寧ろ銃聲の憂々を聞かんと欲す凡そ此の如き類例一にして已ます之を總ふるに合議制か其創定の主旨と背馳せること勝て敷ふへからず蓋し裁判長は自ら指揮の局に當れるか故に事件に就きて終始精確なる觀念を有するも陪席判官に至りては常に之を等閑視せるか故に事毎に裁判長の意見に制せらるるや數の免かれざる所なり

抑、合議の有名無實か陪席判官の放心に由らざることあり即ち陪席判官の意思精確なるも裁判長自ら其事件を裁斷し其外觀より之を視れば合議制の如く然るも其實單獨制と違ふ所なきことなきに非ず蓋し裁判長にして正確なる人格と有爲の能力とを兼備せるときは其陪席判官に對する權力は殆んど絶對なればなり又陪席判官にして毅然たる性格と牢乎たる意思とを有するときは法學上の造詣深からざるも其勢力犯すへからず之に反して其學殖豊富なるも意思脆弱なるときは亦裁判長の左右する所と爲らすんはあらず裁判長は此の兩場合に於て俱に優越せる位地を會議に占め表面三判官の合議に成れる判決は其實一判官の腦裏より揣摩し來れる者なり是れ尤恨事と謂ふへし由是觀之單獨制か其初立法者の深思熟慮に由りて制定せられん乎則ち其結果亦制度存在の事實と其立法上の規定とに頼りて一定の保障を受判者に供すへきも之に反して唯漫然合議制を布けるときは其規定は常に事實と相睽離し單獨制の短所と合議制の缺點とを併有し司法制度問題の解決は竟に得て期すへからず

合議制の實益なく且其實行を視ざること夫れ此の如し今尙其不祥の結果を挙げんに合議制に在りては兩判官俱に公平心と判斷力を缺き其視る所正鵠を失し爾餘一判官獨り良知に富み其斷案反て其當を得るも多數の制する所と爲りて正當の判斷を下すこと能はざることなきに非ず又一判官に對する兩判官の媚嫉の爲め肯て正當の判決を下すことを爲さず是れ豈痛嘆すへき事に非ずや果して此くの如くんは元來受判者の利益を擁護すへき合議の制度と曰ひ事件の真相を發見すへき方法と曰ひ其名其實に伴はず竟に司法事業の運用をして其措を誤まらしめざること幾んと希なり

合議制に對する吾人の此の非難は其由來既に舊しく先覺者屢之を痛論せり是に於て乎合議制固執者は久しく其反駁に力め吾人か合議不實行の例を擧げて之を難するや輒ち之に應へて曰く是れ例外の事にして原則は依然として合議を執れり又吾人か卓絶せる一判官か合議の制下に他の兩判官を制服するは是れ單獨制の實現なりと謂ふや論者乃ち法律の條文に据り反駁して曰く是れ立法者か此の如き場合を想定して其救治の途を講せる所以なりと何ぞ其れ牽強の太甚しき試みに訴訟の常態を通觀せん乎

則ち其性質簡明にして判官の合議を要せざる者平均訴訟の三分の一を占む又判官放心の爲め合議をして空名に歸せしむる者之なきに非ざるも此類の事例は必ずしも深く之を尤むべき者に非ず唯司法權の運用上繋る所大なるか故に之を雲煙視することを容さず之を要するに合議の實益を認むべき者は殊に事件の裁量と判例の制定とに在り乃ち刑事に在りては法律は刑の最高度と最低度とを定め判官其範圍に在りて刑を宣

告し民事に在りては判官原告の申立に基きて損害の賠償額を定む此の如く合議制に在りては民事と刑事とを通し判官の合議に由りて問題の中項を決定す單獨制は此合議を缺如するも合議の缺如は必ずしも憂ふべきに非す何となれば所謂中項議定なる者は恰も骰子の一投の如く甲判官一點を得乙判官三點を得るや裁判長輒ち其中を執りて之を二點と決するのみ此の如く事件の解決上利害の觀念に乏しき合議判官の判決は竟に責任感に富める單獨判官の爲す所に若かされはなり

法律又は判例の適用上既に單獨制を以て合議制に譲らざる者とせば又新法の解釋及び事實と牴牾せる判例の變更に至りても亦單獨制の能率合議制に下れりと斷することを得ず但新法の解釋と曰ひ判例の更正と曰ひ俱に衆多判例の合議遙に單獨判官の專斷に優れるや辯を俟たす蓋し判例の當否は一國の生命に反映する者なるか故に其制定の任に當る者は特に細心の用意を以て之に臨み學說の理論及び法律の原則を商榷し且問題の全局を洞察せざるへからず此の如き大任は合議を以て之に當らざるへからず唯其合議は識驗兼備の法官に非されは之を完ふすること能はず是れ裁判機關の階級昂騰するに従ひ其判決の議定に必要な法官の増員する所以なり反對論者か司法官定員の衆多を以て其價値を増加する者なりと謂ふは固より取るに足らざる河漢の論なるも判例制定の爲め控訴大審兩院の法官團に衆多の定員を集合するは理の當さに然るべき所なり然るに合議制論者か全國所在各郡の主要地に三判官より成れる合議團を置きて判例制定の任に當らしめんと唱ふるは其眞意を解すること能はず之を要するに判例制定の重任は之を控訴院殊に大審院に

委し始審裁判所の如き下級機關に託すへからず且之を事實に徴するも亦判例の制定は必ず最高法院の判決を要し始審裁判所の判決は何の爲す所なきか故に吾人の持論の如く始審裁判所の構成上故さらに判例制定の方法を斟酌せざるも亦何の不可か之あらん

又反對論者か立法者か兩判官に對する一判官の專權を豫想して其防遏の道を講せりとの言も亦果して之を事實なりとせば其規定は架空の擧にして何の實效なからん蓋し千九百十九年四月二十八日の法律に據れば數部より成れる始審裁判所に於ては其判官を數部に分配して毎年其部屬を變更せざるへからず所謂「部屬の交代」是れなり此恒例に由りて同一判官の合議を防ぎ其中の一判官をして爾餘二人の同僚を箝制すること能はざらしめんと期せり此慣例は之を少數の始審裁判所に限局せば或は能く好績を擧ぐることあらんも之を全國所在始審裁判所に勵行すること能はず何となれば始審裁判所は大率三判官より成れる一部に在るに過ぎず故に此三判官永久審判の局に當り曾て相交代することを得されはなり

裁判長の專權防遏の爲め法律は又第二の措置を講し合議室に於ては年少陪席判官先つ意見を述べ裁判長最後に所見を示さざるへからずと爲せり是れ裁判長か其位地を利用して自己の信念を固持し以て陪席判官を強制するの弊を防かんとする者なるも其實際を顧みれば合議の初より裁判長敢て先つ自己の意見を吐露し經驗に貧しき年少判官を誘ふて己れに隨はしめざること幾んど希なり而して老獪の陪席判官に至りては倦憊又は不理會の爲め總て裁判長の爲す所に放任して顧みず又裁判長は其初小心翼翼自ら進みて所信を提

示せざるも一旦兩陪席判官か自己と反對の意見を述ふるや輒ち百方之を説破して己れの意思に従はしめずんは止まず由是觀之眞個の合議確保の道は之を反對論者の所謂法文中に發見すること能はず

反對論者は尙頑然辯して曰く是れ虚構の事に非ざるも未だ之を以て合議制を擯斥するの理由と爲すに足らず且此の如き合議判官心理の陋態を以て合議制の缺陷と即斷すへからず之を終ふるに吾人は此事實に鑒みて其任用方法と弊竇匡濟の道とを講ずるの急を感ずるのみと吾人も亦固より司法官の必ずしも皆選良に非ざることを知り且司法制度の得失か其運用當局者任用の當否に繋ることを悟らすんはあらず然るに合議制に在りては其司法官良心の磨滅既に指摘せるか如きを奈何元來吾人は司法官の弱點と短所とを列擧して之を矯正せんと欲するに非ず唯人類の本性に酌みて司法制度を改新せんと欲するに在り然るに合議制の根柢は實事に基かすして空想に據り且其司法官は必ず絶群の士たらざるへからず此れ其實現得て期すへからず而して單獨制は此難關に遭遇するの虞なし是れ吾人が敢て單獨制を唱ふる所以なり且夫れ合議判官か合議の必要時に當りて之を行はず又辯論を傾聽せざる所以は是れ判官全員皆其事件の解決に利害を感せざるか爲めなり蓋し合議制に於ては審判の責任合議判官各員間に分散するか故に互に其責任を推委し陪席判官は拱手して爲す所なく裁判長獨り辯論を指揮し判決を下さざるへからざるか故に責任感を懷き細心の用意を以て審理に臨まざるを得ず是れ自然の數なり然れども裁判長も亦自ら遺漏又は舛錯の際陪席判官の補佐に憑頼するの念を斷つこと能はず是れ人性の免かれざる所なり單獨制は總て此種の弊根を培はず是れ亦吾

人が敢て單獨制を唱ふる所以なり單獨判官は其名稱の示すか如く陪席判官の附隨なり終始事件審判の任に當り辯論を指揮し獨り自ら其心に諮り自ら議定して判決を下す從て其憑頼する所の者は獨り自身あるのみ故に其執る所の決定は正さに自身の心に發し口を合議に藉きて其責任の歸着を逃れ其輕卒の尤咎を免かるること能はず故にペンナム曰く其判決は之に冠冕を戴かしむる乎否らされは鐵枷を施さしめざるへからずと此の如くにして其判決の當否は判官一人に專屬す苟くも其判決にして其措を誤らん乎則ち其結果は原告よりは寧ろ判官に不利ならずんはあらず故に單獨判官は全力を傾注して事に臨まざるへからず而して判官意思の善惡と曰ひ良心の厚薄と曰ひ必ずしも問ふ所に非ず唯危険なる事は判官能力の不足に在り然れども此種の危険は之を看破すること難からず是れ亦吾人が敢て單獨制を唱ふる所以なり

之を終ふるに吾人は本章に於て合議を一般討議と裁判官の合議とに分説し以て先づ單獨制か能く事件審判の任を完ふする所以を明にし判官の資格を論定して合議制の良機關に非ざる所以を證し次に單獨制は判官間の合議を缺くも始審裁判所に在りては其任務只事實の確認に在るか故に合議制を執らざるも何の不便を感せず假令合議制を布くも亦何の効果も奏せず且其實行を視ざるへく而して其結果の極めて不祥なる所以を斷し終りに衆多判官制は司法官の苟媮と怠慢とを助長する者なるか故に單獨制を探りて此積弊を掃蕩するに若かさることを述へ以て幾多模稜の意見と無稽の異論とを駁撃して單獨制の論旨を鞏ふせり抑、單獨制は固より資源に乏しき邦國窮餘の拙策に非ず反て轉、自ら其正當を立證し且以て正義を國民に確保す

へき合理の制度なり吾人の主張は其基礎を實事に建つるも亦理論を閉却する者に非ず故に以下請ふ實事の範圍に入りて之を究めん從來佛國に於ては單獨制を執れる裁判機關なきに非ず今進みて其實狀を究めん乎則ち庶幾くは能く我始審裁判所に於ける單獨制實行の事例を擧ぐることを得ん

- 一、一八四八年の司法制度改革案に關する大審院意見書の一節に曰く行動は一人の行爲にして裁判は數人の行爲なり判官の單一は例外の擧にして我國情と相容れず若し一人の判官にして判官に必要な一切の資格を具備せるときは單獨制を以て司法機關の典型と認むることを得るも是れ得て望むべからざる事なるか故に立法者は皆此許多資格の兼備を個人の集合即ち合議體に求めたりと(一八四八年八月二十二日發行法律新報)
- 二、是れルユバン・ド・クローテの謬見なり氏の言に曰く單獨判官裁判の劣等なる所以は辯論及び合議の缺如に在り(同上)ミ氏は爭議なくんは合議を不完全と爲せり是れ吾人も亦既に之を細論して爭議と審議とは完全の度相異ならざるも其性質を同ふせずと斷せる所以なり
- 三、裁判上の格闘に就てはエヌメン著佛國法律史一五版二五六頁以下アンリヨン・ド・パンセイ著佛國司法官憲論緒論第二章二五頁以下參照、裁判上の格闘は一二六〇年既に路易九世之を廢せり
- 四、クローテ氏曰く公平は裁判上の助手なるも正當に權義を確保せんと欲せば之が爲め反て弊害を醸生するの虞あり(同上)ミ尙ヂエニイの人定私法に於ける科學と技術二編第八章二七四頁四編第五章六九頁參照
- 五、一五六三年八月十七日查理九世成年宣言書登錄の際ルアン法院に於ける大法官ド・ロピタルの訓示に曰く裁判に臨みて情悪と偏頗の情に制せらるること莫れ個人、宗派、政派の敵を爲り友を爲りて公平の心を失ひ情性に偏して判決を下す者なきに非ず卿等は代金の辨濟又は田園の回復に關する訴訟の判官にして品行、習性、教義の審判者に非ず卿等は卿等が善人と看做し又は良基督教徒と認むる者を直とし而して其裁判を下すや至善の教理を奉し若くは其他の道義を解せる兩造間の事件として之を審判し訴訟の事物を

閉却するは誤れり

- 六、クローテ氏は敢て反對の意見を執りて曰く可否の意見既に論述し去り代訟人の申立と曰ひ辯護士の辯論と曰ひ亦既に事件の情狀を照明せるも尙其事件の真相分明を缺き眞偽相混し正邪辨し難く兩造各、攻防方法に良非を設くるの時に當り何人が能く一刀之を裁斷することを得べき乎(同上)ミ果して然らば訴訟の解決は恰も骰子を弄するか如く之を如何とすること能はざらん氏か何か故に尙合議制を固執し故さらに判官をして岐路に困迷せしめんと欲せる乎余は其眞意を忖度すること能はず
- 七、クローテ氏も亦吾人と所見を同ふし論して曰く訴訟事件は唯一又は數多原則の運用なり此原則の發見は必要條件にして此要件なくんは判決の正當得て期すべからず而して其所謂原則なる者は法律上の推理に胚胎せる者と解せざるべからず(同上)ミ
- 八、一八八九―九八年のオルレアン控訴院長
- 九、クローテ氏曰く相均しからざる數多の精神力を以て辯論を支配する原則を搜求せんとするは有益の業なり才能卓越せる者と雖も亦獨力を以て事に當るときは得て救ふべからざる弱點及び缺點を視すべし然るに微小の協力と雖も之に附加するときは其短處を補足して之を振興し之を鞏固ならしむることを得ざり又曰く判官にして其能力強盛なるときは其危險益々怖るべく其理會の絶對と曰ひ綜合の過度と曰ひ法理の推究と曰ひ皆以て事實の實際に遠ざかり理論は竟に事實を制するに至らん是れ吾人が裁判官に多量の良知を望み曾て特殊の才幹を求めざる所以なり氏は又結論して曰く衆多判官の合議は各判官に其特長を奪ひ圭角を殺き以て其裁量を以て精確なる實事の觀念に誘致せしむと吾人は之を首肯すること能はず氏は又單獨論者を非難して曰く此論旨に對しては特に之を反駁するの要なき何となれば其詭辯は世の既に擯斥する所にして其循環論法は何の内容を有せず其周邊は之を破ること甚だ易けれはなり(同上)ミ
- 一〇、吾人は此點に就きクローテ氏と同見なり氏の論に曰く世の恒言に云く學問上一人の有する所反て三人を凌ぐことあり即ち凡庸なる三法律は優秀なる一法律家に當るに足らず蓋し數學上の學理を以て智能界を推斷することを得ず智能界に在りては分數は曾て單位又は整數を成さず衆多の疑似學士を集むるも一人の碩學を作ること能はずと夫れ然り然れども此れ學問に關する者にして裁判に關する者に非ず判決は學問と同しからず通常の能力即ち良知、明察、經驗、沈着の諸長を兼備せば可なり學問は智能に重きを置きて最

高頂點に翱翔し推理と直覺とに由りて未知界を發見することを得故に其發見は學界の巨擘に由りて然るに非されは是れ偶然の事のみ(同上)と氏又曰く今夫れ法學の大家をして日常小事件審判の局に當らしむるときは反て其解決に苦まらずんばあらず元來學識深遠なる者は居恒思を稀有の事件に潛め高遠なる主義の建立に慣るるも一朝實生治に關する事件に逢着するときは輒ち狼狽措く所を知らず竟に凡庸の法官と擇ふ所なし是れ法官の能力と任務とは特殊の者にして法官は必ずしも深く學問の研究に耽ることなを要せず唯學問を副ふて經驗を慣習に通せる者の必要なる所以なり而して單獨制は強て間然すへからざる法官を選擇し其任務を完行せしめんと唱ふる者にして優良法官の缺乏せる裁判所に精選せる法官を配置し以て從來の缺陷を矯正せんことをも是れ不可能事と謂はざるへからず(同上)と吾人は之を首肯することを得ず何かなれば吾人も亦固より法學大家の必ずしも司直の任に適する者に非ざることを知れるか故に敢て之を法官に任せしめんと唱ふる者に非ず唯適材に乏しき法術に適材を配置せんことを望める者に非ざればなり且合議制論者の主張するが如く三法官中の二人庸劣にして事に當るに足らざるか故に他の一人は之に卓越せる者を選ばざるへからずと云はば則ち其優秀の一人をして他の二人を壓倒せしむるに至るか故に此れ陽に單獨制を排するも陰に之を行ふ者なり

一、ペンタム曰く訴訟の種類は率むれ常套事にして其審判上合議法官間意見曾て相異ならず而して特に法官の留意を要すること幾んど希なりと又曰く合議法官中號して裁判長と爲せる一人常に自ら事件を指揮し爾餘二人は其爲す所に委して何の自ら爲す所なし(訴訟論一〇章五六頁)と

二、顯理四世の朝巴里高等法院長アシル・ド・ハルレイは嘗て部下を戒めて曰く諸君の喧談の喧噪は坐睡者の鼾聲より大ならざるも辯論の傾聽を礙くること甚しと法官の怠慢に就ては尙佛國司法雜誌一八八八年一部五卷一六頁参照

三、クレー氏の反對論に曰く數人相俱に同一事に従ふべきは其中の一人常に優勢を占むるも以て全員反對の意思を壓伏することを得ず大凡一人が數人を制服するは唯實行に在り蓋し實行は決斷の神速、觀察の統一、理會の果敢思想の峻烈を要すればなり合議に在りては則ち然らず從容として事に臨むに非されは其進行得て期すへからず乃ち幾多假定又は或然の意見を排して次第に其道を開かざるへからず而して合議の任務實行上力めて小心の態度を持し競々として其歩武を緩ふし他の意見の壓倒を力めず以て能く難件を解決するあるのみ(同上)と

一四、クレー氏は之を反對に解釋し多數意見を理ありと爲し論して曰く一人の優者が數人の劣者の壓倒する所を爲るは例外の事のみ假令之ありとするも是れ學識に饒なる者と雖も判斷力を缺けるべきは其意見の必勝を保すへからざるか爲めなり之を要するに其才幹群を抜くも竟に其意見の貫徹を視ること能はざりし所以は其就官の途を誤れるに坐せるのみ(同上)と

一五、ガルソンネ、セザル・ブルニ氏は尙其著理論・應用民商訴訟論に論して曰く合議制に於ては意思の執拗なる者態度の倨傲なる者事毎に聰明なる者經驗に富める者を制御す故に聰明なる者經驗に富める者をして單獨制の下に立たしめは至當の判決得て期すへきなりと

一六、ジョーベル氏はゾルシニイ・メルナル案に就き論して曰く余は合議に於て陪席法官の意見消滅する者と信すること能はず陪席法官は其本分恪守の感念と其執務熟練の希望との爲め銳意事件の審判に協力し裁判長の權力を以てするも漫に之を壓倒すること能はず(佛國司法雜誌一九〇七年一部二七四頁)と然れとも實際裁判長の權力陪席法官の意見を箝制するは掩ふへからざる事實なるを奈何

一七、アンリヨン・ド・パンセイ曰く法律の條文に基きて好個の判決を下すは複雑至難の理會力を要す蓋し法律は立法上の制度、社會上の必要、思潮の現状、其制定の情況を參酌して幾多の關係より之を觀察し且立法者の意思を捜求し其解釋者の意見を熟知し其頑布直後の適用方法を究めざるへからざればなり(佛國司法官論第二章)と

一八、拿破崙三世は法官の交代を政争の爪牙と爲し一八五九年八月一六日の勅令を以て交代の認可權を司法大臣に賦與し以て裁判機關をして帝の旨を承けて任意に刑事部を組織せしめたりと云ふ此點に就ては尙ザオルサユ・ピコの司法制度改革論一三四頁参照

一九、此規定は遠く端を一四四六年の勅令第一四條に發す同條に曰く裁判長は訴訟の判決上評定官の意見を聽き特殊の場合を除き關係評定官全員盡く意見を具述せる後に非されは裁判長自己の意見を叙ふへからずと

二〇、伊國法律雜誌一八八〇年二五卷四九七頁所載サルチ氏の單獨法官論に主張せる反對意見参照

二一、レオンス・コムト曰く法官は皆辯論を聽き其印象に基きて自己の意見を決する者なるか故に裁判長か陪席法官に問ふ所の者は唯此印象如何に在り然れども裁判所は又辯論の聽取のみに甘んぜず訴訟書類を調査すること要す是れ訴訟書類は辨論を解説する者に

して受判者の利害に繋る所大なればなり然るに訴訟書類は裁判長之を掌握せるか故に事件の真相を審にする者は獨り裁判長あるのみ而して其判決を下す者も亦裁判長なり(佛國司法雜誌一九一〇年一部二七五頁)と

二二、ペンナム著訴訟論一〇章五三頁參照

二三、伊國サルルチ氏は以爲く判官の遺漏又は判錯に陥めるの虞は單獨合議兩制相同し(上掲伊國法律雜誌)と

第三章 佛國に於ける單獨判官の實例

佛國に於て法律上陪席判官の協力なく單獨にて事件を判決するの能力ある者は豫審判事、急速事件受命判事、治安判事と爲す豫審判事は其權限固より特殊の者なるか故に單獨判官の研究上比較して之を檢討するの實益なきか故に之を詳論せず而して急速事件受命判事及び殊に治安判事に至りては緊要なる統計資料に据りて之を論究すべく且商事裁判所受命判事に就きても亦少しく之を論せん

第一節 豫審判事

豫審判事は司法警察官にして證據を取調へ檢事の起訴に基きて事件を受理し眞實の發見及び犯罪の處罰に必要な措置を執り起訴事件の實質を證明し犯罪の有無を檢證し豫審の終期に達せるときは罪責の公判移送を證するに足るや否を決定し事件に對する法律上の性質を提示し以て其事件の管轄裁判所を指定す
革命政府は此各種の職務を擧げて之を起訴陪審員ジユリガクユサンヨンと陪審長ドイレクトルデュゴユリと稱する判官とに分屬せしめ起訴陪審員は被告を公判に付すべき罪責の有無を論告する者なるも其要求する事項を理會せざりしか爲め自ら事件の本案を解決せんと主張し陪審長は夥多の規定に由りて其任務を阻碍せられたり是に於て乎千八百十年四月二十日の法律を以て此制度を廢して再び豫審判事を設けたるも刑事被告を管轄裁判所に移送するの

決定は千八百五十六年七月十七日の法律施行の時に至るまで合議裁判所之を發すべき者と爲せり其後管轄裁判所移送の決定は其事件に通曉せる唯一判官たる豫審判事の任務なることを理會し遂に千八百五十六年に至りて之を廢止せり

外觀上三判官の合議に據れるか如く然るも其實一判官の意見に基きて下せる判決に就ては既に之を前章に詳論せり今立法者は名實相副へる規定を豫審のみに執り其他の場合に於ては總て合議制を持せんと欲するも凡そ同性質の問題に就ては同一の解決を執るに若かす

第二節 急速事件受命判事

裁判は常に迅速に非す加ふるに手續複雑の爲め益、事件の解決を遷延せしむ故に當事者の利益上往々事件の根柢に觸れず短期間に其假決定を下すに若かざる者あり是れ此種事件の爲め特に簡捷の手續を設け單獨判官をして其事件を審理せしむる所以なり此單獨判官は原則上始審裁判所民事部長之に當り其支障あるときは其指定判官之に任すべき者なるも審理急速の必要と曰ひ判決の準備的性質と曰ひ皆以て其訴訟に確定の解決を與へす且其事件の性質は重要ならざる者なるか故に立法者は此種事件に就き敢て解決遅緩なる合議制を企てて單獨制を取り資格低級の判官を以て之に當らしむへしと爲せり

千八百八十五年の勅令は巴里^{パリ}町奉行所^{トウリ}に於ける急速事件審判官の組織を規定せるも民事訴訟法第八百六

條は急速審理の場合を列舉せず一に之を判官の認定に委せり而して之を許可すべき場合は之を他の法文に掲ぐ

此の如くにして急速審理の慣例は爾來益、發達し殊に事件の幅濶せる巴里市内所在裁判所に於ては益、其實行を視以て能く受判者の需要を満足せしめたり夫れ然り然れども其判官は事毎に正當なる判決を下せる者に非す殊に巴里に於ては其受理事件に就き僅に五分時間を出てすして幾多の難件を解決せざるへからされはなり只其良知と學識とは以て能く之を處理し受判者と曰ひ法律家と曰ひ皆之に甘心し司法制度に關する論著も亦敢て此制度を難せる者なく反て益、其擴充を求めて措かす^ニ是れ適さに以て此制度の洪益と單獨判官の好績とを徵するに足れり^三加之急速審理に對する控訴の稀少も亦以て能く其事宜に適せることを證すへし元來審理の急速は控訴に免かれざる解決の遅緩と相容れず且其判決準備の性質も亦敗訴者をして更に本案の審理を請求することを得るも敗訴者か之に對して控訴を爲すこと多からざるに鑒みは則ち當事者兩造の急速審理を承認せることを證すへし急速審理事件に對する控訴の率を舉げて其結果を明示せんと欲するも其數字は始審裁判所管轄各種事件に對する控訴の統計と相混せるか故に特に之を提示すること能はず然れども單獨判官たる急速事件受命判事が能く立法者の信任を完ふして其負託に違はざるに鑒みは竟に以て吾人主張の徒爾ならざる所以を證するに足らん^四

第二節 治安判事

我王朝の末造に當り司法制度の非難漸く其聲を昂め裁判管轄の錯雜と曰ひ裁判權の過度と曰ひ審判の遷延と曰ひ訴訟手續の煩瑣と曰ひ皆以て受判者の痛苦に非ざるはなかりき是に於て憲法會議は千七百九十年八月十六日—二十四日の命令を以て從來の組織を一新し各區に裁判所を置き一名の判官と二名の陪審員とを以て之を組織し判官は區縣行政參與權を有する三十歳以上の公民より成れる區會之を選擧し陪審員は各市町村有權者中より連記投票を以て四名を互選し判事及び陪審員の任期は俱に二年にして再選せらるることを得と爲せり

此治安裁判所の權限は狹範圍に於ける對人訴訟、動産訴訟、旅人・旅店主人・運送人間の訴訟、雇主・雇人間の訴訟、教會、收獲物等に關する訴訟の審判なるも憲法議會の目的とせる治安裁判所の根本權限は此點に非ずして寧ろ勸解と和解とに在り乃ち訴訟の解決よりは其豫防に在り詳言せば治安裁判所は訴訟手續の形式に拘はらず力めて健訟の弊を防ぎ條理と公平とに基ける決定に由りて家族間の和合を圖るに在り故に治安判事は之を良家父と稱すへき者にして其主たる任務は爭論を調停して兩造を親和せしむるに在り故に治安判事は自由に手段を選択し法文に拘泥せず一に良知に由りて事件を解決すへき者なり之を要するに治安判事は法律執行の判官たるよりは寧ろ法定仲裁者なり是れ我國の史上に於ける空前の理想にして外國

に其類例を絶てる者なり

既にして此制度の缺陷漸く相踵て發生し殊に判官過多の弊に勝へざり蓋し陪審員は無報酬の職務なりしか故に其適任者を得ること甚難く肯て其任に就く者あるも竟に碌々の徒たるを免かれず且四名の被選者中より二名の陪審員を任命する者は治安判事なりしか故に陪審員は皆其壓制する所と爲らすんはあらず其中偶、治安判事に對抗する者あるも裁判上竟に何の裨益する所なし之を要するに陪審員は受働的又は無能力又は危険として之を廢除するに若かず是れ共和第九年風月二十九日の法律を以て選任治安判事補二名を以て之に代へたる所以なり是に於て乎治安判事は竟に單獨判官と爲り了せり既にして治安判事の選舉制は漸く其迹を收め執政官時代に至り選舉人は二名の候補者を選擧し第一執政官をして其中の一人を擇はしめ踵て千八百十四年の憲法を以て治安判事民選制を全廢し行政長官自ら私權及び公權併有の佛人中より治安判事及び治安判事補を任命して之を終身官と爲せり其間治安判事の權限は頗る擴充し共和八年霜月五日の憲法及び共和第四年霧月三日の法律は小犯罪の處罰を治安判事の管轄に委し千八百八年の法律も亦此規定を維持して次第に市町村長の裁判權を減縮し竟に千八百七十三年一月二十七日の法律を以て之を全廢し治安裁判所を違警罪裁判所と改稱し之をして一切の違警罪事件を管轄せしめ且終千八百三十八年五月二十五日の法律を以て其民事管轄權を増加せり是に於て乎治安判事は葛籐の調停、輕小訴訟事件の解決、違警罪處罰の三權を兼有せり然れども治安判事の任務に關する憲法議會理論上の觀念は依然として尙存し治安判

事は法律の條文に重きを置かずとして正義と良心とに基きて裁判すべく大審院と雖も越權の場合に非ざれば治安判事の判決を破毀することを得ざりき故に治安判事に求むる所の者は只其良知と善意との具有に在り而して其法學上の智識の爲め反て條理の遮蔽せられんことを恐れたり是故に治安判事は其任用上之を法學と事務の實際とに關係なき方面より任用するに若かずと爲せり然るに事實は之と相反し治安判事か違警罪處罰の任に當るや輒ち常に法文の適用に迫られ之か爲め法文を審にするの必要を感じ且其民事管轄權擴充の爲め自己の意見のみを以て任意に之を判決すへからざる複雑重大なる事件に遭遇し終に法學の智識に頼らざるへからず判官より之を觀るも受判者より之を視るも其判決上正當なる準則を法文と立法例とに求めざるへからず是に於て世始めて治安判事をして法律の原則を知悉せしむること受判者をして單に公平に頼るよりは寧ろ法文に據れる裁判を受けしむるの至當を悟り千九百五年七月十二日の法律を以て更に治安判事の權限を擴張し且其任用法を嚴にし齡三十歳以上にして私權及び公權を兼有し既に官職を奉し又は法學士の免狀所有者は二年間免狀を有せざる者は十年間辯護士又は代訟人又は公證人の見習を爲すに非ざれば之を治安判事に任ずることを得すと爲せり此れ治安判事任用法の一大改革なり然るに又新に弊害の到るあり他なし之か爲め治安裁判所か落選せる前村長前助役又は縣會議員の淵藪と化せり之を濟はんか爲め千九百十八年六月十四日の法律を以て千九百五年七月十二日の法律を補正し資格試験を候補者に課し毎年司法省令を以て全國所在各控訴院管内に試験委員を置き控訴院部長又は判事、檢事長代理、始審裁判所

民事部長又は判事、治安判事各一名を以て之を組織し其最低齡を二十七歳に降し退職齡を七十五歳と定め且其進級表を作らしめたり是れ現行制度なり

尙審に我治安裁判制度發達の狀を述べんに一部の論者は以爲く單獨制は判官一時の氣分と意象とに由りて訴件を判決するの虞あるを免かれず合議制は其裁量の要素を失はしめ單獨制は專斷の弊ありと我治安裁判所の沿革は此點に就き好箇の教訓にして以て能く此危懼を一掃するに足れり立法者は治安判事を以て全然自己の信念を以て事件を解決すへき仲裁者と爲さんと欲し其自由を制限すへき法律上の智識を有せざる者を以て此種の單獨判事と爲さんと欲せり然るに其豫想せざりし進化に由りて公平は次第に法律に屈し治安判事も亦自ら幾多の障礙に逢着し漸く家族に對する良家父の特質を失ひ眞個の裁判所と爲り一に法律の規定に由りて判決を下さざるを得ず遂に立法者も亦進路を此方向に取り千九百十五年十二月二十二日の法律を以て治安裁判所の違法判決に對する上告を許せり是より以來治安判事は既に自己の良心に頼らす必ず法律に由りて曲直を判決せざるへからざること爲れり之を要するに世人か治安判事候補者に要求せる學術と實習とは實に其進化を促進する者にして單獨判官の性質上專斷且任意の弊なきことを立證して餘あり

轉して治安判事職務の完行上先づ其權限如何を究めんに違警罪裁判所は一法以上十五法以下の罰金又は一日以上五日以下の禁錮に處すへき犯罪を管轄し民事に於ては終審として三百法以下始審として六百法以

下の對人動産訴訟、終審として三百法以下始審として始審裁判所の終審管轄に屬する金額以下の旅人・旅館主人・運送人間の訴訟、終審として三百法以下始審として係争物の利子如何を問はず雇傭契約、労働契約、田園の損害、收穫物、樹枝剪除、溝渠浚渫、侮辱・誹謗・暴行に關する訴訟、始審として扶養の義務、水流及び境界の企業及び占有訴權を管轄す最近數年間相踵て議會に於ける治安判事權限擴張法案の提出に鑒みは亦以て治安判事任務完行の遺憾なきを徴するに足れり今尙政府の統計に据りて之を究むれば其判決か控訴を許さるる者なるときは其成績如何を査定すること易からざるも其然らざる者のみに就きて之を觀れば概して受判者は治安判事の判決に對して其控訴權を抛棄し原裁判の妥當を肯認せり而して第二審判官は第一審判官より更に能く事件の真相を審にせる者と推定せざるへからざるか故に第二審判官の確認せる第一審判官の判決は之を精確と認めざるへからず第一審の判決に對する控訴の稀少は第一審裁判の妥當を證し且第二審判決か前判決を確認するの數も亦之に比例して増加すへし特に必要なる事は此兩見地に基きて治安裁判所の如き單獨制の取扱へる事件と始審裁判所の如き合議制の取扱へる事件との結果の對照に在り下掲四表は尤も能く這般の消息を審にする者なり但千九百十四年より千九百十八年に至る五年間は其資料を缺けり

第一表 始審裁判所民事統計民商司法年報第十一表及び第六表

年次	第一審對 審判決 件數	控訴 件數	百分率	和解	十二月末日		原判決確認		原判決取消	
					現在未決	件數	百分率	件數	百分率	
一九〇二年	五,五九一	一七,二八七	三,三六	一,五四	六,四九〇	六,二二六	六,〇〇〇	三,二七	三,〇〇〇	
一九〇三年	五,七三〇	一七,〇八七	三,八〇	一,五三	六,三三一	六,一五	六,七一〇	三,〇一七	三,一九〇	
一九〇四年	五,四四一	一七,三二一	三,二一	一,四九	六,八八七	五,九六	六,六七〇	二,九七九	三,三三〇	
一九〇五年	五,四四一	一七,五五五	三,三三	一,四三	七,二一四	五,九八七	六,八八〇	二,九七二	三,二二〇	
一九〇六年	五,八五四	一七,五七七	三,七四	一,八七	六,七三三	六,一六九	六,九一七	二,七四九	三,〇八三	
一九〇七年	五,〇三二	一七,四〇六	三,三二	一,六七	六,九五	六,〇五	六,六五	二,七三	三,四五	
一九〇八年	五,五二〇	一八,一六九	三,五	一,五六	七,五七七	六,三〇六	六,九五	二,七九〇	三,〇六	
一九〇九年	五,四六六	一八,六八六	三,七二	一,七四〇	八,一一八	五,九四四	六,七三	二,八四	三,一七	
一九一〇年	五,五二九	一九,五九一	三,五四	一,八〇〇	八,三三三	六,三三三	六,七七〇	三,〇二五	三,一五〇	
一九一一年	五,五四	一九,六五〇	三,七七	一,八四〇	八,三六六	六,四五一	六,八二五	二,九九二	三,一七五	
一九一二年	五,三九九	二〇,七二一	三,五四	二,〇三	八,六八八	六,八七六	六,八七〇	三,一三四	三,一三〇	
一九一三年	五,八〇〇	二二,〇六二	三,四三	二,二八	九,〇六五	六,六八六	六,七三	三,一八三	三,一七	
一九一九年	三,八〇〇	一六,九七五	四,三	一,六一	九,四六五	三,九九九	六,八三七	一,八五〇	三,一三	
一九二〇年	五,四八三	二〇,二八五	三,六	二,八七	九,〇三九	五,九五	六,六七	二,七四	三,一七	

第二表 治安裁判所民事統計民商司法年報第三十四表

年次	第一審 判決 件數	控 件數	訴 百分率	和解 件數	十二月末日 現在未決 件數	原判決確認 百分率	原判決取消 百分率
一九〇二年	八四,六六	五八,六六	六九二	六四	一,〇四一	二,五二〇	六,〇〇〇
一九〇三年	八七,四一	六〇,五	六九二	七四	一,二六六	二,六〇九	六,二九二
一九〇四年	八六,四七	五九,五一	六八八	七二	一,二五	二,四八八	六,〇四七
一九〇五年	七九,一四	五八,六〇	七四九	六三	一,〇六七	二,五五九	六,二〇〇
一九〇六年	六三,六二	六二,四	九六〇	七三	一,一九七	二,五九八	六,一七〇
一九〇七年	六三,九三	六,六六	一〇,三	七八	一,二五	二,九九	六,四二九
一九〇八年	六五,七〇	七,二五	一〇,七	七六	一,三六八	三,〇四七	六,〇二〇
一九〇九年	六五,二四	七,四二	一〇,九四	八二	一,三五四	三,〇八二	六,二三〇
一九一〇年	六二,七八	七,〇〇	一一,九	七九	一,三四八	二,九八二	六,二〇〇
一九一一年	六七,三三	七,六四	一一,三	七五	一,三五五	三,四六九	六,二八八
一九一二年	六七,一五	七,六四	一一,三	八〇	一,三八二	三,四六〇	六,四四
一九一三年	六四,五一	七,七七	一一,〇	八二	一,四五〇	三,四三〇	六,三二〇

第三表 始審裁判所刑事統計刑事司法年報第三十一表及第三十六表

年次	第一審判決 件數	控 件數	訴 百分率	原判決確認 百分率	原判決取消 百分率				
一九一九年	二五,三七	三,九〇	一五,〇〇	四二	一,二五	一,四四	六,〇〇	七五〇	三,四〇〇
一九二〇年	四,三二	四,六七	一〇,五	四六	一,三〇七	一,八七	六,六一	一,二六	三,八三
一九二一年	五,九四	五,三七	一〇,〇〇	五四	一,一〇六	二,三六	六,五〇〇	一,二五	三,五〇〇
一九〇三年	一六,四〇〇	一五,一三四	八九	八六	一一,八七	七,二五	四,〇四七	二,九七	二,九七
一九〇四年	一七,一三四	一四,四一八	八四	八二	一〇,四三	七,二八	三,九六	二,七七一	二,七七一
一九〇五年	一七,八〇四	一五,一三	八九	七三	一一,二九	七,六	三,九三	二,六三五	二,六三五
一九〇六年	一七,〇三七	一四,四三	八四	七三	一〇,六六	七,七	三,七六	二,六二〇	二,六二〇
一九〇七年	一八,一八六	一五,四五	八四	七二	一一,〇六	七,八一	四,三五五	二,八一	二,八一
一九〇八年	一八,一三	一六,八九〇	九〇〇	七四	一一,〇四	七,四	四,八三六	二,八七	二,八七
一九〇九年	一八,四七五	一五,八四五	八七	七二	一一,三三	七,〇八	四,六三	二,九一七	二,九一七
一九一〇年	一八,〇四六	一五,八八五	八七	七二	一一,三五	七,四	四,五三	二,八五	二,八五
一九一一年	一七,九五五	一六,六〇〇	八三	七二	一一,九三	七,九〇	四,六六	二,八一〇	二,八一〇

一九二二年	二〇三、四六	一七、三三三	八、五〇	二、一九五	七〇、二五	五、一八八	二九、八四
一九一三年	一九五、九七	一六、九九三	八、六一	二、一〇三	七二、三	四、八九〇	二八、七
一九一九年	一四九、一六五	二、二六八	七、四	六、九八五	六、三、四	四、一八三	三、七、四
一九二〇年	二〇三、四〇五	二、六八三	五、七四	六、五八三	五、六、四	五、一〇〇	四、三、六五
一九二一年	二二、九四八	二、七九	五、九七	七、四八六	五、九、六四	五、二、三三	四〇、三五

第四表 治安裁判所違警罪統計刑事司法年報第六十五表

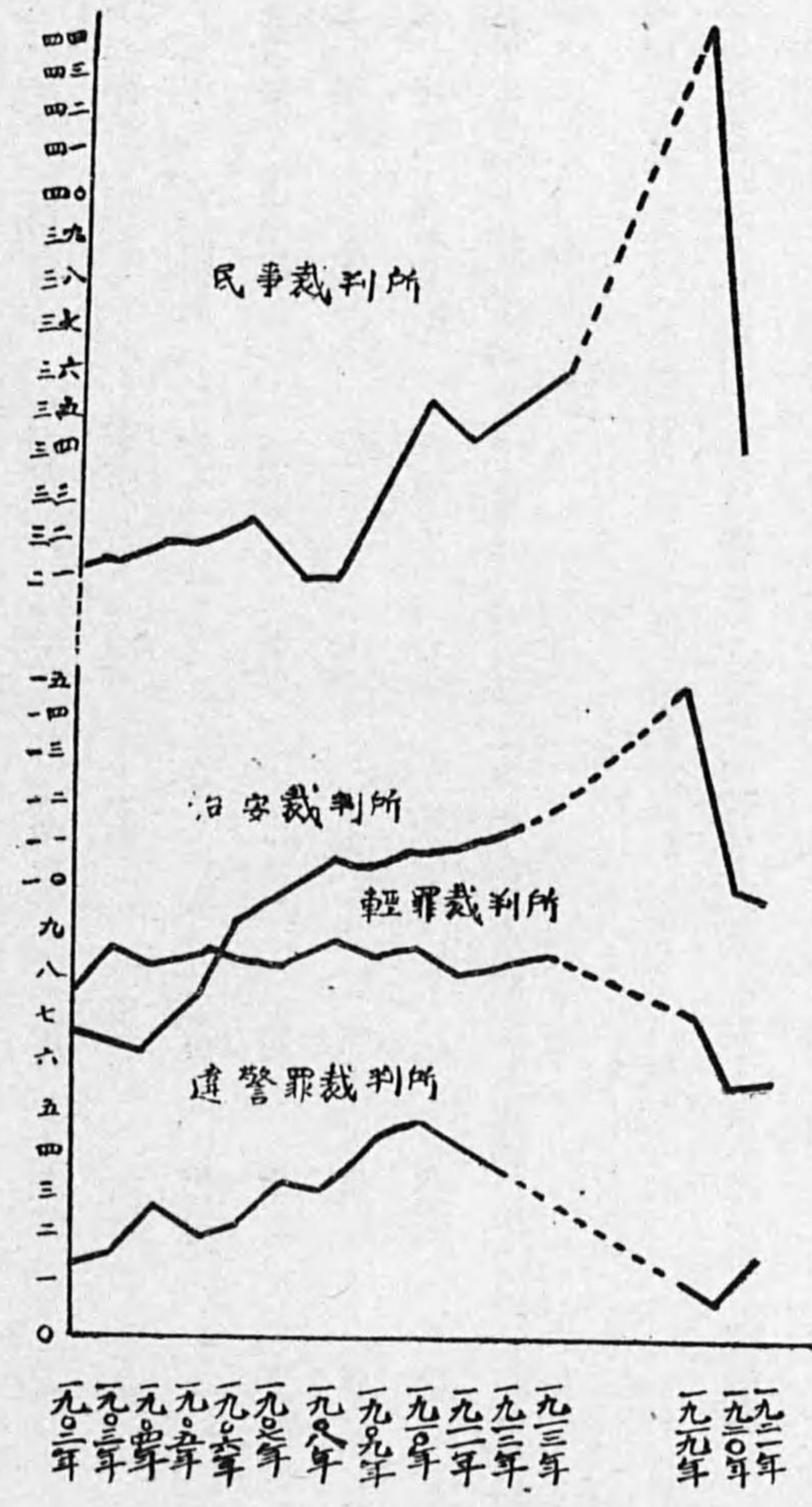
年次	第一審判決 件數	控訴の提起		控訴 解決		原判決確認		原判決取消	
		件數	百分率	件數	百分率	件數	百分率	件數	百分率
一九〇二年	六、五九六	九六	一、四九	八八七	四八五	五、四、六七	四〇二	四、五、三三	
一九〇三年	五、五七〇	九四	一、七四	八九七	四七二	五、三、六一	四四五	四、七、三九	
一九〇四年	四九、四〇〇	一、四〇三	二、八六	一、四〇四	七九	五、三、三四	六五五	四、六、六	
一九〇五年	四七、二五	九六	一、六	八九	六九六	七、九、一八	一八三	二〇、八二	
一九〇六年	四七、四八	一、〇〇三	二、一一	九三六	八二五	八、七、〇〇	二二	一三、〇〇	
一九〇七年	六〇、〇五五	二、〇八九	三、四七	二、〇六〇	一、八四五	八、九、五六	二五	一〇、四	
一九〇八年	七三、七三	二、四五〇	三、三三	二、四三三	二、二一〇	九、〇、八七	三三	九、一、三	
一九〇九年	六六、七〇二	二、九五六	四、四三	二、七四	二、七四	九、一、〇〇	三六	八、〇〇	

一九一〇年	五、三〇七	二、八七一	四、九二	二、八四七	二、六一	九、七、七一	三三六	八、九
一九一一年	五、三四	二、五七	四、九	二、四八	二、三四	九、二、〇〇	二四	八、〇〇
一九一二年	四八、八	二、七九	三、七四	二、七〇〇	二、四、五	八、九、六〇	二八四	一〇、四〇
一九一三年	五、五五六	二、六三三	三、四八	二、五三	二、三、一一	九、二、〇〇	三〇一	八、〇〇
一九一九年	四三、一四	六、三六	一、四七	六、二二	五、五二	九、一、〇〇	六一	九、〇〇
一九二〇年	六三、三六	四、四三	七、一	二、九五	二、四八	八、四、〇〇	四七	一、九、〇〇
一九二一年	五、四九	九、六	二、八一	九、〇〇	八、二〇	九、一、〇〇	八〇	九、〇〇

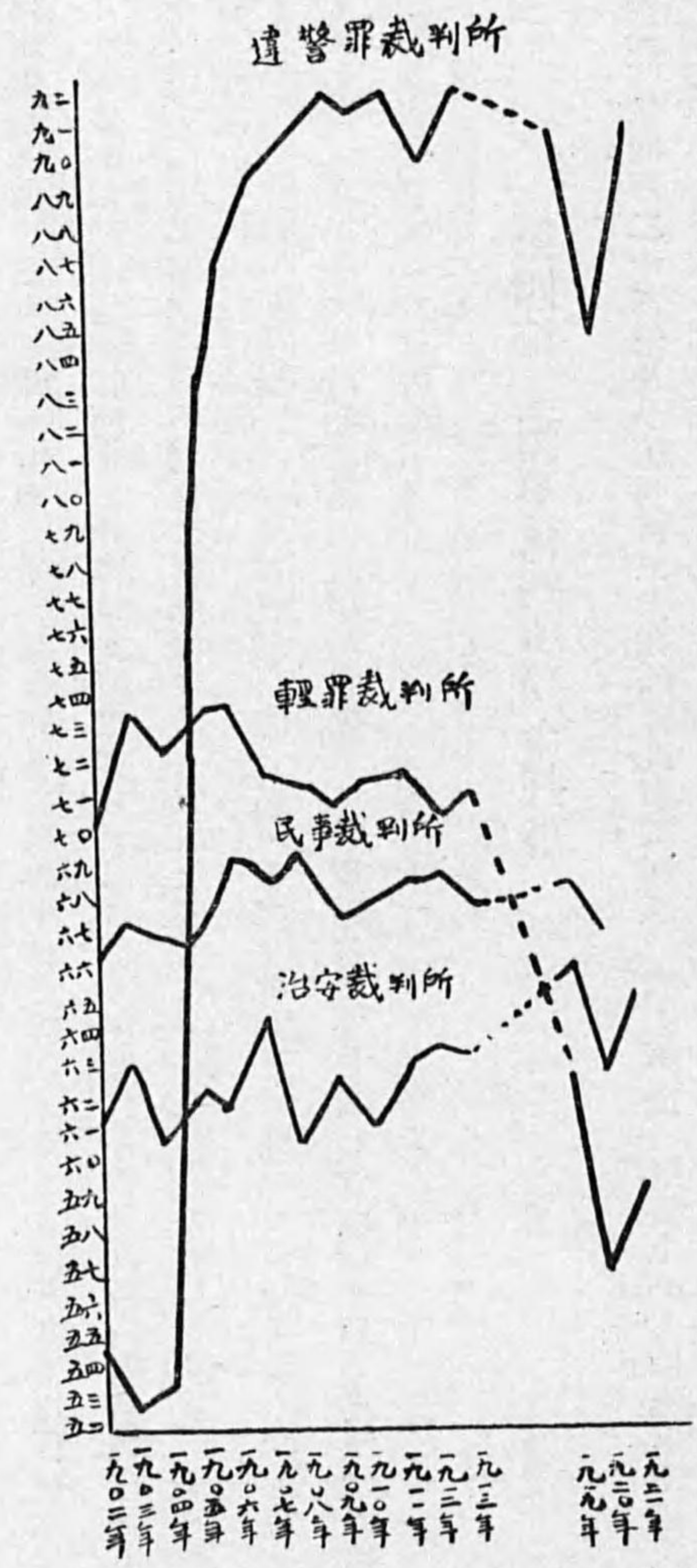
今上掲統計の内容を理會し易からしめんか爲め曲線を以て控訴提起數と原判決確認數との百分率を示せは左の如し

先づ此各統計表に由りて之を觀れば治安、始審兩裁判所民事の控訴は漸次増加の傾向を示すも治安裁判所の違警罪事件及び始審裁判所の輕罪事件に在りては顯著なる變動を視す而して民事の控訴提起數の比例は治安裁判所の判決に對する者約百分の十始審裁判所の判決に對する者約百分の三十三なるか故に治安裁判所の判決に對する控訴率は始審裁判所に於ける者より少なし又治安裁判所の違警罪事件の判決に對する控訴率は平均百分の三始審裁判所刑事々々の判決に對する控訴率は約百分の八なるか故に治安裁判所の判決に對する控訴數は始審裁判所の判決に對する控訴數に劣る是れ治安裁判所に於ける訴訟か小事件なるに

由ると雖も^{一五}二者百分率の懸隔此の如きに鑒みは此一事を以て吾人の主張的確のみならず尙受判者か始審
 裁判所の裁判よりは寧ろ治安裁判所の裁判に甘心せることを證するに足れり
 控訴の提起



原判決の確認



次に原判決を確認せる控訴判決の百分率を閱せんに民事、輕罪兩裁判所を通し殆んど同一比例なるも只
 前者は遞増、後者は遞減の趨勢あり而して治安裁判所に在りては寧ろ増加の感あり而して其特に注目すへ
 き者は違警罪裁判所に在り乃ち違警罪裁判所に在りては千九百五、六、七の三年を通し原判決確認の百分

率千九百四年の五十三より千九百五年の七十に上り終に千九百九、十一、十三の三年間九十二、千九百十年二十一年の九十一を示せり是れ甘心すへき好績にして適さに以て能く違警罪裁判所判決の的確且至當を證するに足れり此の如き良果を呈せる所以は職として千九百五年に於ける治安判事任用方法の改革に由る者にして當時實行せる幾多の施設は前きに既に詳述せる所なり此の如く原判決確認の百分率は輕罪裁判所遠く違警罪裁判所に譲ると雖も始審、治安兩裁判所の民事々件を對照するときは前者平均百分の六十七後者六十一なるか故に治安裁判所反て始審裁判所に劣らすんはあらず然れども是れ兩裁判所判官任用法の差異に基く者にして始審裁判所の判官は其起原と曰ひ立法上の資格保障と曰ひ法學上の智識と曰ひ皆遙に治安判事に優れるか爲めのみ之を要するに此統計表に據りて之を批判せば庶幾くは以て能く合議制を以て單獨制に優れりと爲せる因襲説を打破し且事實に據りて其理論の架空を證し合議制を以て良裁判の保障と爲せる偏見を否認することを得ん

第四節 商事裁判所受命判事

民事訴訟法第四百二十八條及び第四百二十九條は商事裁判所に對し訴訟の解決上必要に臨み特に受命判事を置き之をして先づ當事者の陳述を聴取することを許せり此れ從來商事判官の屢執れる所にして其目的主として當事者雙方の和解に在りと雖も各其主張を固持して和解の不成立に終るときは其事件を商

事裁判所に復歸し通常の手續に由りて之を裁判す此の如き好意の審理を行ひ一切の方式を排し特に證人の宣誓を免し以て當事者及び證人を訊問する判官を證して受命判事と謂ふ受命判事は其事件に就き其同僚より深く事實を知悉せるか故に殊に地方所在商事裁判所は更に新に事件の審理を行はず直に受命判事の意見を採用し且其判決案を承認すること多し此の如き便法は其外觀合議制なるも其實單獨制を行ふ者なり

- 一、内外公報・政治學雜誌一九〇二年十七卷一九三頁所載匿名氏著豫審判事論
- 二、一九一一年十一月七日提出クルラビ案(官報附錄一二七二號一九一二年代議院議事錄四〇頁)及び一九一五年十二月二十三日提出并井ヤニ案(官報附錄一六〇六號一九一六年代議院議事錄七〇頁)は俱に急速審理の擴充を主張し急速審理判官に對して當事者雙方意見一致の際本案の判決を爲すことを許せり
- 三、佛國司法雜誌一八九二年一部一九四頁所載モーザル案
- 四、平ギヤニ案は以爲く急速審理判官は單獨判官にして其權限は此改革の搖籃と認むべき擴張なりと急速審理は民事に就きて好績を呈せるか爲め爾來一九二四年三月十一日の法律を以て又之を商事に適用せり
- 五、治安判事選舉の弊害はザヨールヂュ・ピコ著司法制度改革論二四四頁に之を精叙せり
- 六、治安判事の沿革も亦ザヨールヂュ・ピコ著司法制度改革論二四四頁に之を精叙せり
- 七、治安判事の民事終審判決に對する上告に就ては相踵て三たび之を規定せり乃ち第一、一七九〇年十一月二十七日の法律第四條を以て之を禁し(判例集大審院二二頁註一)第二、共和八年風月二十七日の法律第七七條を以て管轄違又は越權のみに之を許し(判例集大審院三三頁註三)第三、一八三八年五月二十五日の法律を以て管轄違と越權とを區別し第一四條を以て管轄違の控訴、第一五條を以て越權の上告を許せり(判例集治安裁判所民事一〇頁註一)是れ治安判事の違法判決上告の許可に關するポアエン・シア

▲ホー氏の報告書に詳なり(官報附録四〇〇號一九一五年元老院議事録三〇三頁一項)此法案は終に一九一五年十二月二十二日の法律と爲れり

八、治安判事に關する憲法議會の意見は載せて政治・議會雜誌一九〇二年三一卷五三九頁所掲治安判事・其地位・改革論に詳なり

九、大審院が法律家を以て治安判事に任することを肯んせざることは一八四八年八月二十二日の法律新報所載改革案に對する大審院の意見、其反對意見は政治・議會雜誌一九一二年七二卷二五五頁所載現代判官論に詳なり

- 一〇、一九一八年六月十四日の法律及び一九二四年四月十四日の法律を以て改正せる一九〇五年七月十二日の法律に由れば治安判事に任せらるべき者は第一、前治安判事第二、法學士にして辯護士、公證人、代訟人に就きて十二年以上實務を練習し又は二年間公職に就けることを證明せる者第三、法學得業士又は一九〇五年二月十四日の大統領令に規定せる資格證明書を有し三年以上公證人又は代訟人の實務を練習し又は三年間公職に就けることを證明せる者第四、法學士の免狀を有せざるも共和十二年風月二十二日の法律一二條に規定せる資格證明書を有し五年間公證人、代訟人、控訴院・民事裁判所・商事裁判所・治安裁判所の書記、登記所の收入吏又は同等吏員、十年間商工審判會員、三年間其會長又は副會長たりしことを證明せる者第五、一九〇五年七月十二日の法律改正第一九條に由れば法學修業免狀を有せざるも十年間村長、助役、村會議員、商事裁判所員、治安判事補、縣參事會員、控訴院・民事裁判所・商事裁判所・治安裁判所の書記、登記所收入吏又は同等吏員たりし者又は十年間執達吏、控訴院又は民事裁判所の司法官に在職し又は曾て在職せる者又は直に之に任せらるることを得る者、前治安判事、司法省局長、次長にして在職二十五年を経法學士の免狀又は其資格を有する者を除き其他は總て一九一八年六月十四日の法律(一九二四年四月十四日の法律單條)に規定せる登用試験を受くることを要す而して一九〇五年七月十二日の法律改正第二〇條に由れば何人とも現に選舉に由れる公職を奉ずるか又は其就職に運動せる縣内の治安判事に在任することを得ず前任公證人・代訟人・執達吏・書記補は其曾て在職せる市・區の治安判事に任せらるることを得ず
- 一一、一九一五年十二月二十二日の法律單條に曰く一八三八年五月二十五日の法律第一五條は左の如く之を改正す一越權又は違法の治安判事の判決は之を上告することを得一治安判事の判決に對する上告の場合に於ける現行の罰金、大審院に對する上告狀、爾餘訴訟書類及び大審院の判決書の登録税は之を半減す一本法に抵觸せる規定は總て之を廢すホアゼン・シムホー氏は此新法制定の理由を説明して曰く憲法議會は治安判事は主として勸解更なるか故に之に裁判權を賦與することを喜ばず(一七九〇年三月二十九日及び三十日の憲法議會議事録)唯法律の條文よりは寧ろ地方の慣習に由りて之を解決すへき終審五十法以下の小事件を管轄せしめたり元來治安判事は一種の家長審判者にして當事者に對し裁判よりは寧ろ和解を勸告すへき者なるか故に田園生活に通曉せる好尚兼たることを要す(蓋し憲法議會當時に於ける我經濟上の生命は主として農村に在りたればなり)而して方今家長審判者の觀念の消滅は必ずしも之を架説することを要せず氏又曰く故に今や憲法議會の議長トウレの言の如く裁判官を指導する者は公平の一事を以て足れり之を爲すこと能はず必ずや裁判官をして殆んど其取舍に迷はしむる複雑なる法文の解釋に由りて事件を解決せざるべからず是れ治安判事に法律上の能力の保障を要求せんか爲め從來久しく既に加へたる努力の已むべからざる所以にして一七九〇年當時の田園の好尚は今や眞個の裁判官と爲り其管轄範圍は正さに從前に三倍し鋭意各種の難件を審判せざるべからず故に其專斷權は既に之を施す所なし之を總ふるに法律は法律の外に立ちて法律を犯すも罰せらるることなき治安判事以外の者に……を命ずるの舊制度は一九一五年十二月二十三日の新法に由りて其變態の迹を絶てり
- 一二、一九二四年三月二十二日の法律は其第四一條を以て二デシム制を規定し將來罰金は三〇デシムを増額すへく從前殊に一八七三年以來施行し來れる二デシム半の増額は既に廢止に歸せり故に例へは一五法の罰金に處せられたる者は自今六〇法を納付せざるべからず

- 一三、佛國司法雜誌一八八一年六卷一部二三〇頁所載フィルムズ著佛國法官制・其維持又は衰亡論、佛國司法雜誌一八八七年一二卷一部所載無名氏著佛國司法組織の缺陷(ゴム氏の二八八九年度佛國司法省豫算報告書に關する研究)、佛國司法雜誌一八九一年一五卷一部所載モーゼル著司法制度改革と新勸解方法論、立法・判例評論雜誌一八七〇年三七卷二八九頁所載エ・ク著佛國の法官と其改革論、一八八二年二月二日提出マルテン・フイエ案(官報附録四四七號一八八二年三月の代議院議事録三八九頁)、本案は治安判事權限の擴張を規定すクルュッピヒも亦一九〇四年度司法省豫算報告書中に同一趣旨の改革を主張せり(佛國司法雜誌一九〇三年一部

三六一頁所載クルムピ氏の報告書抜抄参照) 本案は爾後一九〇五年七月十二日の法律を以て其一部分を實現せり

一四、一九二〇年以後の佛國司法年報は未だ發行を視ず吾人が一九二〇・二一兩年度の資料を参照することを得たるは司法省刑事局長兼統計局勤務アランシェ氏の好意に由る但一九二一年度の統計は尙完全ならず

一五、一八八〇年二月十四日提出エルシニー・メルナル案理由書(官報附録代議院議事録二二三〇頁)

第四章 問題の推移

前章に述べたるか如く合議制は空想に基ける者にして始審裁判所の二名判官は唯消極判決に參與し第三判官獨り審判を主宰して陪席判官の任務を侵蝕すと雖も亦其實自己の單獨審判者たることを感せず且自己の決意に對する爾餘兩判官監督の假裝承認を覺悟せず故に判官自ら能く受判者に對して其責任を覺知せる單獨判官制特有の保障は之を衆多判官制に求むべからず是れ吾人が判官の合議と裁判の進行とに就きて既に前章に攻究せる結論にして之に由り以て能く合議制を謳歌せる獨斷説を破擯するに足らん但吾人の此結論は多少消極の性質を有す蓋し吾人は司法制度の運用上單獨・衆多兩制何れを執るも關する所に非すと爲すに非ず唯單獨判官制は能く事物の實情に適合し其判官も亦常に其責任を覺知せるか故に衆多制より優れるか如しと雖も此責任自覺の一事を以て未だ遽に裁判の恰好を保するに足らずと謂ふのみ這般の消息を審にせんと欲せば則ち司法制度の沿革を究むるに若かず今吾人は此に其司法行政を詳論せんと試みるに非ず唯其研究の已むべからざる所以を提示せんと欲す

英米の司法組織は互に相類似し其間共通の點少なからず乃ち單獨判官、陪審員、巡回裁判の慣用の如き殊に然りと爲す但其結果必ずしも相同しからず英人は自國の司法官を以て宇内に冠絶すと誇稱せり是れ各國共通の國民性に免かるべからざる自負心なりと雖も英國に於ける裁判の完璧は曾て閒然する所なく其司

法官は皆能く必要なる學識と高潔なる人格とを具備せり米國の司法制度は之を概評すること能はず必ずや一定の區別を設けて之を論せざるへからず聯邦裁判所の裁判は司法官の學識より之を觀るも操徳上より之を視るも甘心すへき者の如きも地方諸州に至りては則ち然らず東部地方即ち新英蘭諸州及び特にマサチューセツト州に在りては苟くも人性の弱點を酌みて之を評すれば或は中位の裁判と稱することを得へきも西部地方に至りては然らず乃ち太平洋沿岸に進むに従ひ判官職務上の智能漸く減少し其徳操も亦大に劣れるの觀あり殊にカリフォルニア州判官品性の墮落は常に歐人をして嚮蹙せしめ轉舊大陸の流風善政を景仰せしめずんばあらず司法行政上此の如き差異の存する所以は法官任用法の得失と其獨立の保障如何とに在り而して其國土の廣狹は與からず英國の法官は辯護士組合の意見を徴し輿論監督の下に王室之を勅任し其補任は曾て政治上の影響を被むらず且拔擢及び轉免不能の因襲の爲め能く司法官の準絶對獨立を確保せり米國の聯邦裁判官は元老院の承認を経て大統領之を任するか故に元老院は判官の選任上至大の勢力を有し之か爲め司法權に對する政治上の干渉の迹なきに非ざるも其任命は學識と人格とに重きを置かずんばあらず合衆國に於ては諸州皆判官を民選とし其資格の保障地を掃ひ陪審員の設あるも常に其弊に勝へず其東部地方に於ては今尙英國の遺風を存し其住民の思想も亦堅確にして能く其公共心に仗りて制度の弊竇を匡救するも西部諸州に至りては住民皆未開の移住者にして未だ文化に霑はず且凝集力に缺けるか故に判官及び陪審員の弊害を拯ふこと能はず之か爲め其裁判は往々權威に乏しく然らざれば權門の左右する所と爲り竟に

司法權をして公益の蹂躪に委せしめざることを幾んど希なり

是に於て乎單獨制問題は終に其位地を變し前きに吾人は單獨制は司法の好運用に適合せる者なる乎との問題に就きて之を肯定し單獨制は裁判的確上合議制に優れりとの斷案を下せるも今や吾人は單獨制適用の一事を以て未だ問然すへからざる司法組織を建つるに足らず尙必ずや判官の任用方法と其獨立の保障とを以て其根基と爲すへき事を唱ふるの已むへからざるに至れり蓋し判官の任用方法と其獨立の保障との兩件を閑却して漫に裁判所の組織を改新せんと欲するも得へからず故に先づ此兩件に對する其影響を究めたる後に非されは司法制度改革の問題を決定すること能はず乃ち單獨制の原則は之を否定することを得ず且單獨制は實に現時の苦境を濟ふ所以なるも法官々制の確定後に非されは單獨制の得失を斷すること能はず

一、白國は戰後延滞訴訟事件整理の爲め一九一九年十月二十五日の法律を以て小規模の單獨制を布けり是に於て單獨制終に克を制せるも其眞價の得失に至りては輿論未だ一致せず爾後一九二三年一月十日に至り司法大臣マッソン氏は依然單獨制を執りて此一九一九年の法律改正案を代議院に提出せり此改正案に由れば單獨判官は民事に在りては訴訟上救助の申請及び當事者の請求に基き治安裁判所の判決に對する控訴以外の事件、刑事に在りては直接召喚事件及び合議室又は移審部の認定せる簡易事件を審判す單獨判官の指命は檢察長、始審裁判所長、辯護士會長の意見を徴して控訴院長之を行ふ而して一九一九年の法律は單獨判官の管轄事件を檢察に豫報すへきこと爲せるも一九二三年の法律は之を廢せり是に於て單獨制は遂に世の不信賴の念を一掃し去れり

二、佛國司法雜誌一八八二年六卷一部三〇二頁所載クラッソン著一八七三年八月五日の條令公布以後に於ける英國の司法組織及びホレンクス著合衆國の司法組織參照

三、一八八七年六月四日英國女王踐祚五十年慶宴の席上ワトソン、パーカーの演説に曰く英國の裁判は純潔無垢にして間然する所なく其判官は民人の掣笑休戚と政府所屬黨派の如何との爲め曾て心を動かさず且公平を傷くることなしと(マルシアン著佛國司法官任用論一〇九頁)

四、ネレンクス著合衆國の司法組織一章二章、プリース著北米共和國一卷二二章三二八頁

五、ネレンクス著合衆國の司法組織二部、プリース著北米共和國二卷六二章一二二頁

六、ド・フランクザル伯著英國の司法制度(一〇章三七六頁以下)に曰く英國の判官も亦往々其位地の獨立と判決の公明とを缺キトユドル、ストユアールの兩朝其卑屈收賄の例を認めずんはあらずと

七、米國民は判官の任用上政府の爲す所に委し特に其資格に條件を付せずと雖も元老院の司法委員會常に政府を監督し判官の任命上大統領の意思を制肘すること多し(ネレンクス著合衆國の司法組織一部一編二章二九頁以下)

八、政府は自黨所屬の判官を任用すも雖も其學問人格俱に間然する所なき者の採用に力む(ネレンクス著合衆國の司法組織一部一編二章二三頁二四頁八章八〇頁以下)

九、米國に於ては政黨間官職爭奪の爲め聯邦諸州所在法官の價値を特亡せずんはあらず選舉に克を制せる政黨は輒ち反對黨を排斥し自黨を以て一切の官職を壟斷せずは息まず反對黨も亦次回の選舉に捷を占むるや則ち之に報復して憚る所なし判官の任用は原則上選舉に由るか故に選舉監督員と稱する選舉會領袖の援助を假らざるを得ず選舉監督員は自ら候補者名簿を作り自黨所屬選舉へのみを名簿に登録す故に判官候補者は將來の受判者たる選舉人の歡心を活はざるべからずネレンクス曰く判官候補者にして其推薦者たる政治家の爲め地方の募債に應ぜずんは竟に其當選を保すること能はず(合衆國の司法組織二部四編一九章二三二頁)且各州知事の判官任命も亦其民選に於けるか如く政治上の性質を有す(同上二三三頁)米國の辯護士組合は上級法衙判官の任用上頗る綱紀の肅清に力むるも下級判官の任用に至りては未だ其弊害を排除するに至らず(同上二部一編一四章)と

プリースは米國判官に對する濫職の非難を辯駁し英國司法制度の缺陷を尤め且佛獨の判官を擯斥するも(北米共和國三卷五九章乃至六七章四卷八八章「紐育市のタマニー黨」一〇二章)佛國判官に對する受判者信任の厚きに鑒みは氏の所見の正鵠を失へることを

證すべく佛國の判官は法律上未だ嘗て米國に於けるか如く收賄の嫌疑を受けず

プリース又曰く米國に於ては元老院の承認を経て大統領の任命する聯邦判官は聯邦議會の彈劾あるに非されば其職を免せられず其俸給は第一流辯護士の收入に劣る聯邦中五州は知事自ら司法官を任命し二州は州會、爾餘諸州は州民直接に之を選舉し任期は州各、其揆を異にし俸額も亦一ならずと雖も概して良材を羅致するに足らず聯邦所在法衙中第一位を占むる者は高等法院、第二位を占むる者は爾餘聯邦上級法衙にして知事又は州會の任命に係る者は其素質觀るべき者あるも其他に至りては學力の富贍と曰ひ經驗の充實と曰ひ操徳の高潔と曰ひ裁判の公平と曰ひ皆反て辯護士の下に在り之を要するに政黨の判官任命權獨占制に自黨所屬者をして利權を獲得せしめ又は將來の自黨崇拜者をして司法權を攫取せしむるの弊あるも其結果は必ずしも世人の豫想するか如く太甚しからず是れ主として其所在地方辯護士組合の不良判官登用防止の爲めなりと(現代民主國二卷六二章四二七頁六三章九七頁以下)、尙テヨールゲ・ヒコ著司法制度改革論一五二頁乃至一六四頁、國際法・比較法制雜誌一九〇三年五卷二集一三八頁所載エ・ストツカル著紐育に於ける司法生活及び同一八九八年三〇卷二二〇頁所載ネレンクス著合衆國に於ける法官任用論參照

10、ネレンクス曰く單獨制は必ずや英國に於けるか如く輿論及び辯護士界に無上の勢力を有し其位地の絶對不羈と不可轉免とに由りて政權の左右する所と爲らざる優秀なる判官を要す(合衆國の司法組織二部二編一六章一八四頁)、尙テヨールゲ・ヒコ著司法制度改革論三〇三頁參照アルベル・トイッシエ氏はギッパニ案を研究し斷して曰く單獨制は極端なるが故に即時之を施行すること能はざるも司法官任用・進級の改正は緊急の問題なり(政治・議會雜誌一九一六年八七卷三六八頁)とマルシアンも亦適材の登用を以て司法組織の根本と認む

第二編 單獨判官と判官の任用

第一章 王朝以來の法官任用史

司法部内に適材を羅致し且判官に必須なる職務上の修養を與ふるの道は之を次章に述へ今唯既往二百五十年間に於ける我司法部組織の變遷を究めん大凡現時の我判官は王朝時代高等法院の承繼者なるも第一、往時高等法院の遺物は既に革命時代に亡失し唯其傳統を遺すのみ第二、革命以後の判官は王朝時代の判官と其起原・構成を異にし外觀上二者互に相類似するも實質上全く其揆を異にす加之第三、這次の戰亂は従前の状態を一掃し二十世紀の初頭以來間斷なき司法制度の發達をして益、其歩を進め將さに往時と全く其面目を異にせる新判官を輩出せしめんとせり請ふ先づ此三種判官の特質を略述し然る後其任用問題の因子を提示して判官の精神状態と司法部の組織に對する各種の勢力とを究め終りに單獨制の建設と之を支配する原則とを掲げん

王朝の末造に於ける司法制度は互に密接の關係を有せる兩原則に基く即ち第一、官職の世襲第二、苞苴是れなり法官官職の世襲は王朝の財政難に胚胎す司法官職の世襲に就ては祿券と官記とを區別して之を攻究することを要す官職は其權利者の國家に對する債權にして國家か官職を設け祿券を以て最先權利者に之

を賣却せる事實に基く此祿券は國家か其官職を廢止せるときは其代價を償還せざるへからず故に祿券は通常の財産として個人の資産に編入せられ賣買の目的物と爲り普通法の原則に基き相續に由りて相移轉す之に反して官記は國王の發せる證書にして之に由りて官職の權利者は其職務を行ふことを許可せられ之を年齡其他峻嚴ならざる能力を具備せる者に許與す故に祿券は之を私法上の家資と看做すへきも官記は公法上の原則に支配せられ且司法上の職務の必要に適合せるに非されは之を許與することを得ず此原則は方今の裁判所附屬吏に關する原則と頗る相似たり此賣官制度は實に判官の任命權と進級權とを國王に奪ひ高等法院判官の負ふ所の者は王意に在らずして自己の資財に在り其進級も亦自己の處分權内に存する財源の多少と更に上位買得機會の到否とに由れり而して國家は判官の候補者に能力の證明を徴し以て官職濫授豫防の監督權を行ひ審査員をして形式上の試験を行はしめ適宜の者を司法部内に入らしむるの道を執れるのみ法官不可轉免の原則も亦舊しく既に之を確認し國王は屢々判官の罷免權なき旨を肯認せるか故に判官は王權と準獨立の位地を有せり官職の賣買は其世襲を馴致し子は父に繼ぎ姪は叔に紹き久しくして判官の職は遂に一定家阿の專有に歸せり法曹界も亦新分子の進入を要するも高價の買官は至難の業なるか故に富民に非されは之を行ふこと能はず是れ市民中貨殖の贏餘を擧げて之を判官の位地購得に供し先づ自己卑賤の舊態を洗ひ其子に至りて始めて能く其阿地を高むるを得たる所以なり夫のエルブーフ市羅紗商某の子孫相踵て法服を着け以て貴紳の列に入れるか如き其一例なり

判官に對する訟者の報酬は買官當然の結果なり蓋し司法の官職は購得者の資本を代表する者なるか故に其購得せる官職より収入を得るは亦宜しく然るべき所なり判官か自己の勞力の報酬と買官資金の利潤とを收むるは其職務を執行せる時に在り受判者より之を觀るも亦自己の意思に由り判官をして其職務を執らしむるときは之に報酬を負ふ是れ所謂苞苴なり現行制度に於ても裁判所附屬吏は此制度と吻合せる者にして公證人の如き代訟人の如き皆其職務施行の際依頼者より手数料を受く但公證人と曰ひ代訟人と曰ひ俱に同職者間の競争とを免かれざるも判事に至りては事實上及び法律上兩つながら其位地を獨占し受判者は判官に頼るに非されは自己の主張を貫くべき判決を得ること能はず勢必ず一定の報酬を判官に贈らざるへからず是れ此制度の缺點なり

襲官は苞苴を馴致し竟に幾多の弊害を胚胎す何となれば其判官は宛然高價を以て株券を購ひ更に之を昂賣して巨利を攫まんと欲する商賈の如く恒に訴訟の永續を冀ひ之か爲め訴訟は年を累ねて解けず其手續は限りなく事件を附帶し徒に判官の報酬を増し訟費を嵩め得失相償はざるに至るも兩造終始争訟に熱中し其滅死若くは傾産の爲め復之を續くること能はざるに至らざるは曾て各其歩を譲らす是れ世襲制弊害の一なり獨り是れのみならず尙其判決の公平を缺くの虞あり何となれば訴訟の勝敗は判官に贈るべき黃白の多寡に在るか故に兩造各苞苴を競ひ己れに利ある解決は法律上の論據よりは判官歡心の迎合如何に在りと爲し竟に鵠蚌の争漁父の利に歸せざる者幾んど希なり由是觀之裁判の不公平の固より怪しむに足らず是れ

夫れ然り然れども亦王朝秋官の功績は得て没すへからず何ぞや當時判官勢力の強盛は之を後世に視るへからず其資力は能く其獨立を保し其襲官は斷へず慣例を作り其階級心は固より其弱點なるも亦其強力を養へる所以にして之に据り以て傲岸なるマザレンを折き又之に基きて赫々たる王室に抗し其獨立不覇の信念は以て國家の一權力を爲し當時其權限未だ劃定せざりしか故に其司直の權限を逸して行政を侵し立法に入り高等法院と曰ひ初審法衙と曰ひ爾餘司法機關と曰ひ其判官は皆身を其地方に起し文雅禮に嫻ひ藝術を愛し其附近に廣土を領し其官位を飾るに足れる權威を有し其中亦法學大家の輩出するあり其創定せる法律上の原則は奈破崙法典を通して今に存し以て現行佛法の神髓と爲り其一門皆法律上の精神に浸潤し久ふして好個の慣習と紀律とを醞釀して斯道に寄與せる所鮮なからず是れ我王朝秋官の偉績なり但其任用の途極めて狭く同族互に相縁齎せるか爲め其精神概むね固陋偏頗聽訟斷に臨み或は敢て王命を拒み其專制に屈せずして能く國民の信頼を收めたることなきに非ざるも其實司直の任を完ふせんか爲めに然るに非ず唯自家特權の扞護に力めたるのみ此の如くにして當時の判官は終始階級心に制せられ事物の真相を洞知すること能はず宜なるかな一朝革命に遭逢し職々乎として眞義の存する所を解せず遂に其名望をして忽然地を掃ふに至らしめたるや是れ亦王朝判官の短處なり

既にして革命の到るや國論は王權絶對を排して民意萬能に出てさるへかすらと唱へ憲法議會は高等法院

の專横に鑒み凡そ權力は民意に基かざるへからず民意の發動を阻める制度は之を一掃せざるへからずと爲し三權對峙の原理を採りて時弊の匡濟を期せり然れども司法權を擧げて之を最小度に局限するときは爾餘二權の膨脹に對して之を擁護せざるの嫌あるか故に竟に司法官の任用を選舉と爲し其俸録は之を國庫の支辨に歸せるも其結果徒に司法官の信用を傷つけ改革の目的を達すること能はず是に於て乎奈破崙一世は其任用進級を擧げて之を執行權に一任せり之を總ふるに此新制度は先づ端を革命時代の信條に啓き尋て帝政時代に改訂し然る後復古時代に至り始めて其大成を視たり今請ふ進みて其特質を究めん

王政復古の初路易十八世は新舊二代の連繫を揚言し其判官は相率ゐて將さに復王朝高等法院の遺制を紹述せんとすと思へるも其期待は空しく夢幻に歸し其制度は新舊俱に時運の推移に應せざるへからざり蓋し第十九世紀の大半は尙有産階級の跋扈を視判官の職の如き俸祿極めて菲薄なりしか故に生計餘裕ありて閑散に苦しめる中流の士に非されは之に膺ること能はず此徒は得る所の俸固より其收入の補足に過ぎざるも他日進みて其郷黨の控訴院若くは已むなくんは下級司法機關の法曹と爲るを以て唯一の企望と爲せり而して當時に在りては其定員多きに失し訴訟は少きに過ぎたりしか故に志望者咸く其職に就くこと能はず其職に就ける者と雖も訴訟の提起あるときは法衙に登り事件の存せざるときは田園に入り一方に於ては宛も教門司祭の如く競々業々として公務を視るも他方に在りては悠然として家事を經理し居常身を持つること嚴正能く中流社會の儀表と爲れり是を以て當世の人皆其迂濶を晒へるも此制度廢滅後初めて其隠然たる一

勢力なりし事を覺れり且夫れ復古朝の秋官は國家之を任命し之に俸祿を給せるか故に官制上政府に隸屬せるも曾て其箝制する所と爲らず地位の陞進の如き其問ふ所に非ず憂ふる所は郷關を出て、他方に赴任するに在り只其公務の自覺と品位の崇高とに仗りて他の畏敬を收めんと欲せり此れを復古朝判官の狀態と爲す是より其後久ふして千九百十四年に至り偶、戰亂の歐洲に發するや輒ち政局の一變を來せり今吾人は敢て無稽の論難を我司法機關に加へて妄りに畏敬すべき人士を傷けんと欲するに非ず唯漫然事實を看過して真相を糊塗するは害ありて益なきのみならず尙偏頗の念を挾みて是非を混殺するは宥すべからざる事なるか故に平允の態度を以て忌憚なく我司法界の現状を究め其缺陷を指摘し以て其匡救の道を講せざるべからず

此喪亂は殘破至らざる所なく我中流社會は之か爲め其昌運を殆ふし其十の一は屍を沙場に暴し其生を全ふせる者は生活の恐慌に遭ひ其資財は對外投資の損失と國貨の暴落とに消滅し一般國民か戰時に在りては國防の爲め戰後に在りては荒廢地方再建の爲め數星霜間空前の重税に苦しめる秋に方り有産階級は數百年間其子弟を驅りて只官職に就かしめんか爲め之を教育し來れるも今や遽に増重止むなき課税を負ひ業已に其蓄積せる財帛の收入のみに由りて生を營むこと能はず必すや其子弟と俱に肯て險難苦痛の勞働界に入りて其活計を建てざるべからず加之資材は其安定を失して急激に其處を更へ舊來の富者は大抵其所有の土地を擧げて之を農産物の騰貴に由りて暴富を致せる農民又は軍需品の供給に由りて巨利を博せる商買の掌中

に委するの已むなきに至り投機熱は全國に瀰漫し政府は銳意生産の必須を宣傳せるも何の得る所なく空しく其趨勢を趁ふのみ是に於て手一切の貯蓄は社交の資に投せられ舉世滔々所謂良家父の固定收入を蔑視し得る所の報酬以て物價の騰貴に伴はざる官職に就くことを厭ひ唯財務監督官の如き民間の企業に轉するの門戸たる職務は以て國民を誘ふに足るも其他の官職に至りては其志望者晨星管ならず而して法官の職も亦其中に在り是れ我司法界不振の第一因なり法衙の職員は經費の節約と就任の匱乏との爲め漸く其數を減し之か爲め現任法官は其執務進行上過度の努力を爲さざるべからず乃ち訴訟は益、頻繁に且益、繼續し往時其執務閑散の爲めの故に俸祿寡少なりしも今や復何の高祿を受けずして多々益、忙殺せらるるあるのみ此の如くにして司直の官は經濟上の原因の爲め既に人材を羅致するに足らず故に適意の活路を得ること能はざる者に非されは喜みて身を之に投する者なかるべく然らされは家門の關係上法衙の消息に通し親族故舊の緣故に仍りて特に速に進級すべき希望を以て之に入るのみ且判官の定員は從來大に制限せるか故に候補者の素質次第に相低下するは理の當さに然るべき所なり形勢此の如くなるか故に政府の當局も亦既に事態の危急を悟れるも曠日彌久何の爲す所なく空しく之を看過せん乎則ち我司法機關は之と特殊の關係を有せる躁進の徒若くは碌々者流の割據する所と爲らんのみ是れ我司法界不振の第二因なり今や我在職判官は競ふて進級を求むるの已むべからざるに至り而して其進級の方法宜しきを得ず且其保障の道存せざるか故に其競争激烈を極め法官の品位と獨立とを顧みず竟に司法省の決定を動かすの勢力ある先輩の援護を求む

るに至る然れども是れ未だ必ずしも深く憂ふるに足らず何となれば其官僚の友情と曰ひ親故の縁蝨と曰ひ團體の通性と曰ひ其間多少の弊害なきに非ざるも亦多少の利益なくんはあらず他なし大審院判事及び控訴院長の如き先進者は其推薦を求むる者の眞價を鑑別するの能力あるのみならず又往々不當の進級に由りて其法官團の名聲を傷けんことを怖るるの念に富めるか故に其請託は必ずしも效を奏せず故に判官の品位と獨立とは曾て傷けられされはなり然るに判官は本省大官に對する自薦運動に甘んせず尙敢て議員に請託を試みずんば已ます蓋し司法大臣も亦身を議會に置くか故に議員の紹介を拒むこと能はざるは勢の免れざる所なり判官輒ち其識る所の議員を通して自己の陞進を本省に求め之か爲め司法部は政治上の影響を受くるに至る然れども亦此種の判官を以て政黨の隸屬なりと信すへからず何となれば自己を推舉せる議員に對し其報酬として再選の際之に投票すること裁判上黨派心に制せらるるとの間徑庭の存するありて我判官は曾て之を踰ゆることなきも一般公衆は此間の消息を審にせず政治上の勢力に頼りて自己の進級を圖れる判事は必ず偏頗の念を有せる者と臆斷し一判官に對する此疑念は延て判官全員に及び竟に裁判の公平と司法權の獨立とを疑ひ社會及び國家の秩序は端を司法機關に啓きて其危殆を視るに至らん是れ我司法界不振の第三因なり論者或は頑然王朝高等法院の盛時を夢想し共和制を嫉視して曰く凡そ尊王の節義を缺ける判官は反て現制度を殆ふする者なり故に此の如き者は之を司法界より一掃せざるへからずと此れ一笑に附すへき言にして深く意に介するに足らず今者我司法部は過度の獨立を享有せず國家も亦其政治上の窺竄を怖るへ

きに非ず然るに更に其最終の自由を褫ふて全く之を壓倒せんと欲するは果して何の意ぞ

抑、方今司法官中往々不當の失權に苦しむ者ありと雖も是れ一般官界の通勢にして我爲政者に免かるへからざるの徵象なり元來組織宜しきを得たる社會に於ては曾て無政府主義の擡頭を視す然るに司法官の勢力を失墜せしむるは騷亂に對する社會の抵抗力を微弱ならしむる所以なり苟くも國民にして司法官に對する畏敬の念を失はん乎則ち矯激の思想は司法機關の無勢力に乘し自ら代りて其任に當るに至らん是れ輕々看過すへからざる事なり必ずや當さに之を防遏して司法部の威力と獨立との回收に力めざるへからず其方策は正さに單獨制に則れる始審裁判所の組織及び司法官制の改革に在るのみ

一、トックワル著舊制度と革命四章、エスマン著佛國法律史一五版三四二頁以下、ゲョールヤユ・ピコ著司法制度改革論一七頁一八、頁
佛國行政雜誌一九二五年三月—四月號所載アンリー・ネザル著革命時代の裁判

二、マルシヤンの論文に曰く讓受人が成規の名義及び資格を具備せざるか又は讓渡人に過大の價額を供せるときは國王其讓渡を禁ずることを得たり蓋し法外の取引は司法官の正廉を傷くれはなり

三、マルシヤンの論文及びゲョールヤユ・ピコ著司法制度改革論一九頁乃至五四頁

四、ルイ・フィリップの朝其數名の司法大臣は皆高等司法權の行使に屢、政略を交へたり一八四一年四月十六日、二十七日發行法律新報に七月王朝の國務大臣が司法官任命の際肯て陋策を弄せる事を載せたり又ギョが瀆職行爲を以て其政針を爲せる事を追想するときは當時我司法界の敗徳に一驚を喫すへく吾人は當局者が之に由りて十八年間能く政權を掌握せること更に革命の已むへからざる所以を會得すへく第二帝政時代も亦マルシヤンの論文に述ふるか如く司法官の任命は往々貴族間暗闘の結果なりき

五、第三共和制の建立後政府は議會と俱に新制度の原則と形態とに嫌焉たらざる司法官を排除して司法界を廓清せんを欲し一八八三年八月三十日の法律を以て判檢事凡そ六百十四名を免黜し尙六百十四名を淘汰して任所撤廢檢事約二百を以て之を補充せり故に其打撃を被むれる者は特に終身官たる判事のみなりき之を終ふるに一八八三年は正さに第十九世紀に於ける中産司法官其迹を歛め而して現代司法官の其途に上れる秋なり

六、一九一九年四月二十八日の法律即ち所謂ナイユ法は大に裁判所の定員を減したるも其影響を受けたる者は只重罪裁判所の存せざる第三流裁判所のみにして其減員僅に二百二十一人なるか故に其他の裁判所に於ては實際必ずしも大なる痛痒を感せざりき此法律の規定に據れば始審裁判所は裁判長、豫審判事、檢事各一名を以て之を組織し判事三名の列席を要するときは外部より一名の判事を加ふるに非ざれば之を構成することを得ず故に其第十條に曰く理由の如何を問はず判事の數足らざるか又は豫審の進行に支障あるときは控訴院長之が爲め其管内の判事又は判事補を囑託し又郡に於ては毎年十月作製の名簿に掲げたる法學士の學位を有する治安判事を囑託することを得但裁判長は本官判事を以て之に充て治安判事は二名同時に列席することを得ず囑託期間は一箇月を出づることを得ず此規定は以て不十分と謂はざるを得ず何となれば司法官の定員は既に最低度に減せられ本官判事は既に各所屬裁判所に執筆し判事も亦斷へず任務に奔走するも以て其急に應ずるに足らず而して治安判事に法學士を得んと欲するも能はず是に於て一九二〇年六月十九日の法律を以て自今一年間を限り法學士に非ざる治安判事と雖も五年以上治安判事又は公證役場代訟人又は始審裁判書記の職務を執れるときは之を囑託することを許し且此規定延長の爲め毎年相踵て法律を制定せり而して其最終の法律は實に一九二五年七月四日の頒布に係る然るに今尙本官判事、治安判事、辯護士又は代訟人各一名より成れる始審裁判所一にして足らず

ナイユ案の理由書に曰く近年司法官の任用條件も亦一般民風と俱に著しく變更し階級の特權は既に其迹を絶ち以て漸く現代國家の利益と傾向とに順應し司法官の職をして往時の如く安易の勤務に由りて世の尊敬と勢力とを收めんと欲する中流界の専有に歸せしめず廣く其門戸を一般國民に啓くに至れり然れども新に其任に就ける者は其昇進の期すへからざることを其俸祿の以て生を營むに足らざることを爲め心情の不快と執務の倦怠とに陥らんとすはあらず苟くも其任用の源泉を涸れさらしめ其潰職を防がんを欲せば此際當さに深く意を此に留めざるへからず殊に民主國に於ては他の官職よりは特に秋官を選択して之を登用することを要す既に完全なる

教育を受け且春秋に富める者は先づ二千五百法より遅々たる進級を歴て五十歳に至り始めて僅に五六千法の俸給を受くへき官途に就かんよりは他に恰好の職業を求むるに若かず此れ方今の宿弊にして世の能く周知する所なり故に根本より司法官制を改革するに非ざれば判事補と曰ひ判事と曰ひ檢事と曰ひ其青春の士を登用すること能はざらんす此理由書は其論旨到れり盡せりき雖も其實際の改革は竟に之に伴はず乃ち法官の定員大審控訴兩院通計一百八、始審裁判所四百十三を減し而して俸給の増額も亦道ふに足らず司法權運用の改進其緒に就かざる怪しむに足らず尙政治・議會雜誌一九一八年九卷三三頁所載ドウモビエー著司法制度改革論參照

七、一九〇四年度司法省豫算委員長クルupp氏の報告書に曰く小都會の判官は皆恰當の俸祿を享くる乎其俸級は漸く昂上して其品位を進むることを得る乎其執る所の職務は以て能く其有爲の精神を満足せしむへき獨創力と其責任とを保するに足る乎若し或之を缺如すさせは安んを能く之をして詳に其在動地方の特徴、民心、風習を悉せる時に至らざれば竟に何の價值なかるへき一時の勤務に服せしむることを得んや殊に佛人の特性に免かるへからざる進級熱か不可轉免制の好餌に誘はれ法官候補者其紹介代議士との司法省に沓至するや議會の識者は此の如き請託運動を馴致せしめたる現行制度の醜狀に愷感し相率ゐて以爲く嘗て奈破窳の創建せる司法制度は國家騷亂の秋に當り竟に強者の壟斷に歸せんのみと今夫れ長星霜間の攻學を終へ其得る所の祿は以て其失ふ所の勞に酬ゆるに足らざる少壯法官に責むるに更に長期且無俸の修習を以てするは徒に其精神を焦燥せしめ其機能の榮養を奪ふ者と謂ふへく其中或は亦能く之を忍ぶ者あるも此れ其堅忍不拔の志操以外更に好個の資産若くは少くとも其獨立の保障あるに非ざれば其必然得て期すへからず是れ豈大に民主の原則と相背馳する事に非ずや

八、實用佛法雜誌一八七一年三三卷八二頁所載エイソートイエ著司法組織法案に曰く司法組織に共和制と君主制との區別なし若し之れありとせば是れ俱に其揆を謬れりと尙佛國司法雜誌一九一〇年一部二七一頁所載レオンス・コムトの論文に曰く司法官に對して政治上の危険を怖るへきに非ず

第二章 判官の選良

判官は私益の衝突を裁断し人の自由、名譽を剝奪するの大權を有す其任務此の如く至要なるか故に必ずや之を國民の選良に委せざるへからず何人と雖も皆能く此原理を首肯するも將さに之を實地に應用して其選任の道を定めんとするや輒ち意見相打格して一定せず

法官の選良とは官法個々の優秀の義に非ず由來其意義曖昧にして尙之を重視し之を資用せんと欲する者あるか故に今請ふ試みに其觀念を概論して其意義を宣明せん選良の觀念は比較の觀念と相關聯す故に之を集團に適用すべく個人に該當することを得ず選良は社會上の觀念にして其意義を會得せんと欲せば必ずや社會生活の條件を參酌せざるへからず大凡社會は之を組織する各員皆互に生業を營み哲學者たると操觚家たると博識者たると工業家たると職工たると農夫たるとを論せず皆各其職務を負ふ故に職務といへる語は之を廣義に解せざるへからず之を要するに選良の觀念は職務の觀念と密接の關係を有し智能上の價值と道德上の價值とを以て其特質を表し二者俱に職務に比例して之を鑒別す凡そ個人の智能價は教育殊に智力に由りて之を得るか故に智力と教育とは常に相混同す夫れ教育は智力を助長し智力は教育を促進するも其間之を區別せざるへからず蓋し智力は天稟にして人工を以て襲取せる才能に非ず選良といへる觀念の誤解は一に教育といへる一因子に拘泥せるに由る教育は長歲月の修業と鉅額の學費とを要し有産階級に非され

は之を受くること能はさるか故に財力に富める者を以て教養に豊なる者と爲し竟に選良と富裕とを混するに至る此れ謬戾の太甚しき者にして吾人か之を辯駁せんと力むる所なり今夫れ吾人は固より選良の士に百科に亘れる教育の具有を求むるに非ず何となれば人智の範圍は時を趁ふて相伸張するか故に一人に求むるに一切智識の包括を以てすへからず且科學は其種類一にして足らず畢生之を究むるも遂に其全部に通すること能はず之を終ゆるに科學は恰も社會人の業務の多種なるか如し唯所謂選良は各其業務上の範圍に於て較、完全なる智識の具備を要するのみ抑、教育は多種なるも智力は多種に非ず智力は各種の教育に由りて各方面に發達するも其本原は唯一なり世往々智力の多形を唱ふる者あるも智力は一に歸すべき者なり故に一人にして各種の智識を兼備して之を應用する者なきに非ざるも其基つく所の智力は一のみ若夫れ科學は精神の紀律あるに非されは何の價値を有せず智能も亦道德上の能力あるに非ずんば其力微弱にして以て選良を成すに足らず凡そ人か其道德上の價値を發揮するは眞摯に職業上の本分を完行し忠誠に道義心を表示するに在り他人に對する道念の煥發は必ず事變に對する自己本分の履行を要し職業上の本分の完行は一切の哲理に對する承認を要し無政府者流の懷抱せる個人主義に陥むらず居然として能く家族、職業、都市三者の運命に服従せざるへからず且選良の道德價は單に本分の恪守よりは遙に以上の事を躬行し進みて其職務特有の能力を修養し以て之を發達せしめざるへからず例へば軍職に在る者は事に臨みて敏察、果決、敢行の三長を要し司直の班に列する者は其性格は衡平に推理は周到に思慮は深密ならざるへからず故に選

良の士たらんと欲せば益、自ら修養の功を積みて獨得の能力を充實し以て其職業價を増進することを要す夫れ然り然れとも是れ未だ以て足れりと爲すこと能はず尙自身、他人、都市に對する百端の義務を踐行し終に進みて優に選良の士林に入るに従ひ益、義務の増加を致すへし之を率ゐるに教育、智能、節義、徳器四者其一を有する者は世其人に乏しからざるも四者を兼備せる者は之を得ること易からず而して所謂選良の士とは實に此四長を包有する者を謂ふ此れ選良の士の少なき所以なり

吾人の所謂選良とは個人の選良を謂ふに非ずして集團の選良を斥す各種社會上の職務は勢其選良の發生を視るへければなり而して各國皆國民的選良の在るありて當該職務の自然的階級に類別せる選良の集合を以て之を組成す之を終ふるに本章の冒頭に掲けたる選良の觀念は既に之を盡せり故に今や環境性格兩つなから没分曉の選良の士は之を判官に任用すべきや否を究むべきに非ず只法職上の選良の意義と選良法官羅致の條件とを論定することを要す

前きに裁判上の合議を論するに當り判官の智能を分ちて衡平、明敏、決斷の三者と爲せり而して判官の獨立上其道德價の繋る所極めて大なるも今唯實地に就きて其智徳兼備の有無を究めん蓋し家庭の調査の如き競争試験の如き皆以て判官能力の斷定上何の得る所なければなり但判官たる者は全般の教養を有せざるへからず全般觀念の具有は即ち智能豊富の準則にして事物に對する視力の廣大を證する者なり今宇宙間一部分の視力より全體の理解に進むべき抽象の努力を判官に求むるは一見單に其智力の證明を求むるか如く

然るも其實則ち然らず

拉典の古詩に之れあり人間萬事渾關我と是れ判官の應さに服膺すべき信條なり判官は其職務上人事に鞅掌すべき者なり而して判官をして其面前に展開せる訴訟を注視せしむるは是れ人類の哀史にして人の行動範圍は一として判官の注視に逸する者に非ず商業上の實事と曰ひ醫療の慣例と曰ひ製造の方法と曰ひ技術と曰ひ機械の装置と曰ひ皆以て争訟の因子に非ざるはなく人の氣質と曰ひ其思想の逕庭と曰ひ感覺の異同と曰ひ營生の殊別と曰ひ亦皆利害の衝突を胚胎せずんはあらず之を總ふるに裁判にして心理學と社會學とに交渉せざる者幾んど希なり是故に判官は千里の眼光を以て事件を明察せんか爲め人間一切事物の全般觀念を有せざるへからず否らされは替者の色相を判するに何ぞ選はん論者或は曰く何ぞ必ずしも多種の智能を判官に求むることを要せんや其知らざる所の事は鑑定人をして之に當らしむれば可なりと吾人も亦既に技術家鑒定の要を認め敢て工學、機械學、醫學、化學諸科の智識を判官に責むるに非ず唯鑒定濫用の爲め遂に裁判權を擧げて之を技術家の掌中に委するの弊を憂ふるのみ夫れ鑒定は好事に非ず事毎に鑒定に頼るは判官の無識無力を暴白する所以なり故に事實全く分明を缺き判官の獨力を以て其真相を審にすること能はざるや則ち已むことを得ず之を技術家専門の鑒識に求むるも何の弊害なかるべきも事件の審理に臨み斷へず鑒定に頼るときは受判者をして判官を無能と看做し其判決をして威力を失はしめ法衙の權威は轉して鑒定人に移るに至らん且夫れ鑒定は訴訟の解決を遅延し益事實を確定せざらしむるの弊あり殊に鑒定す

へき事實の重度を加ふるに従ひ數多の鑒定人各、所見を異にし鑒定人の解釋すべき科學も亦其根本脆弱にして明確ならず是に於て鑒定に踵くに鑒定を以てするも何の得る所なく徒に其作業を繁くし事件の解決を緩ふし而して眞實の發見を保すること能はず故に吾人は以爲く方今妄りに區々たる小事に鑒定を命するも此れ有害無益の業なるか故に此陋習は之を一掃するに若すと之を終ゆるに判官は鑒定人を以て單に自己の補助機關と爲し肯て其掣肘する所と爲らず儼然として其動作を監督することを要す判官既に鑒定人を指命せるときは之に其任務を明示し其報告書を領せるときは果して能く其任務を理解して之を完行せるや否を確認し意見を具申せるときは之を檢閲し之を解釋して法律上の歸結を演繹することを要す是れ法定の要求なり何となれば法律は判官に負はしむるに裁判の重任を以てす判官恣まゝに此重任を擧げて之を鑒定人に推諉することを容さざればなり是時に當り判官にして鑒定人の爲す所を理解すること能はずんは安んぞ能く其任務を完ふすることを得んや是れ吾人か敢て社會百般事象の概念を判官に求むる所以なり而して理性の明敏、智識の多面、良知の堅牢、と性格の健實此四者を具備せる者は正さに判官の典型なり

我司法部は定員既に多からず其中より多く智德兼備の士即ち所謂選良を得んと欲するも能はず且自今數年間如何に候補者の網羅に力むるも適材の衆多遂に得て期すへからず吾人は固より選良のみを以て我司法部を充滿せんと欲するも其人極めて寡少なるか故に苟くも之を得んと欲せば必ずや當さに現行官制の改革せざるへからず吾人は前記に暫く單獨制の攻究と始審裁判所組織改革の論述とを中止せるも今正さに判官

任用法の検討に由り初めて本題に復歸するに至れり元來我司法部の現員は訴訟手續の規定に基きて之を最
小限に減縮し始審裁判所に在りては三名控訴院に於ては五名の判事を以て裁判の局に當らしめたり而して
最近數次の減員も亦其肯綮に中らざりしか故に其定員尙較_五元多を免かれず此の如くにして今後尙現行制
度を保持せん乎則ち判官の價は竟に其數の犠牲と爲れるに至らん約して之を言へば定員少なきも選良多
多きも選良少なし是れ吾人をして岐路に陥らしむる循環論なり而して此迷宮を排して白日を視るの道は
實に單獨制を採るに在り

今始審裁判所各部判官の現行定員三名を一名、控訴院各部判官の定員五名を三名と爲すも審判の進行上
略、不便を感せざるべく且_六之に由りて事件寡少にして經驗なき年少法官の淵藪たる郡主要地法衙の豫審廷
を撤廢し縣主要地の豫審部を擴充し事件輻湊せる始審裁判所及ひ控訴院の部室と部員とを増加することを
得へし之を要するに現行制度に於ては判檢事の總員三千餘なるも此改革案に由れば其中より約七百を省く
ことを得之か爲め曾て受判者の利益を傷くることなく且從來の慣例を變するの虞なし是れ刻下我司法界の
遭逢せる法官任用の危急を救ふべき唯一の方法にして以て單獨制主張の至當を證するに足れり

此改革は任用法訂正の要件なりと雖も尙附隨の措置を以て之を補ふに非されは未だ以て其宿弊を匡救す
るに足らず定員を節して缺員を少ふするは其一部分の解決に過ぎず故に全幅に亘りて之を解決せんと欲せ
は必ずや先づ判官の職務に對する往時の吸引力を回復して多數の候補者を誘致すべき施設を講せざるへか

らす司法界を以て碌々の徒の集屯場たらしめんと欲せは先づ其俸祿を厚ふせざるへからず今や初任の
單身者は尙獨居の生を送るか將た然らずして竟に窮乏に陥るるか其家眷を有する者は外觀莊矜犯すへから
ざるも其内情は常に生計難に悶へざる者幾んと希なり此の如くにして有爲の新進者を招徠せんと欲するも
得へからず其年俸は千九百十四年三等檢事二千八百法三等判事三千法二等判事一在職八年以上十二年乃至
十五年一四千元法なり其後千九百二十五年以前之を三倍して三等檢事一萬一千法二等判事一齡三十五歲乃至
四十歲一萬二千法と爲せるも未だ以て其營生の急を濟ふに足らず之を率ゐるに此慘狀にして大に改むる
所なくんは則ち我判官の任用難は依然として其舊轍を脱すること能はず而して適材の網羅得て期すへから
す是れ其任用改革上已むへからざる根本措置の第一なり行政官は就任の初より確然年功に由り歷階して進
むことを得るも判官に至りては曾て進級の保障なし是れ任用法改正根本措置の第二なり凡そ此種の事項は
判官の獨立問題と相關聯するか故に第三編に至りて更に之を詳論せん之を終ゆるに判官の待遇を昂めて其
進級を保せは庶幾くは以て能く優材を我法曹界に拾收し之をして多種多様の訴件に逢着して各其手腕を
揮はしむることを得ん果して此の如くんは則ち司直の職は極めて興味に富み且世の惠寵を鍾むる者と謂ふ
へし

選良の定義と其網羅の條件とは既に之を盡せり而して判官候補者の誘致選擇の道は判官の獨立問題と併
せて之を第三編に譲り次章に職務の練習、單獨制採用の爲め獨立問題の轉換及び其將來の解決方法を究め

- 一 マラハイル氏の佛國司法官制論（佛國司法雜誌一九〇〇年一部一二一頁）に曰く凡そ判官は廣汎なる教育を有し錯雜せる紛争を排して其主張の要旨を摘抉し法學の原理を究め法律を適用して正義よりは寧ろ條文の規定に由りて之を判決し法律の實務に通し兩造の陷弊に陥らざる道徳上の品格を發揮し其職務の本分を恪守し兩造の精神、習癖、推論、態度、環境、目的を洞察し以て訴訟の源泉たる事實を審にすることを得べき日常生活の智識を具備することを要す
- 二 グラツ法院判官グロス氏は其著豫審判事必携第一章に論じて曰く豫審判事は往々人智を以て揣摩することを能はざる問題を解決せざるべからず故に語學、醫學に通じ密獵者、相場師、遺言書の偽造方法、鐵道の事故、機關の爆發、伯樂の狩手段、商業の帳簿、兇漢の隠語、暗號文書、職工の勞働・器具に精通せざるべからず故に豫審判事は百科の素養に富み人間の生活を知悉せざるべからず是れ豫審判事のみならず就きて論せる者なるも爾餘法官殊に公判に参加する判事に在りても亦此諸條件を具備せざるべからず
- 三 ギョールゲユ・ヒコ著司法制度改革論に曰く判官の價値は裁判の切實と法文の妥當とに繋るか故に判官は能く律と人との審にし其教育は深遠に其精神は正直なることを要す約言せば事實の真相を發見するに足るべき能力を兼備せざるべからず
- 四 故大審院長ホンゲアンの訴權論に曰く判官の増員は正さに無能者の多きを證す（一卷四四頁）とキリアム・ルバも亦現代の裁判に關するエミール・フアゲ氏の理想論中に述べて曰く今や教育は俗化せるも人の才徳は未だ必ずしも然らず（政治・議會雜誌一九一二年七二卷二五七頁）と
- 五 本書第二編第一章欄外注六號所掲一九一九年四月二十八日の法律及び一九二〇年六月十九日の法律評論參照
- 六 檢事も亦司法警察官として自ら豫審を行ひ簡易事件の被告を檢事局に召喚することを得
- 七 本書附録一號所掲諸表參照此諸表は單に定員の減少を明示する者に非ず寧ろ之を立法者研究の基本と爲し其立案の稿本に供せんか爲めなり

- 八 政治・議會雜誌一九一八年九六卷三三頁所載ドゥモムビエ著司法制度改革論及び本書附録二號三〇三頁
- 九 此點に就ては前諸章引用文書の外クルユビ氏の報告書其他一八八一年八月十二月ベルギル町に於けるカムベッタの演説を參照すへしカムベッタ曰く司法官は三要素を包有せざるべからず三要素とは第一、學識の兼備第二、競争試験の合格第三、地位の清要に伴ふべき年金の給付是れなり而して法官をして一般官吏の進級の如き區々たる小利害に意を留むべからずと（一九〇〇年の官報附録代議院議事録一八七三號二三四九頁所載一九〇一年度司法省豫算に關するクルユビ氏の報告）

第三章 判官の實務修習

凡そ良判官を得んと欲せば唯恰好の方法を以て智德兼備の士を司法部に羅致するを以て足らず尙必ず之をして實務に練達せしむるの道を講ずることを要す蓋し判官の任務の重要言を須たさるか故に其修習は之を閑却すへからされはなり故に國の内外を問はず時の古今を論せず制度の如何に關せず立法者は皆意を此問題に留めざるは莫し佛國も亦其立法既に一千年に垂んとし其成文法極めて相錯綜するも秋官實務の鍊磨に苦心せること曾て外國に遜らす而して此點に就き我始審裁判所の改新に寄與する者は單獨制に若くは莫し。

方今我國論は齊しく判官實務練習の匱乏を認め合議制論者は往々之を以て單獨制反對の論旨と爲し以謂く合議制は同僚判官の優者に全權を推與せさるか爲め其裁判平凡なるも必ずしも不良に非ず單獨制は裁判の不良に就き何の保障なし平凡は寧ろ不良に勝ると之に應へて曰く單獨制は判官の數少なきも其質遙に合議制の右に出つ且判官能力の軒輊も亦明白にして其匡救の途亦難きに非すと之を要するに吾人か合議制を排して單獨制を唱ふる所以は素より司法制度改進の爲めのみ既に述べたるか如く單獨制に在りては智德學三長兼備の士に非されは初より之を法衙に入れさるか故に其養成の效亦合議制の比に非されはなり判官の養成は列國各其揆を異にし北米諸州は之を冷視し唯私立大學卒業生を判官に採り他に何の資格を

要せず其中亦我國の官立大學と拮抗する者なきに非ざるも其餘は大抵道ふに足らず但聯邦判官は其資格峻嚴にして長星霜間實務に従事し聲價能力俱に顯然たる辯護士に非されは之を判官に登用せず英國の判官は法曹界の翹楚にして殊に其高等法院の判官は齡四十七歳乃至五十七歳在職十八年より三十五年に達せるか故に其裁判所は權威學殖兩つなから間然すへからす伊國に於ては試験合格者は試補として一年半檢事局檢局の修習は吾人の又は裁判所に入り考試を経て本官に任す普國に於ては及第者は先づ九箇月間區裁判所次に一年間地方裁判所に實務を修習し次に半年間代訟人に就き更に四箇月間檢事局に入り次に復九箇月間區裁判所に入り半年間控訴院に入り修習期間前後通計四十六箇月の長きに及ぶ故に普國の少壯判官は其初各種各次の見學に由りて能く自國の司法組織を熟知することを得るも其制度簡捷を缺き其修習も亦長期に亘り其處る所も亦遷轉極りなきか故に其實益を認むること能はず例へは何か故に地方裁判所と其檢事局とに於ける修習期の中間特に代訟人に就きて其業務を習はさるへからさる乎又何か故に二十二箇月を隔て、何の資する所なき區裁判所に入りて前後各九箇月の實習を爲ささるへからさる乎俱に吾人の解する能はさる所なり我現行制度は簡易に失し實習足らざるの憾あり乃ち候補者は只法學士の免狀を有し一年間檢事局、二年間辯護士事務所に於ける實務練習を終へ然る後競争試験に合格せば可なり競争試験の事は判官の任命方法にして其養成の問題に非ざるか故に姑く之を措き本章に於ては候補者の爾餘要件を提擧して其得失を論せん法學士の資格は判官要件の最低度なり蓋し三年間の法科在學は以て法學の智識を完備するに足らず

唯其概念を得其術語を知り以て後來の研鑽に資すへき階梯を踏めるのみ故に論者往々博士の資格を判官に求むる者なきに非す。元來英人は理論を輕視し佛人は吏風に浸染するの弊ありと雖も要するに博士の學位は必ずしも裁判の的確を保する所以に非す之を事實に徴すれば思半に過ぐる者あらん全國判官二千八百五十三中博士の學位を有する者約百分の三十即ち八百三十三にして控訴院及び始審裁判所百分の三十二第二流始審裁判所百分の三十第三流始審裁判所百分の二十八なり而して判官の業績曾て其進級に伴はず且博士の資格と判官の價値との間亦何の繋る所なし故に假令盡く博士を以て判官に充つるも其職務上の價値を進むるに足らず反て博士に非ざる幾多の良判官をして其位を去らしむるに終らんのみ故に無益の措置に由りて益判官任用の現狀を紛糾せしむるは策の得たる者に非す。

我立法者は判官候補者をして學校卒業後始めて法術の生活と訴訟の實務とを知らしめんか爲め二年間辯護士の業務を實習せしめんと欲するも候補者中能く此期間を資用する者極めて少なく少壯辯護士は其初數年間自ら辯論を爲すこと幾んど希なり而して其餘暇を擧げて之を自己研究の補足に供せは亦得る所少ならざるへきも其地方辯護士の許に在る者は暗然たる環境裏に相率ゐて法術の空室に邂逅するか然らざれば喫茶店に出入して碌々消光せずんはあらず是れ其實務修習の觀るへき者なき所以なり夫れ然り然れども亦候補者は不知不識の間法廷の空氣に慣れ判官執務の状態を比較し其審判の方法を評騭して之を自己の鑒戒に供し且辯護士界の慣習と精神とを悉すことを得ずんはあらず此外尙候補者をして代訟人の實務を練習せ

しむるに若かす然るときは之をして其在學中只漠然たる概念を收めたるに過ぎざる訴訟手續の實地を辨知せしむることを得べく辯護士の許に在るも未だ何の報酬を受くるに至らず且其經驗に乏しきか爲め自ら辯論の局に當ること希なるか故に又之をして其辯護業練習期の二年を半減して剩す所一年間之を代訟業の見學に充てしむるも可なり

之を總ふるに法學士の學位と辯護士業の實習とは是れ從來判官候補者に課せる二條件なるも辯護士業の見學は久しく既に閑却せられ司法省又は控訴院検事局在勤を以て之に代へたり千八百七十五年司法大臣ドユフオール氏は此慣例を明文に規定し司法省、巴里控訴院検事局、セーヌ始審裁判所検事局在勤を以て應試資格と爲し全國控訴院検事長をして各、之を管轄区内に適用せしめんと欲したるも未だ其緒に就くに至らざりき是より其後久ふして千九百六年に至り判官登用試験規則制定の際初めて其實施を視其歲八月十八日の大統領令を以て明定して曰く法學士の免狀を有し千八百十年四月二十日の法律に基き辯護士業の實習を終へ一年間司法省又は控訴院検事局又はセーヌ始審裁判所検事局に在勤せるか然らざれば一年間代訟業を實習せる者は法官登用試験を受くることを得と爾來今に至るまで候補者は大抵先づ辯護士業を實習し然る後司法省又は検事局に勤務せり是れ判官の養成上其措を謬れる者と謂はざるへからず何を以て之を謂ふ試補か司法省又は検事局に在るや其執る所の業は曾て法律と相渉らず唯文書の起案又は謄寫に従ふのみ若し之を以て行政事務と稱することを得は法官試補をして其本職と交渉なき行政上の細務を實習せしむるは其

養成上有害無益なればなり今一步を譲りて試補の司法省勤務は必ずしも有害ならずとするも検事局に於ける修習は判官の任務と本分とを誤解せしむるの虞あり今検事の學理を通論するの餘地なきも検事の獨立の意義を闡明して這般の消息を審にせん

王室は初めより特に裁判所に其代表官を有せず訴訟の起る毎に其利害を扞護すへき辯護士と検事とを勅任し王室關係事件漸く増加するに従ひ王室の代表者は個人の訴訟と關繫を絶ちて王室代理人と爲れり時人乃ち辯護士と検事との地位を約言して曰く筆は箝制せらるるも舌は自在なりと検事は筆を執る者なるか故に勅命を奉して請求書又は申立書を法廷に提出せざるへからざるも辯護士は口頭を以て辯論する者なるか故に敢て自ら反對の意見を主張することを得たり此の如くにして辯護士と曰ひ検事と曰ひ久ふして遂に一般官吏の如く専門官職と爲れり其後奈破崙の帝位に即くや検事の制度を改革し親から其任命權を握り検事局の不可分を宣言して其匿名制を布けり是に於て乎検事と辯護士との個性は終に其迹を絶ち二者各、自ら請求書又は申立書を裁判所に提出して辯論に従事することを得たり但筆は箝制せらるるも舌は自在なりとの原則は依然として尙其效力を保てり今請ふ此原則の意義と範圍とを論し以て政府の命令に對する検事の服従すへき程度を究めん大凡政府は二種の任務を其代表者たる検事に賦與し之をして司法の好運用を監視せしめ國家が訴訟に關係せる時は之をして其利益を嚮護せしめ以て裁判所をして正義に適せる判決を下さしめんと期す故に検事は政府を代表し判官をして訴件の事實を明知せしむるの權義と國家の利害に關係な

き事件に就ても亦自己の意見を述べ且自ら進みて公判に参加するの義務とを負ふ國家自ら訴訟に關係せるときは猶個人の如く進みて其權利を主張せざるへからざるか故に檢事は國家を代表して其權利の執行を裁判所に求めざるへからずと雖も政府は素より國家を代表するか故に國家の利益の制定は政府の右に出づる者なし是を以て政府は自ら檢事に其行動方針を命令し又は檢事長若くは其代表者をして裁判所に提出すべき請求書の主文を之に交付せしむることを得又政府の主張にして正義に反するや裁判は國民一般の爲に下すべき者なりとの國家の輿論と特種の主張を貫徹せしめんと欲する政府の私意との間利害の牴觸を視すんはあらず是時に當り正義の監守者として政府の不當要求を排斥して捷を正義に制せしむるは判官の任なりと雖も檢事も亦口を政府の命令に藉きて故さらに正義に反せる行爲に與し以て判決監視の任を怠るへからず之を終ふるに檢事は司法大臣の訓令に基き公判に参加して意見書を提出し其申立を主張するの義務を負ふ是れ所謂筆は箝制せらるる者なり然れども其辯論に臨むや則ち自ら正當なりと信せる意見を主張するの權能を有し而して其意見が果して正さに請求の目的と符合せるや否は問ふ所に非ず是れ所謂舌は自在なる者なり但實際政府は控訴院檢事局の行動を自由に委し之に訓令を發するも敢て正義に乖くことを爲さず又檢事局か政府と所見を異にするも唯書面に由りて政府の請求事項を裁判所に提示し自ら口頭によりて之を主張せず以て判官をして檢事局意見の存する所を推知することを得せしむ是れ其實狀なり然れども檢事は筆は自由ならざるも舌は自在なりとの原則に支配せられ其立脚點素より判事と異なるか故に檢事局を以て

判事試補の養成所と爲すは事宜に適せざる舉措にして竟に判事試補をして日夜控訴院檢事局か司法大臣の命令を執行し管内始審裁判所檢事局に命令を發するの狀を目撃し司法官を看て紀律の下に立てる一階級と做さしむるに至らん元來判官の特質は政府に對する獨立に在り故に只自己の良心に酌みて行動し敢て他の命令を受くべき者に非ず今乃ち之をして檢事局に在りて上司命令の遵奉に慣れしむるは之を養成する所以に非ず由是觀之司法省又は檢事局に於ける判官實務練習の因習は斷然之を撤せざるへからず

我現行制度は弱年判官をして先輩との接觸に由り其實務の修養を完成せしむるも若し始審廳に單獨制を布くときは此養成方法は其實行得て期すへからず然れども此の如き實習方法は吾人の同意せざる者なるか故に其實行の不能は固より遺憾とする所に非ず今夫れ醫師か始めて診療の實地に臨むや其初屍體に就きて學ひ得たる智識を擧げて之を患者に施さすんはあらず若夫れ訴訟の裁判は則ち然らず弱年判官をして直に裁判の局に當らしめ人の財産、自由、名譽を擧げて之を判官教養の犠牲に供して憚らす是れ豈暴戻の太甚しき者に非ずや世或は之を回護して曰く弱年判官は經驗に貧しきも他に陪席判官二人あるか故に其熟練の手腕に由りて之を補ふことを得べく新任判官の意見は僅に判決内容の三分一を占むるのみなるか故に必ずしも憂ふべき事に非ずと是れ牽強の辭と謂はざるへからず之を要するに判官實務の修習上我現行制度は不備の嘆あるを免れず此の如き秕制の下に在りて妄に始審法衙に單獨制を布かん乎則ち全く其修習の道を杜くに至らん故に必ず其匡救の策を樹てざるへからず論者或は曰く治安裁判所を以て法官進路の第一次と爲さ

は以て能く其修養不足の弊を濟ふことを得ん^{一〇}乃ち始審裁判所判事は之を治安判事より、控訴院及び大審院判事は順次之を始審裁判所判事より採るに若かすと是れ名を進級の擴張に假りて治安裁判所の昇格を圖らんと欲する者なるも其中復弊竇の存するあり^二何となれば此案は假令之を實行するも以て判官練習の不足を救ふに足らず徒に治安裁判所をして判官練習所に變せしめ其立案の没理會て之を始審裁判所に委すると何の徑庭あるを視す是れ其弊竇の一なり此案は又法官の任用進級に對する影響を等閑に付し法官をして何人も皆制限なく昇進して竟に大審院に入ることを得へしと信せしむるの虞あるか故に或は治安判事の任用法を改良することを得るも長星霜間治安廳に沈淪するのみならず尙終生之を脱出すること能はざるの否運を怖るる者は竟に法職に就かざるに至らん是れ其弊竇の二なり此案は又進級問題を紛糾せしむるの虞あり蓋し區毎に治安廳一、郡毎に始審廳一を置くか故に治安廳の數は遙に始審廳の上に在り而して治安判事畢生の企圖は始審判事の構成せる少數の特權階級に入るに在るか故に其競争激烈を極め終に判官の威信を失なひ其獨立を傷くるに至らん是れ其弊竇の三なり論者或は又折衷策を執り一般治安判事は之に現行任用法を適用し其少數者を始審判事に登用し治安廳に就きて其實務を修習せしめんと唱ふる者あり此れ一見巧妙なるか如く然るも吾人を以て之を觀れば其拙劣曾て前案に遜らず判官教養の爲め空しく受判者を犠牲に供するを免かれず加之尙看過すへからざる缺點の之に伴ふあり他なし治安判事の試補をして小規模の治安廳に赴むかしめん乎則ち其實習上何の得る所なかるへく重要都市の治安廳に到らしめん乎則ち既に故參者の

在るあり重要都市所在治安廳は故參治安判事最後の任處にして新參者竟に之に代ることを得ず故に此の如き折衷説を採るときは治安判事の任用反て益艱險に陥らん由是觀之治安判事の問題は之を單獨制に則とれる治安裁判所の改革及び判官養成制度の改良に繋らしめざるに若かす且我國の現狀より之を視るも治安裁判所は未だ之を司法組織に入らるの秋に達せず之を要するに判官の養成は長久の實習に依るからざれば眞個の練習制度を新設せざるへからず我立法者は二策何れを採るべき乎未だ之を決すること能はず英人は法官の補任を以て長老辯護士晩節の旌褒と認め判官の位地を以て其最終の棲遲と爲し且法官の定員寡少の爲め之に收入其類を出つる在野法曹の心を壓かしむるに足れる高俸を給することを得司法大臣も亦其中の翹楚を選拔し易しと雖も佛國に在りては假令此の如き制度を布くも其結果必ずしも相同しからず^三蓋し我國の財政は將來と雖も尙辯護士界巨擘の年収に匹すべき厚祿を擧げて之を法官に給すること能はず假令財政之を許すも民風全く英國と異なり一流の辯護士は法官を賤しみ二流以下に非されは肯て之に就かす是故に碌々者流より成れる法官の威信なく尊嚴なきは怪しむに足らず是に由りて之を推せば我國に於ては法曹界鍊達の士を判官に登用すること能はず必ずや眞個の練習制度を新設して其養成の道を講せざるへからず

此の如く判官養成問題は多年紛争を極めたるも竟に練習制度新定の已むへからざることと爲れり^三但其實行方法未だ決定せず^二或は始審裁判所を以て其練習機關たらしめんと唱ふるも始審裁判所の判官は各、日々

の業務に忙殺せられ到底試補の教育に當るの暇なし又或は以爲く議官補の參事院に於けるか如く判事補を大審院に置くに若かすと然れども大審院は法律問題のみを審判し事實問題は上告せられたる判決に掲けたる事項を採るか故に判事補は事實問題審理の至難を閑却するの弊あり故に大審院の練習或は法學者を養成するに適するも以て判官實務練習の機關たるに足らず吾人の所見に據れば判事補は之を控訴院に置くに若かす何となれば控訴院判事は既に判官の經驗に富み且試補養成の餘暇を有するか故に以て判事補職務の修習に適するのみならず控訴せられたる前判決を批判し併せて事實を審理して法律の適用を決定し且第一審の訴訟記録は往々不完全なる者あるか故に更に控訴院に於て之を審理すればなり而して其修習方法を擧ぐれば第一、期間二年を下るへからず判事補は控訴院長又は其指命部長指揮の下に修習に資すべき事件に就き合議室又は認廷に受命審理事件の報告書及び判決案を提出せざるへからざるか故に勢自ら事件を研究し以て法律上の智識を長し事實認定の困難を理會し不服を申立てたる原判決を批判して第一審判官の錯誤を看取し以て之を自己の鑑戒に供し故參判官の指導に頼りて速に其經驗を收め其效遙に從來の執務方法に由りて會得せる所に優る而して受判者も亦此種新參判官の爲す所を怖るるの虞なし第二、此制度に由りて我司法組織の缺陷を補ふことを要す前きに述べたるか如く訴訟事件は萬般の方面に亘れるか故に判官たる者は人間一切の事物に通曉することを要す乃ち法醫學、精神病學、商取引、銀行事務の組織、貸借對照表の作製、其偽造の方法を知悉せざるへからず從來の法官は大抵此種の事項に就き法科大學又は新聞記事に由

りて其概念を得るのみ故に控訴院に此種の講座を設け専門家を聘して年々之に此種の智識を賦與するに若かす之か爲め必ずしも鉅額の經費又は複雑なる手續を要せず而して得る所鮮少に非ず第三、二年の練習期中判事補をして現職判官を代理せしめ又は豫備判事を置くの餘地なき時に當り之をして其職務を行はしむることを要す是れ控訴院に於ける其練習の結果を實地に試嘗すべき一種の方便なり^{二六}

之を要するに弱年判官の養成上我現行制度は偶然の事實と自然の經驗とに一任せるも吾人は合理の養成法の必要を提唱する者なり是れ本章に詳論せる所なり學士の資格と辯護業の修習との二者も亦或は其一策なるも眞個の養成法は院長指導の下に控訴院に於ける練習に在り洵に能く此方法を採らん乎則ち庶幾くは以て能く社會生活全般の實情を其眼前に展開して判官必須の技術を之に賦與し法律及び人事の兩面より其養成を完ふすることを得ん^{二七}

一 判官の養成に就ては既に王朝の法律に之を規定し查理七世は一四五四年の勅令第一一三條を以て判官の研究を法官に命じ顯理三世は一五七六年プロアの勅令を以て法官候補者に實務試験を課せり又アラントーム侯の名將名媛列傳に據れば大法官ド・ロピタル自ら法官に法學の造詣を試問せりと云ふ

アンリヨン・ド・バンセイ著佛國司法官憲法結論一〇章

二 佛國司法雜誌一九〇七年一部二七四頁所載ヤール著單獨判官論

三 ネレンクス著合衆國の司法組織二編一三章

四 同一編八章、國際法・比較法制雜誌一九〇三年五卷二部一三八頁所載エミール・ストッカル著紐育法官の生活

- 五 ド・フランクギル伯著英國司法制度論一〇章三七七八頁
- 六 マルシアンの論文一二六頁
- 七 一九二四年三月二十二日の獨國裁判所構成法第一章第二條に曰く判官候補者は二回の試験を受く先づ三年間大學其中一年半以上獨國の大學に在りて法學を修めたる者に非されは第一回試験を受くることを得ず第一回試験及第後第二回試験を受くるに至るまで聯邦諸國の規定に従ひ裁判所又は代訟人又は檢事局に於て三年の實務修習を要すと第二章第一二條に曰く普通法の裁判所は第一區裁判所我治安裁判 第二、地方裁判所我始審裁判 第三、高等地方裁判所に均し 第四、高等法院に均し 我大審院なりと獨國の區裁判所判事は單獨制にして同時に判事又は裁判長として地方裁判所判事を兼ねるも一定の事件に就ては參審員二名の輔佐を受け重罪裁判所は判事三名陪審員六名、高等法院は判事五名を以て之を組織す
- 八 マルシアンの論文一一七頁
- 九 比較法制學會雜誌一九一九年七月—九月七號八號九號連載フォンタン著バザエール王國裁判所構成法論に曰くバザエールの民事裁判所は單獨制の區裁判所地方裁判所高等地方裁判所 ムニク高等地方裁判所及びレイプチク帝國法院、刑事裁判所は參審裁判所地方裁判所刑事部重罪裁判所 ムニク高等地方裁判所及びレイプチク帝國法院より成り判官候補者は帝國裁判所構成法に由り上掲注七 尙羅馬其及び獨逸法の口頭試験を受け帝國法の規定に由り行政司法試験委員監督の下に第一回試験を受け三十箇月間實務を修習し其中九箇月は區裁判所又九箇月は地方裁判所十二箇月は内務省又は郡廳然らざれば六箇月間は郡廳又六箇月間は自治市廳又はムニク警察部に在勤して法律の事務を執り毎年司法大臣に報告書を呈し操行證明書を受け然る後初めて第二回試験を受く之を要するに獨國の法官候補者は類別の順位に由りて判檢事、裁判所書記、財政官、行政官に任ず
- 一〇 法制判例評論雜誌一八七一年一卷新編一三四頁所載セリグマン著佛國裁判所構成法論、佛國法應用雜誌一八七六年四二卷三〇九頁所載匿名氏著裁判所構成法改正案
- 一一 サイ・ボロクの祖父嘗て其法律修習の道を語りて曰く余は曾て法律書を讀ます只其參考資料を蒐集し判例集を涉獵し裁判所の辯論を傍聽して之を研究せるのみと 比較法制學會雜誌一九一九年一月—三月一、二、三號合刊 八三頁所載ルギー・ユルマン氏著佛人の英米法研究方法

英國大法官ロッド・リンドハリストも亦法學の研究を蔑視して曰く余の判官を任命するや只人格の崇卑を問ひ法學の素養の如きは之を顧みずと 英國辯護士會報所載一八八九年四月二十五日のド・フランクギル伯爵の寄書

- 一二 我國は近年に至るまで博士に法學と政治・經濟學との二種ありしも一九二五年五月二日の大統領令を以て之を改正して法學博士のみを爲し其學位は之を羅馬法・法制史、私法、公法經濟學の四科中其二科の高等修業證書を有する者に限り
- 一三 本文に掲げたる吾人の意見は博士一般に關する者にして修業科目は問ふ所に非ず乃ち從來の法學博士と新設の私法修業證書とは俱に法官の職務に必要な科學の造證を證明する者なるも私法以外の三種科學の修業證書も亦純正法學の範圍に於ける智識を發達するの利あるか故に之を輕視すべからず吾人は既に判官に廣汎智識の必須なる所以を述べたり故に讀者は法官が私法のみを修學に甘んぜんよりは寧ろ公法又は經濟學を研究するに若かさることを悟らん但判官の良否は必ずしも學識の深淺に繫らず是れ吾人が博士の學位を法官候補者に求めざる所以なり
- 一四 一八七六年五月二九日の大統領令及び六月七日の大統領令施行以前に在りては一八二二年五月一日の司法省令、一八四二年一月一日の司法省令及び一八四四年一月二十四日の勅令を以て試験は之を司法省に在勤せしめたり
- 一五 一九〇六年八月十八日の大統領令に規定せる司法官任用法改正の原則は既に之を同年四月十八日の財務法に掲ぐ
- 一六 一八七六年六月四日の全國檢事長宛司法大臣ドユフォールの訓令に曰く試験をして文書の謄寫、謄本及び呼出狀の作製照會文書の起草に没頭せしむるは可なるも尙其管掌事件の本案を審理し判決文を起草し以て之をして其將來從事すべき司法上の職務に熟達せしめざるべからずと
- 一七 ウィザエーヌ・ルフェーヴル著起原より革命に至るまでの王室所屬辯護士論及びエヌメン著佛國法律史一五版三八九頁
- 一八 檢事局の不可分さは同一管内に於ける各檢事は互に相代ることを得るを謂ふ元來始審裁判所檢事局員は檢事長の代理者に過ぎず檢事長は管内檢事局を總括し管内各裁判所及び所屬控訴院に於て辯論するの權利を有す而して檢事は同一訴訟の進行中同僚をして已れに代らしむることを得何となれば事件の辯論中必ずしも同一人を以て檢事局を代表することを要せざればなり
- 一九 佛國法應用雜誌所載檢事局員の評論、ロビネ・ド・クレリイ著競争試験一八七五年四〇卷一一六頁、メルギル著法官任用一八七六年

四二卷一六一頁、佛國司法雜誌一九一〇年一部二五七頁所載レオンス・コムト著司法制度改革論、同一八七七年一部所載フルーラン著司法制度改革論、立法判例評論雜誌一八七〇年三三三頁所載エ・グの論文

一九 ガルソンネ、セザル・ブルユ共著理論・應用民商訴訟論第一卷に曰く裁判所は受判者の利益を害して法律を學習する校舎たるへからすと、一八八〇年十一月十六日の官報附録代議院議事録一一二二三頁所載代議士ゴブレの演説、ゴヨールは反對説を執り佛國司法雜誌一九〇七年一卷二七四頁單獨判官論に論じて曰く司法官の練習は必要の事にして現行制度に於ては判官は裁判長指導の下に其實務を修習し其支障あるときは之に代る新任判官は事件の大小を問はず之を審判せざるへからず法律は合議の際之をして先づ意見を述べしめ以て同僚の意見を參酌せらしむ但複雑なる事件に在りては裁判長自ら争點を説明し裁判すべき事項を提示し新任判官をして其經驗を養はしむ

二〇 メストラグシは政治・議會雜誌一九〇二年三一・五三九頁に治安判事の地位と其改革を論じエ・グも亦立法・判例評論雜誌一八七〇年三三七卷二八九頁に論じて曰く治安判事も亦法學博士の學位を有せざるへからずゴヨールも亦佛國司法雜誌一九〇七年一卷二七四頁に論じて曰く治安判事が能く其任務に堪ゆべき材幹を有し上級裁判所に法官の能力を完備せる者を提供することを得るに至らざれば單獨制を施行すへからずミクルも亦佛國司法雜誌一八八〇年一八一年五卷一編一六一頁に單獨判官制を論究せり

二一 英國大法官ロード・ブルガムは英佛司法制度の徑庭を題せる一篇を一八四五年度フェリクス雜誌に寄せて曰く判官の俸給佛國に於ては極めて菲薄なるも英國に於ては第一流辯護士の收入に適する厚俸を享く余の見所を以てすれば判官の俸給は必ず顧客に富める敏腕辯護士を登用するに足るべき程度を要す今を距ること十年前蘇格蘭の判官は其年俸僅に五万乃至七萬五千法なりしか故に錚錚たる辯護士を法官に探ること能はず是に於て乎英國の下院は平生經費節減の方針を抱けるも肯て進みて此問題を調査せり余も亦大法官として政府の諮詢を受け其結果余の確知せる事實に基き蘇國判官俸給の過貧を認め爾來稍々稍之を優遇するに至れり佛國に於ては判官の定員夥多の爲め英國に於けるか如く之に優俸を給すること能はず之を要するに佛國の憂は判官の寡俸に在らずして其定員の過多に在り而して佛國の辯護士界が果して能く其資格を具備せる衆多の法官を供給することを得るや否は遽に之を斷する

二二 こと能はざるも英國と雖も亦佛國に於けるか如き夥多の司法官を辯護士界に求むること能はざるや昭々たりと
マルシヤンの論文一〇八頁一〇九頁、プリース著現代民主國一卷二二章三一〇頁佛國司法民事行政に曰く佛國の司法官制は其由來極めて舊く數百年來名判官相踵て輩出し王朝の當時之を長衣の貴紳と稱し英國に於けるか如く辯護士の分派に非ず寧ろ歐洲列國に於けるか如く少壯法學者が學業完成後相率ゐて從事する高尚の専門業なり英國に於ける法官の職は辯護士晩年の最終驛次なるも此の如き風習を取りて之を佛國に布かん乎則ち忽ち重大なる弊害に達着すへし佛國に於ては辯護士にして代議士と爲れる者は判官の清職に就かんか爲め口を代議士として社會に貢獻せる政治上の功勞に藉き一旦其志を達するや依然として終生政治上偏頗の念を去らす之に反して英國の法官は其職務の遂行に對する世の非難を怖るるの念強烈なるか故に其中往往政黨政派に對する功勞の褒賞として法官の地位を贏得する者あるも曾て之か爲と正義を逸すること爲さず而して輿論も亦之を監視して假す所なしと

二三 一八四一年三月十五、十六日發行法律新報は法官の實務練習に反對し論じて曰く吾人か殊に法官に怖るる所の事は其少壯時の因襲に囚はれ恒に先入主の念に驅られ事象の真相を誤認するに在り

二四 ドローム控訴院判事ベランヂエ氏の報告書所掲法官の能力 ナロウキ雜誌一八四〇年ニエ著法官實務練習論 内外法制雜誌一八四一八年四月四日元老院提出政府案、 テヨールヂユ・ピゴ著司法制度改革論三一〇頁以下、 アドルフ・グユイヨ著法官の將來、 マルシヤンの論文一九七頁以下、 一九一五年十二月二十三日代議院提出ギギ・ヤニ案、 委員長アルベル・トイッシエ氏の報告書 政治・議會雜誌一九一六年八七卷三六八頁

二五 ドローム控訴院判事ベランヂエ氏の上掲報告書
二六 判事試補に其生活を支ふるに足るべき報酬を給すること要す其詳細は載せてマルシヤンの論文一八一頁に在り
二七 試補の期間は總て法職就任者に缺くへからず一九一九年四月二十八日の法律第一八條に由れば一八一〇年四月二十日の法律に由り直に法官に任することを得る者は第一、參事院議官第二、官立法科大學教授、助教、外國大學官派の佛法講座擔當佛人教授第三、三年間在任せる官立法科大學講師第四、前控訴院判事及び始審裁判所判事第五、五年間在職せる殖民地及び埃及國控訴院判事及び始審裁判所判事第六、大審院長及び檢事總長附屬書記長、前控訴院及び始審裁判所判事に非ざるも十年以上在職せる編輯官以上の司

法省官吏第七、辯護士、參事院及び大審院附辯護士、法學士の學位を有する代訟人及び公證人にして十年間在職せる者第八、法學士の學位を有せる控訴院及び始審裁判所書記長にして十年以上在職せる者第九、法學士の學位を有する治安判事にして二年以上在職せる者一九〇五年七月

一二日の法律二二條

舊規定即ち一九〇六年八月十八日の大統領令及び一九〇八年二月十三日の大統領令は俱に之を稍稍、其規定を異にす之を要するに

此種の特典は第四號及び第五號に掲ぐる者を除き總て大に制限せざるべからず

第四章 單獨判官と陪審制

今や單獨制論者中往々自ら其主張の無謀に鑒かみ前きに自ら稱揚せる單獨判官の能力を疑ひ竟に或は民事に就き或は刑事に就きて陪審制の必要を唱ふる者あり吾人は此種の主張に就きて之を本章に辯駁せんと欲す

大凡専門の見地より之を考ふれば陪審制は固より非難すべき者なり元來陪審制は事毎に刑事被告を罪人と看做せる判官の變態心理を匡正し且司法權を擧げて之を一部階級の壟斷より脱せしむるの方法なるも陪審制は此の如き假定利益の外尙現實の弊害少なからず

陪審員は法律問題解決の能力を缺き竟に世人をして法律の適用は之を専門法官に委し單に事實問題のみを陪審員の決定に付せんと欲するに至らしめたり然れども是れ唯理論上の觀察に過ぎず蓋し事實問題と法律問題との間其區別甚難く陪審員は簡明なる重罪事件に就き斷へす其權限を超へ判官の宣告を疑惧し自ら事實の審理と交渉なき觀點に制せられて評決を按排し輕罪事件に就きても亦判官の任務に侵入し民事に於ても亦事件の紛糾眩惑し立法の複雑に困迷し事實と法律との限界を審にして自ら事實問題の判斷に盡ること能はず竟に敢て法律觀念と常識とを失へる評決を爲すに至らん是れ憲法議會の議長トッレ^二か民事陪審制を排斥し爾來識者も亦肯て之に反對せざる所以なり蒙昧事理を解せざる小賈又は農夫をして俊敏なる實際

家と雖も躊躇せざるを得ざる事件を解決せしめんと欲するも固より其任に非ず又之をして辯護士の辯論を
理解せしめんと欲するも能はず故に異日或は民事陪審制を布かんと欲せば必ずや當さに現行制度を一變し
て原始時代の單純且不備なる法律に復せざるへからず然らば則ち何か故に民事の陪審を黜くる理由に据り
て又輕罪の陪審を排せざる乎民事の陪審は之を擯斥し輕罪の陪審は之を鼓吹するは豈矛盾に非ずや單獨判
官一人の意見を以て專決し難き事件は之に陪審員を付せざるへからずと謂ふは將さに合議の武舞を演せん
と欲する者にして是れ事件困難にして陪審員之に當るへからざる者に在りては陪審制を採らす容易にして
其參加の要なき者に在りては之を存せざるへからずと謂ふ者なり選任宜しきを得たる單獨判官一人を以て
優に能く民事々件を解決することを得とせば其推論として簡易の輕罪事件も亦單獨判官一人をして之を獨
裁せしめて可なり民事に就ては陪審を否認し輕罪に在りては之を肯認せん乎則ち難事に在りては之を單獨
判官の專斷に委し輕事に在りては反て陪審員の參加を要すと謂ふの奇觀を呈せん

今夫れ陪審員の評決は民事たると輕罪たると重罪たるとを問はず其弊竊に陥らざる者幾んど希なりラ
ブレの傳ふる所に據れば判官ブリードアゾンなる者骰子を以て曲直を決せりと云ふ此の如き奇習は今や固よ
り其例を視ざるも幾多の評決中亦類例の絶無を保すへからず且夫れ陪審員は其意見常に空想に役せられ其
評決正鵠を失し其組織と曰ひ情操と曰ひ本能と曰ひ事毎に的確を缺き延て累を裁判に及ぼさずんばあらず
是に於て乎甲地の陪審は嚴に失し乙地の陪審は寬に失し同一の開廷中其判斷軟弱に過き或は峻烈に傾むき

被告人は釋放せらるるか將た處罰せらるるか適從する所を知らず大懲輒ち刑を免かれ無辜反て罰せらるる
に至る而して陪審員の生を吠に吠營なむ者は農産物の放火を嚴刑に處し其市井に在る者は事己れの利害に
繫らざるか故に無罪を唱へて憚らず唯夫れ此の如し故に其裁判的確を缺き凶人をして罪責を免かれて法廷
の無能を侮らしめ善士をして陪審員心機の變渝極りなきか爲め其冤枉に泣かしめ信賞必罰の刑政得て望む
へからず故に吾人は吾人と交渉なき政治上の理由に非されは陪審制に贊することを得ず大凡司法制度に向
とふ所は司法權の好運用に在り其改革案は必ず此方針に進まざるへからず今や其爲す所曾て此道に出てす
是れ吾人か陪審制を擯くるの已むを得ざる所以なり且陪審論者理論上の見解は常に事實と牴牾するの憾あ
り蓋し原則上司法權は民意の發露にして國民自ら互に裁判する者なるか故に陪審員は國民儕輩の裁判機關
たらざるへからず然るに事實は則ち然らず今や權限の擴張に従ひ其關係する所多方面に互り其任務亦益々
重きを加へ而して國民の一部少数中より之を選任するに至る是に於て乎終に民意表示の本義と相背馳せず
んは止まず

英人か其司法制度を自負するは固より當然の事なるも其陪審制は尙缺窾の存するを免かれず蓋し英國の
法律は營生上時間を司法事務に割く能はざる者、齡六十歳を過ぎ其身神を勞する職務に堪へざる者、事務
家官吏の如き其專業多忙なる者に陪審員の義務を免し資力に富める者又は收入潤澤なる者に非されは之を
陪審員候補者名簿に登録せず故に英國の陪審員は小農又は小賈より成ると謂ふて可なり此の如く立法者の

用意周到なるも陪審員に選舉せられたる英人は皆喜みて其任に就く者なく法律の規定を脱して百方之を避けんと欲せざる者幾んど希なり重罪陪審員資格名簿は州執行官判官の命を承けて之を作るか故に有資格者は其除外を執行官に求めて已ます形勢此の如くなるか故に其極終に陪審專業等の出つるあり陪審專業者は素より懶惰を送り確然なる生業なり僅に陪審員と爲りて生活の資を得んと欲するの徒なり米國の陪審員は其宿弊英國の右に出て法律上其選任の除外例なきか故に米人は皆陪審員の任に就き違ふ者は之に罰金を科せり但法制は民風を制すること能はず米人は皆其選任を免かれんと欲せざる者なし元來米國に於ては事毎に陪審を付するか故に陪審員の數極めて多く且其選任者は任期中斷へず法衙に出入して其職務を執らざるへからず是に於て乎僅に二弗の日當を受け數日の久しき相踵て其職務に忙殺されんよりは寧ろ罰金を納れて其光陰を自家の生計に供するの優れるに若かすと思料せずんはあらず加之訴訟の狀況に由り當事者互に事故を構へて無限に辯論期間を延長し其解決の期得て知るへからず獨り是れのみならず陪審員の初めて法廷に入るや辯護士は傲然として厲聲一番先つ公平に其任務を盡すや否を問ひ然る後其閱歷生活風習職業より家族親戚友人の細故に迨ひ其應對中矛盾又は逡巡の狀あるや則ち之を假借せず之か爲め其陪審員は自己の操行經歷社交等に就きて世の嫌疑を招くの虞あり是故に陪審員は百方其選任を免かれんと欲し或は故さらに自己の氏名を名簿より脱せしめ或は當事者雙方の好意に頼りて己れを忌避せしめ又或は肯て裁判所の召喚に應せざる者あり此の如く其回避者甚多きか爲め往々其定員を缺くに至る是に於て乎竟に米人の陪

審補缺員と稱ふる一種の職業を生せり此れ無職又は失業の徒にして僅に二弗の日當を得んか爲め日々法衙の肩側に集屯して其補缺の命を待ち其法廷に入るや敢て訴訟の解決に關心せず判官其人を得るときは其判決宜しきを失はざるも然らざるときは無用の長物に過ぎず故に米人は之を木偶判官と稱せり^九之を總ふるに陪審制は其初理論家は之を以て國民の爲め國民自ら創設せる者にして政府の爲め亦缺くへからざる機關なりと爲し實際家は法官學徳の不足を補はんか爲め已むへからざる匡救の具なりと爲せしも今や理論は竟に其應用を視す而して所謂匡救の其は反て其弊害を助長する所以に過ぎず^{一〇}由來分業は文化の原則にして社會一般利益の増進の爲め各人をして其長所を發揮せしむるを以て其目的と爲すか故に職工は之を工場に農夫は之を田圃に商賈は之を店頭に事務家は之を卓前にあらしめ漫に之を訟廷に入るへからず大凡好箇の裁判を爲さんと欲せば特殊の能力と長久の修學とを要す乃ち其任務の完行上先つ慎重に之を準備し然る後尙訴訟の解決を以て其専門の職掌と爲せる判官其人をして事に當らしめざるへからず蓋し替者の眇者を指揮することを得ず靴工は繪畫を鑒識すること能はされはなり^{一一}

- 一 エイマル・ドエゾルネイ案^{一八八〇年三月十一日の官報}は民刑俱に陪審制を探りキヤニ案^{一九一五年十二月二十三日の官報}附錄代議院議事錄^{二八七九頁}佛國司法雜誌^{一九〇}も亦陪審制に論及す
- 二 一七九〇年四月六日の會議
- 三 民事陪審制の評論はギヤニ案^ホン著司法組織論^{一八四八年六月八}日發行法律新報^{ベンタム著}訴權論^{二七章及}ヒルユバン・ド・グラーアの論文

一八八二年三月三十日
三十一日發行法律新聞に詳なり

四 輕罪陪審の評論は載せてアルベル・トイッシエの論文政治・議會雜誌一八一 及びドゥモムビーヌ著司法制度改革論 同九一八八年に詳なり

五 モーリス・ヂーチェの論文國際法・比較法制雜誌一九〇六年八卷二部二六三頁

六 モンテスキュー著英國憲法論一編六章に曰く裁判權は之を常設長老會に賦與すべからず必ずや法律の明文に由り毎年一定の時期を以て國民中より選定せる者をして之を行使せしむることを要す此の如くにして裁判權は極めて峻烈にして其形態固より目睹すべからざるか故に世人は其面前に判事の嚴在を視す唯其怖るる所は司法制度に在り

七 ド・フランクザル伯著英國司法制度論一三章四八九頁以下結論六七〇頁

八 一八六七年英國政府の舉行せる司法制度調査の際某州裁判所判事の提出せる報告書の一節に曰く民事の陪審は判官をして其責任を免かれしむるか故に裁判の不的確を増長し當事者をして密に術策を弄して故さらに訴訟を紛糾せしむるの弊あり而して陪審員は皆此制度を看て一種の災厄と做せり是れ其任務を完ふせんと欲せば其生業を閑却せざるべからず而して何の報酬を受くること能はず且陪審員間意見不一致の爲め又は訴訟延期の爲め其勤勞水泡に歸すればなり嘗て一事件の爲め順次三十人の陪審員を召喚せるも證憑不十分の爲め免訴に歸し陪審員は各々私財と光陰とを徒消し其極何の得る所なく延て爾餘事件の進行を緩ふせるに過ぎず又其參加すべき事件頻繁なるときは其各事件一も審判せられずして空しく其輻湊を視之か爲め裁判所増設の已むべからざるに至らん之を終ふるに陪審員は概して事理に暗く證據を蒐集して之を按排鑒別するの能力に乏しく且偏頗の念、黨派の心、階級又は業務の利害、友朋隣保の私情に驅られ其評決肯綮を失するこも多し形勢此の如くなるか故に州裁判所に陪審制を布かん乎則ち只審判糊塗の外何の益する所なかるべし由是觀之民事の陪審は謬策の顯然たる者にして上級法衙に於ても亦之を排斥せざるべからず而して州裁判所の陪審制は徒に公衆の怨嗟を來し個人の損害を致すべく名を正義に假りて其實不衡失の裁判に陥らざる者なしと此意見は全國法曹界の左袒する所と爲れり尙統計上より之を觀るも一八六九年第二十七巡回裁判區裁判件數七七六中陪審員一名に就き判決數七に達せず而して上掲弊害の存全は盡く暴白せずんばあらず尙遺般の消息は載せてエルネスト・バルトラン著英佛司法制度改革論に

詳なり

九 ネレンクス著米國司法制度論二章四節二八九頁以下

一〇 ネレンクスの引用せる米國辯護士會報告書の陪審制評論に曰く米國の陪審員は十二名より成り法曹、醫師、牧師、商賈、銀行員、木工、靴工、農夫、年金者、浮浪、酒保主人、星學家各一名を以て之を組織す之を経験に富める一航海者をして衆多の烏合乘員を操縦せしむるに譬ふ其航行の安全を欲するも得べからず

一一 陪審制に就ては尙アンリヨンド・パンセイ著佛國司法官憲論二卷二五章九頁ルユバン・ド・クローアの論文一八八二年三月三十日三十一日八月八日發行法律新聞 佛國の重罪陪審問題は單獨判官と相渉らざるか故に之を第三編に醸る又一八四一年五月三日の徵收陪審員も亦全く特殊の者なるか故に之に論及せず

一二 獨國の區裁判所判官は一九二四年三月二十二日の法律四章二八條に由り一定事件に就き參審員二名の列席を要し刑事に在りては其五章七六條及び六章に由り裁判長一名判事二名陪審員六名を以て之を組織し陪審員及び判事は四章四三條に由り協同して判決を下し參審員は四章二八條に由り名譽職にして報酬を受けず故に生業多忙者は之を辭することを得而して參審員は四章四三條に由り一年四回以内必ず公判に参加せざるべからず又事件毎に名簿に就き抽籤に由りて之を任命し區裁判所判事、行政官各一名信用ある選舉人七名より成れる委員會名簿を作る

第三編 單獨判官と判官の獨立

第一章 綜 論

世人の所謂判官の獨立とは意義明瞭を缺き或は判官各自道德上の性格を云ひ或は法官團全員の通態を云ひ其斥す所曾て一定せず今請ふ其意義と觀念とを擧げて之を論せん大凡判官の獨立とは自己思行の自由を有し人の力を假らず自己の心念に據りて其行動を決するを謂ふ此性格は判官に缺くへからざる者にして良知と公平とに結合して裁判の公平を訟者に保障す是れ源を個人の良心に發する道德力にして法律の規定と曰ひ事實の情狀と曰ひ俱に之を左右することを得ず故に專制治下の判官と雖も性格の獨立と良心の正大とを發揮すること難からず峻嚴なる法文と雖も判官の瀆職を絶つこと能はず羞惡の心を以て陰險の念を矯むるに足らず厚祿は以て財慾を制すること能はされはなり然らば則ち立法者は終に正義の賣買を防ぐの力なき乎曰く否苟くも此弊を絶たんと欲せば人格陋劣にして道德感に乏しき者を擧げて之を法官團より排除するの外なし是に於て乎判官任用の問題を生ず

我現行任用法の不備は世の非難する所なりと雖も之か爲め未だ判官獨立問題の惹起を視るに至らず蓋し我國に於ては未だ正義を競賣に付し競落人をして正義を壟斷せしめ且將來尙此種不詳事の發生を惧るるに至らず是に於て乎腐敗防止上單獨制の得失を究めざるへからず是れ從來既に久しく單獨制贊否兩論者間の

懸案にして今尙其解決を視ざる所なり單獨制論者は以爲く單獨判官は自己の下せる判決の責を負ひ輿論の監視に直面せるか故に内に省みて不正の判決を下さざるも合議制に至りては合議祕密の原則に仗り不正判官の責任を蔽ふて之を三判官全部に屬せしむるか故に竟に賣節を獎勵するに至ると單獨制反對論者は之に應へて曰く單獨判官は固より一人なるか故に此一人を買収せば以て能く裁判所を左右することを得へきも合議制の判決を左右せんと欲せば必ずや三判官全員を買収せざるへからず故に其費用の増加するのみならず其成功得て必ずへからず且合議制は不確實なる輿論の監督よりは更に有力なる瀆職防止の鐵壁を存すと單獨制論者は之を反駁して以爲く職權濫用判官に對して團體精神の恪守を求めんと欲するも得へからず凡そ一人の正直判官をして二人の邪曲判官失態の責を分擔せしめんとするは之を良制度と謂ふへからずと吾人を以て之を觀れば是れ無益の論争にして曾て我司法界に存せざる事實を假想して之を推論せる者なり且匪行は一々之を處罰せんよりは寧ろ之を豫防するの簡易なるに若かす例へは三千の羊群中に於ける一病羊の搜索は其病毒傳染の豫防より難きか如し乃ち醜陋判官處罰方法奈何を研究せんよりは寧ろ瀆職者をして法官團に混入せしめざるの道を講ずるの有效且簡捷なるに若かす

實際判官團獨立の問題は司法制度を對象とする者にして即今我判官は儼然獨立せるも其任用・進級の規定及び政府又は公衆に對する其權義の原則は既に受判者の信頼を繋ぐに足らず要するに事實上輿論は權勢の壓迫に對する我判官庇護方法の缺如を認めすんはあらず乃ち純然たる法職と交渉なき一定の場合に於て

判官が權勢の壓迫を被むることを認め竟に人をして其判決の不公平を推定せしむるに至る是れ判官の信頼に對する危機にして前きに我判官任用史に論及せる所なり^五

此の如き憂ふべき輿論の精神状態は深く其原因を検討して其掃蕩の道を講せざるへからず而して其原因一にして足らず況く社會の各方面に亘ると雖も就中判官の爲め最も危険なる者は權勢掌握者即ち政府及び議會との接觸に在り爾餘原因に至りては其勢力微弱にして間、之を輿論中に發見するのみ之を要するに判官の獨立確保の道は之をして國家と不詳なる輿論との勢力に脱せしむるに在り是れ正さに吾人が期待せる目的なり夫れ然り然れども何の識別なく何の節度なく妄に此原則を適用するときは輒ち判官をして其特權の城壘に據りて放縱不羈ならしむるに至らん果して然らば其匡救は其流弊に値する乎而して判官獨立問題は其責任問題と相錯綜し裁判所は受判者に對して責任を有する乎判官は其職務上の行爲に就きて其責に任する乎如何の程度を以て何人に對して其責に任する乎是れ當さに是を論定せざるへからず

尙單獨制よりは寧ろ合議制に由るべき始審裁判所の組織は此種問題の解決と相繋る所なし固より始審裁判所内部の組織は吾人が列擧せる問題中の若干に觸れざるも其餘の問題に就ては始審裁判所に於ける單獨制の採用の踰越すべき難件を生するか否らされは其好解決を致すへし是れ單獨制研究者か判官獨立問題の研究を閑卻すへからざる所以なり然らされは竟に謬戾又は不完全の結論に歸着せんのみ吾人が本篇に至りて判官の獨立を主張するは此精神を以て殊に司法制度改革の影響を明定せんか爲めなり而して先づ恰好の

任用法及び現行任用制度の改正點と此問題に就きて單に附隨の價値を有する判官終身問題とを述へ次に判官進級の原則を究め終りに其責任を論せん

- 一 アドルフ・ギヨ著法官の將來に曰く我判官の正廉は何人も間然する所なし是れ其畏敬を博する所以なり訟者或は判官に請託する所あるも未だ嘗て賄賂を以て其意を枉けしめんと欲する者あらず輒近人心漸く澆季に趨むき舉世酒滔利慾の念に驅らるるも判官は獨り恒に薄俸に甘んじ毅然として能く不當の貨殖を蔑視し巨萬の事件を裁判するも嘗て指を之に染むること莫しと、尙一八八七年三月十二日發行法律新聞所載ルユバン・ド・クレーアの論文參照
- 二 ベンタム著司法組織と法典編纂第十章參照、單獨判官制主張者はベンタムの論旨を祖述するのみ、尙佛國司法雜誌一八八〇年一八八一年五卷一部一六一頁所載クムル著單獨判官論參照
- 三 伊國サルッチ曰く單獨判官は僅に一人を以て審判の局に當るか故に往々法律に關係なき論旨に惑はさるるの虞あり假令判官正廉なるも書記其制する所と爲り竟に判官も亦自ら之に動さるるに至る伊國法學雜誌二五卷四九七頁所載單獨判官論ルユバン・ド・クレーアも亦曰く合議制に在りては判官常に三四名より成るか故に之を買収せんと欲するも偶々全員盡く匪徳者に非されば能はず是れ極めて希有の事なり然るに單獨に在りては判官貧困なるときは其正廉を怪しみ富裕なるときは其私意を疑ひ才幹あるときは其技能に匹當せる希望を猜み良判官と雖も世の中傷と嫌疑を免かるること能はず之が爲め其裁判は竟に威信を蝕亡するに至る一八八二年三月十二日發行法律新聞所載
- 四 政治・議會雜誌一九一二年七二卷二三三頁所載ドッブルベ・ルバの論文參照
- 五 ロード・ブルガム曰く裁判は瑕瑾なきのみならず尙嫌疑の存せざること必要す判官は公明なるのみならず尙公明と信せられ其審判の正當は社會一般の公認する所と爲ることを要すフェリクス雜誌一八三四年八とマルシヤンは其論文に述へて曰く判決は公平の一事を以て足らず其公平と認められ何の嫌疑を被らざること必要すア・ギユヨ曰く我邦は殊に判官の嚴正を確信せるも亦權勢に對する其獨立を信すること能はざる一國なり是れ判官各自が故さらに國是を擧げて之を法律の上に立たしめたるが爲めならず主として一

- 年以來公人として發揚せる法官氣節の高尙間然すへからざるも其政府との關係上不公平の嫌疑を胚胎せるか爲めなり是れ判官其人の罪に非ずして制度の弊なり苟くも社會にして判官良心の保障を法制に發見することを得ば此の如き不祥事は其迹を絶つへく輿論が判官を疑ふ所以は立法上判官保護の確實を信せざるか爲めなり輿論にして過度に判官の徳操を責め動もすれば之を疑ふときは其壯烈の行爲得て期すへからずミ氏は又ポー・マルシエの言に據り判官に對する王朝の民心を叙して曰く在昔我國民は偉人を猜忌し戰士を畏怖し富豪を憎惡し學者を敬遠するも唯法官のみは推賞して是を尊敬すトックギル曰く當時に在りては官職を賣買せるも今や國民皆財帛を提供すること爲さず只其努力に依りて官職に就くことを得王朝と革とアリス曰く佛人は由來自國の判官を矜負し其威信の毀損上常に敏感に注視し細故と雖も敢て是を看過せず其見聞以上に之を尤めずんばあらず但實際判官の過失殆んど希なり是れ我判官は俸祿至薄なるも榮譽至大の爲め能く才徳兼備の士を招致することを得るか故なり現代民主國一卷
- 六 ギヨ曰く政治にして法廷に侵入せん乎則ち何人の手に依りて何人の意を以て其鬪を趨ゆるも司法は竟に逸し去らんのみ政治と司法との協商は二者互に相瀆し其接觸は互に相戕ふ所以なり政治にして司法と提携せば其政治は糾彈せられ司法にして政治に憑賴せば其司法は亡滅すへし時報一八四六と年一四一頁

第二章 判官の任命と不可轉免

判官の任命方法は能力に富める獨立法官團の確保を目的とせざるへからず此目的と背馳せる方法は總て有害無益にして夫の政治上の理論を擧げて之を判官の任命に適用せんと欲するときは司法の運用上不詳の結果を胚胎せずんばならず故に必ずや精密に判官を選択し之をして外部の勢力に制せられざらむること
を要す是れ判官の任命上當さに省察すへき唯一の要點なり加之前に吾人か論定せる判官の養成方法より之を觀るも亦其任命問題の研究圈を限局し幾多從來の方法を排斥せざるを得ず以下請ふ古來の任命方法を列擧して其不可なる所以を述べん

抽籤制は判官の任命を偶然の結果に委するか故に全然獨立せる判官を得るの利あるも學識又は能力を缺ける者のみを用ゆるの弊あり而して群衆中より之を採るか故に其良知と曰ひ節義と曰ひ皆凡庸を免かれず在昔雅典人は其市民を平等にして互に相代ることを得る者と看做し又は判官の選擇を神意に委し抽籤によりて審判員を任命せり當時アリストファーンは之を以て審判員の選定上宜しきを得たる者と爲せるも其實效なかりしに鑒みは此れ或は之を諷刺せる者ならん佛國も亦刑事陪審員の任用上之と相酷似せる方法を採り其選舉委員會は法官と市町村吏員とを以て之を組織し毎年陪審員有資格者を指定し縣に於ては控訴院長又は控訴院の存せざる重罪裁判所々在地始審裁判所長各、母字順に由れる陪審員名簿を作り重罪裁判所開

廷の十日前公判廷に於て公判陪審員の抽籤を行ひ公判陪審員は正員三十六名補員四名より成る而して判決宣告の當日開廷前重罪裁判所長抽籤を以て一事件毎に判決陪審員を指名す判決陪審員は正員十二名及び臨時補員十二名より成り検事、被告人及び補佐人は其抽籤に参加し訴訟當事者は十二名以下の陪審員を忌避するの権利を有す^三

抑、抽籤制は刑事陪審員を以て十分に民意を代表する者に非すと爲せるか故に假令國民自ら裁判するも其裁判は之を簡易の事件に限らざるへからすと爲し而して検事と被告人とに陪審員を忌避するの権利を賦與して社會と受判者との権利を保護し以て陪審員中偏頗の嫌ある者を排除して裁判を偶然の結果に委せざらんことを期せり夫れ然り然れども法學上の智識を要する法官の任用に臨み此の如き左道を取るへからず之を總ふるに抽籤制は之を限局せる環境に適用すへき者に非す今抽籤を以て判官候補者中價値なき者を淘汰せんと欲するも孰か其就任と前途の開拓との爲め長久の困學と得失相償はざる實務の修習とを擧げて之を骰子の一投に委する者あらんや故に判官は必ず特殊の能力を要すとせば正さに其眞價鑒別の道に由りて之を選抜せざるへからず

選舉制も亦抽籤制に於けるか如き非難を免るるを得ざるのみならず尙一大缺竅の在るあり選舉制は選舉團及び選舉方法の如何を問はず總て被選者をして選舉者の權下に立たしむるか故に判官の獨立を以て司法の好運用に必須なりと爲す者は選舉制を排斥せざるはなし且選舉は或は以て民意の趨勢を示すも必ずしも

能力者を選擧する者に非す同業者の選舉會は關係者皆選舉人なるも判官の選舉に在りては良裁判の利害關係者は受判者にして辯護士又は代訟人に非さるか故に此點に就ても亦既に論理に背馳せるのみならず尙能力者の爲め何の保障を呈せず而して判官の獨立も亦危険を蒙むらすんはあらず凡そ被選者をして判官に必要な資格を具備せしめんと欲せば前きに論述せる能力と練習とを候補者に要求せざるへからず然るに此の如き候補者は其數極めて少なきか故に其民選は竟に空想に歸せん且此種の問題は其之を決定すへき論據を外國の例に求むること能はず選舉制は瑞西國に於ては好果を博し能く才德兼備の良判官を得たるも米國に於ては諸州各、其揆を異にし西部地方に在りては判官の德操甚た下れり佛國に於ては千七百九十年より千八百年に至る革命中一時判官の選舉制を採れるも其結果見るへき者なく空しく厭ふへき記念を存せるのみ之を要するに判官の選舉制は之を擯斥せざるへからず^九

互選制は判官相合して自治團を爲し以て判官の任用・構成を主宰す是れ其獨立の確保上一種の方策たるを失はず判官團他の干涉を受けず其互選を以て判官を任用するは其任用の不當を保障する所以なり此方法は判官をして自己の正當なる鑒識に由りて教育ある正廉の士の任用を推定することを得へきも其實際を顧みれば亦弊害なくんはあらず何ぞや之か爲め異分子進入の門戸を鎖し一種の階級を作り外部との接觸を絶ち自ら稀薄の雰圍氣中に割據して碌々爲すなく親故相資縁し黨同排異の私情に制せられ其極裁判は特殊閥族の散職と爲り了すへければなり由是觀之互選制も亦之に左袒すること能はず

官選制は執行權自ら判官を任命する者なるか故に司法官をして政府に隸屬せしめ理論上極めて不良の解決法なるか如きも其實必ずしも然らず方今列國皆此方法を採り未だ曾て怖るべき結果を生せず蓋し執行權は必ずしも常に判官團を壓制する者に非ずして寧ろ司法權の範圍に侵入することを躊躇し假令之に侵入することあるも事毎に司法權を畏敬し翼々如として事に臨まずんはあらず之を要するに政治は偏見に陥り易きも其運用に當り一般の利害を等閑視せざるか故に司法權の侵害幾んど希なり且實際上判官互選の監督を政府に留保して其弊害を防ぎ幾多の規則を設けて判官の任命に關する政府の專斷を制するか故に官選制は一方に於ては政府と判官團との勢力を綜合し他方に於ては政府と判官團とをして互に相牽制せしめ以て能く良判官任用の道を講せずんはあらず^二

判官の不可轉免は政府の專斷に對する障壁にして政府自ら任命せる判官を以て政府の代表者と見做すことを得は政府任意に之を罷免することを得べきも事實は全く然らず判官は法律の權化にして政府の奴隸に非ず判官をして職務上失體あるに非されは其地位に安居せしむるの制度は判官の獨立殊に其獨立に關する輿論の期望を飽かしむる所以なり此原則は判官の特權に非ずして受判者に對する保障の爲めなり是故に判官々選制を採れる諸國を通し其緩和の爲め不可轉免制を明文に規定し且判官の任用上各其揆を異にせる任用法を採り白國^四に於ては巧に互選制と官選制とを折衷し判官團に缺員の生せるときは始審裁判所又は控訴院各自ら候補者二人を國王に奏薦し政府其中の一人を選任し院長所長及び部長は政府之を任命せず始

審裁判所に於ては其判官團自ら所長を選擧し控訴院に於ても亦其判官相集りて其院長及び部長を選擧す佛國に於ては往時高等法院の法官互に相選任し以て職務世襲の傾向を馴致し就任者は其所屬法官團の承認を受くべき者たり但理論上に於ては王室之を勅任し其詔書を得て始めて其職を執れるも是れ固より形式に過ぎざり^五此制度は執政官政府及び第一帝政時代に至り全廢に歸し共和八年の憲法を以て判官の選任權を第一執政官に與へ齡二十五歳以上の佛人にして私權公權を併有し被選人名簿に登録せられたる者は判官に任せらるることを得其名簿より削除せられたる者又は瀆職罪を犯せる者に非されは罷免することを得ざることと爲せり既に千八百二年に至り終身執政官設置の際被選人名簿を廢し政府の判官選任權を擴張して不可轉免の原則は一時其迹を絶てり^六其後千八百十四年の憲法を以て此原則を實行し更に千八百八十三年に至り復之を中止せるも幾はくもなく之を復活せり但政府は依然として判官選任の特權を掌握せり千八百十年四月二十日の法律に據れば判官候補者は法學士の免狀を有し二年間辯護士の事務を練習することを要すと爲せるも之か爲め必ずしも政府の任命權を沮碍せず而して政府は判官候補者の素行及び家庭に品位の調査を管轄控訴院長及び檢察長に一任し其意見に基きて之を任命し以て政府自ら己れの專斷を制限せり^八是より其後千九百六年に至り判官登用試験を設け始めて大に政府の專權を牽制し司法大臣は試験委員中に其代表者として單に一人の局長を加へ爾餘委員は皆判官團を代表する者にして大審院判事一名巴里控訴院判事二名セーナ始審裁判所判事一名を以て之に充て試験課目は候補者智能上の價值よりは寧ろ法學上の智識を

測定すべき方法を以て之を按排せり是れ我現行制度なり

今吾人の主張せる單獨と控訴院に於ける實務練習制とを布くときは判官任命問題は第一、試補の任命第二、本官の任命第三、試補の除名の三點に歸着すへし先づ試補の任命方法を究めんに試補は其德操上の價値と智能上の資格との兩面より之を批判せざるへからず而して智能の批判は固より困難なるも德操の制定は更に其右に出つ凡そ人の德性の評定は之を其人多年の業績に酌むか然らされは鑒識に長せる者の意見に頼らざるへからず今判官候補者は齡僅に二十五歳にして何の閱歷なきか故に其德性の批判は之を適任者の判斷に委するに若かず控訴院長、控訴院部長、檢事長の三者は實に其適任者にして以て能く其批判の材料を司法大臣に供することを得べく其他の者は其提供の資料不正確又は偏頗を免かれず殊に控訴院長は春秋と曰ひ職掌と曰ひ俱に世の嫌疑の外に立てるか故に其管轄區域内居住候補者の品行、習性、德操、家聲調査の任に膺るべき者にして此調査は固より慎重に之を行ふべき者にして殊に地方に於て能く好果を擧ぐることを得司法大臣は其意見を取捨して毎年應試候補者の名簿を作る元來競争試験は受験者智能の價値を測定する所以にして其方法固より不完全なりと雖も請託又は夤緣に頼りて其地位を贏得するに優れるや論を須たす競争試験は其課目と曰ひ其組織と曰ひ受験者の記憶力よりは寧ろ智力を考査する者なるか故に一般の素養を具備せる候補者の網羅を期せざるへからず而して試補は其實務練習中法律上の智識を増補するの外尙力めて廣く一般の智識を收得し百般の事物に對して困惑の虞なきを要す候補者にして競争試験に合格

せる者は成績の順位に従ひ逐次大統領令に由りて之を判事補に任命す實務の練習は固より過渡の業なるか故に見習者は不可轉免の保障を享けず

次に本官判事の任命方法を論せん凡そ法官は之を豫審判事、檢事、判事に分ち三者各、特殊の性格を要し判事に適するも檢事に適せず檢事に適するも判事に適せず故に判事補を適處に配して業績を擧げしめんか爲め其能力を精査することを要す而して其長處の鑑別者は其所屬判官に在り故に控訴院長、檢事長、控訴院部長をして判事補の實務練習二年經過後三種の名簿を作りて各、之を判事、檢事、豫審判事に推舉せしめ以て配屬の不公平を防ぎ司法大臣も亦豫め練習期間を齊一ならしむべき方法を以て三種法職間判事補分配の方法を指定し大審院判事一名司法省局長一名巴里控訴院判事二名檢事一名より成れる中央考査委員會をして全國判事補の總配屬を行はしめ政府の三種法官任命順序を定む判事及び豫審判事に在りては齡二十八歳に達せる者を以て之に充て練習終期の翌年に至りて其任命を行ひ以て之をして不可轉免の特權を享けしむ檢事に至りては不可轉免の特權を有せざるか故に其任命の際之を二十八歳に制限することを要せず元來檢事は弱齡なるも執務上何の支障なきのみならず檢事局は到る處多數の職員を要するか故に一年乃至一年半其就任期を速ならしむるも可なり

終りに判事補の實務修習中將來の望なき者は控訴院上長官其管內判事補名簿より之を削除することを得削除せられたる者は更に中央考査委員會に再考を求むることを得るも其決定に不服を申立つることを得ず

委員會既に控訴院上長官の決定を確認せるときは爾後半年内に除名判事補の職を免す

是れ我現行判官任命制度なり此制度は固より多少の缺點なきに非ざるも其缺點は之を補正すること難からず故に吾人は以て之に甘心せざるへからず元來吾人の主張は徒に善美を求むる者に非ず唯判官の特權、受判者の利益、國家の權利の三者を調和して適宜に之を按排するに在り之を要するに吾人は多少の改正を現行制度に加ふるも力めて我制度の因襲を守り一百年來の趨勢を趁ふて政府の權力を制限し判官の獨立を伸張せんと欲するのみ^{二六}

一 ナロウスキ雜誌二〇卷一八四四年一二九頁乃至二八九頁所載ガ・コーエ著雅典人の司法組織論

二 一八七二年十一月二十一日の法律に由れば齡三十歳に達し私權公權を併有し體刑、加辱刑又は法律上重罪を認むべき犯罪に就き輕罪の刑に處せられざる佛人は總て陪審員と爲ることを得陪審員は人口四百乃至五百毎に一名、一縣六百、補充陪審員一縣五十にしてセーヌ縣のみは陪審員三千を置く一八七五年七月三十一日法律に由れば其年又は前年既に其職務を執れる陪審員は判決陪審員當選の際人をして已れに代らしむることを得區委員會は治安判事、治安判事補及び市町村長を以て之を組織し區陪審員の倍數を掲ぐる補充陪審員名簿を作り郡委員會は始審裁判所長、治安判事及び縣會議員を以て之を組織し年次名簿を作り控訴院長又は重罪裁判所所在地始審裁判所長は郡内の陪審員名簿を蒐集し母字順を以て陪審員名簿を作り其中より公判列席陪審員の抽籤を行ふ

三 收容審判員は刑事陪審員と其組織を異にし一九一八年十一月六日の法律及び一九二一年七月十七日の法律を以て改正せる一八四一年五月三日の法律に由れば縣會は毎年の通常會議に於て郡毎に收容審判員名簿を作り審判員數は人口一萬に就き七十五、一萬以上三萬以下に就き一百、三萬以上は二百とし巴里のみは之を六百とし凡そ郡内居住選舉者にして刑事陪審員の資格ある者は收容審判員名簿に登録せられ郡審査員名簿は之を審査員名簿に集合し收容財産所在地始審裁判所第一部は十四名より成れる審査會參加名簿を作り其中六名の忌避又は始審裁判所長の抽籤に由りて之を除き其餘の八名を以て收容審査員と爲し收容補償額を決定す審査會は六名以上の出席あるに非されば議決を爲すことを得又審査員中に收容財産所在地縣内居住者二名以上を含むことを得す但巴里及びベルフォール二市の收容審査員は收容財産所財地郡區居住者二名を含むことを得す

四 選舉制に就てはロテン著判官民選論マルシヤンの論文三七頁以下四九頁以下ベンタム著訴權論八章九章四一頁ガエ・ビコ著司法制度改革論三二頁ゲョーベル著單獨判官論七年一部二〇七頁

五 レオンス・コウト及びゲョールゲユ・ピコは俱に判官の民選に反對せるも判官間の選舉には左祖せり^{佛國司法雜誌一九一〇年}マルシヤンの論文四〇頁ロテンの論文二七頁ジョールジェ・ピコ著司法制度改革論一七五頁乃至二〇六頁、瑞西國の判官は皆正廉の士なるも必ずしも盡く學識に富まず故に裁判所書記は裁判の進行上頗る重要な地位を占む

七 マルシヤン、ロテン、ネレンダス、エミール・ストツカルの論文參照、米國に於ける判官民選制は端を一八三二年大統領ジュエッファーンソンの意見に發し一八六六年に至り三十四對四十六の多數を以て終に之を全國に布き其任期は各州相同しからざるも概して二三年以上八年乃至十年なり而して其結果甚惡し

八 マルシヤンの論文七一頁以下、佛國に於ける判官民選制は一七九〇年四月十六日の命令三條及び一七九一年九月三日の憲法三編五章二條を以て相踵て之を布けり尚ロテンの論文七九頁一八八三年一月十六日代議院に於けるジュール・ロッシュの演説スリクマン著革命時代に於ける佛國の司法編八章三六八頁二編一六章三五八頁參照

九 ドウグアイユ曰く一切の權力は皆國民の主權に發する者なるか故に其權力は國民の直接委任を要す司法權を行使する者即ち判官は國民之を選任せざるへからず^{三權分立}論七一頁とエスマン曰く主權在民の原則既に得て間然すへからず是は國民は先づ主權中の立法權行使者を選挙し之をして行政權行使者をして司法權行使者即ち判官を選挙せしむるも亦何の不可か之れあらん^{憲法論七版}三二二頁
プライス曰く瑞西國の聯邦判官及び州判官は其俸祿極めて薄きも適任者は再選せらるるか故に其任期無限なり聯邦高等法院の判官は聯邦議會之を任命し其任期六年、聯邦法院の判官は國民之を直選す此慣例は由來既に舊く以て能く民主主義に適應せる者と認めらるるか故に嘗て之を變更せんと主張する者なし聯邦諸州は其地域固より廣大なるか故に選舉民は各、自ら能く判官候補者智徳の如

何を鑒別することを得 現代民主國二卷
六二章四二七頁

一〇 チョールヂュ・ピコ著司法制度改革論三三一頁以下、立法・判例評論雜誌一八七一年一七二年一巻新刊一三四頁以下所載セリグマ
ンの論文、佛國司法雜誌一九一〇年一部二九八頁所載レオンス・コムト著司法制度改革論

一一 プライス曰く民選判官は瑞西一國の外各國皆政黨の選舉する所なり而して何か故に民選の判官は内閣の官選せる判官より不良なる
乎換言せば何か故に首相の任命せる判官は良好なるも政黨の選舉せる判官は不良なる乎米國に於ては首相は固より黨人なるも各州
知事曰ひ大統領曰ひ亦皆黨人なり唯大統領は國家に對して責を負ひ知事は州に對して責を負ふの差あるのみ而して大統領曰
ひ知事曰ひ判官の選擇宜しきを得ざるときは俱に其地位を危ふし累を黨派に及ぼすも政黨の首領は官吏に非ざるか故に判官の選
舉が法律上只其推薦せる者を投票せる選舉團の個人行爲に過ぎざるべきは其責を負はす

當選せる判官候補者は選舉人の選定せる者なるも選舉人は必ずしも政黨首領の命令に服従するの義務なかりしなり

一二 例へはエ・グ氏の如き以爲く控訴院は始審裁判所と自院との補缺判官各三名を指定して俱に之を司法大臣の選任に供し大審院も
亦控訴院と同一の措置を執るに若かず、尙ヂエ・ルロアの論文一九〇頁以下参照

一三 佛國に於ける判官の不可轉免性は源を一四六七年に於ける路易十一世の勅令に發し爾來幾多の變遷を経たり此點に就ては佛國司法
雜誌一八七九年一八八〇年一部四〇一頁所載判官の不可轉免性、シモネ著司法制度の改革と一八八三年八月三十日の法律、ガス
トルロア著單獨判官と佛國司法制度の改革一九〇頁以下参照

此原則の積極説はアンリヨン・ド・パンセイ著佛國司法官憲論九章二二五頁、チヨールヂュ・ピコ著司法制度改革論七〇頁、ギヤ
ニ案、ア・グエイヨ著法官の將來二八頁、一八一五年十一月三十日の官報所載ロアイエコラルの代議院に於ける演説、消極説は一
八八一年一月十六日發行法律新聞ルロバン・ド・クレー氏の論文、バンナム著訴權論一七章九七頁、折衷説は政治・議會雜誌一九一
一年六九卷四七九頁所載チリアン・ルフェーツル著司法制度改革論参照

此他佛法應用雜誌四二卷所載無名氏著司法制度改革案、一八七八年十二月十五日發行法律新報所載ヘ・ボンの論文、英國に於ける不
可轉免性に就てはド・フランクザル伯著英國司法制度論一〇章三八〇頁參照氏曰く英國の判官は職務上の大過失、本分の懈怠、職

務に關係なきも公務執行の資格を失ふべき處刑を受けたるに非されは其職を免せらるることなし英國に於ては第十九世紀中判官罷
免の例を視す

一四 佛國司法雜誌一九一〇年一部二九七頁所載レオンス・コムト著司法制度改革論

一五 ガストン・ルロア著單獨判官と佛國司法制度の改革二一〇頁

一六 法學校に關する共和一二年風月二十二日の法律に由れば法學士の免狀を有する者に非れば法官の職に就くことを得ず又一八一〇年
四月二十日の法律を以て確認せる一八〇七年十月十二日の元老院令に由れば判官は五年以上在職したる者に非されば終身恩給を受
くることを得ず

一七 一八一四年六月四日十四日の憲法五八條に曰く判事は王親ら之を勅任し之を轉免することを得ず

一八 此調査に關する現行規定は一九〇六年八月十八日の大統領令にして競争試験に應せる候補者は先づ始審裁判所檢事局の登録を經檢
事は正は關係書類と俱に其願書を控訴院檢事長に移送し檢事長は之を調査し意見書を添へて其書類を司法大臣に提出す控訴院長も亦
報告書を作りて之を司法大臣に提出し然る後司法大臣は候補者名簿を確定す尙ガストン・ルロア著單獨判官と佛國司法制度の改革
二一八頁參照

一九 此試験は一九〇八年二月十三日の大統領令に由れば毎年司法大臣自ら登用人員を指定するか故に此點より之を言へば競争試験なる
も六十點以上を得たる者に非されは之を登用せず且母字順を以て其合格者を排次する點より觀れば之が資格試験と謂はざるべから
ず

二〇 一九〇六年八月十八日の大統領令に由れば筆答試験は二種より成り其一是民法又は刑法の問題其二是實務の問題にして各科の試験
は之を四時間とし受験者は法典以外の書類を携ふることを得ず口答試験も亦二種にして其一是試験委員の提出せる民法又は刑法の
問題に關する意見、論告、説明其二是司法行政の問題なり而して其科目は司法大臣之を決定し六箇月前に之を公告す受験者は第一
回試験舉行前二十四時間の猶豫を受く此點に就てはガストン・ルロア著單獨判官と佛國司法制度の改革二一九頁及びマルシヤンの論
文一五八頁乃至一七四頁以下參照

爾後一九〇八年二月十三日の大統領令に由れば候補者は其第八條に由り實務の筆答試験と一時間以内の口答試験とを受く但官立法科大學の受賞者及びバ里辯護士會の幹事は競争試験を受くることを要せず

二一 ア・グレイヨは其著法官の將來に論じて曰く司法大臣は自ら幾多法官候補者の技倆を詳にすること能はざるか故に其信用する所の者の推薦に待たざるを得ず而して其信用する所の者は已れと思ふ者ならざるへからず是に於て乎司法部内に黨派心の侵入を視終に法官の任命上政黨勢力の波及を免かれず

二二 マルシヤンの論文一一五頁

二三 マルシヤンは其論文一一頁に競争試験を非難せり而してボンネは之を一八四二年のフェリクス雜誌に轉載せり

二四 吾人は現行試験委員制に甘心せるか故に其改正の必要を認めず唯參考の爲めエルシニ、マルナル二氏の代議院に提出せる改正案一八八二年の官報附録四六〇號代議院・議事録の要點を掲げんに此法案に於ては互選兩院議員各十名互選參事院議員四名バ里控訴院長控訴院附辯護士四名司法大臣指命辯護士會長又は前辯護士會長數名を以て試験委員と爲せり

二五 ショーベルは其著單獨判官論佛國司法雜誌一九〇に論じて曰く判官能力の長短は之を其職務上の學識と性格との兩面より鑒識せざるへからず而して能く之を悉せる者は唯其長官あるのみ何とせば長官は其部下法官の業績を目睹して之を熟知すればなり

二六 ア・グレイヨは其著法官の將來に判官獨立の必要を論じて曰く判官の獨立は敢て中央政府の特權を侵すことなく能く自己の獨立を發揮するに在り又曰く司法部が三權分立の原則を害せざることは一百年來既に昭昭たる事實なり司法部が統治の全權を備有すへからざるや言を俟たず只他の侵害を受けされは可なり

第三章 判官の進級

凡そ官吏の進級方法は政治學上の難題にして之を規定すること容易の業に非ず我判官の現行進級方法の如き亦其官制上の一大缺陷にして其有效なる對策の發見甚難し之を疾患に喩ふれば先づ病原を窮めて之を除くに非されは其根治得て期すへからず然らば則ち我判官の進級には應に之を廢せざるへからざる乎是れ判官進級の方法研究に臨み當さに先づ決定せざるへからざる問題なり一見せば判官の職は等級を其間に設くへきに非ず判官は管轄權の廣狹と審級の高下とを問はず總て道德上及び智能上一定の資格を具有せざるへからざる者の如し故に人或は以爲く判官は一たひ其職に就くや輒ち訴訟を解決し人の生命及び名譽を與奪する者なるか故に初より一切の保障を受判者に供せざるへからず必ずしも其職務の行使に由りて漸次練達を加ふへきに非ずと英人か其國民の傳統上判官は敢て自ら進級を求むへからず死亡又は退職に非されは其職を失ふへからずとの原則を刱建したるは實に此觀念に基く者なり是れ固より恰好の原則にして一時靡然として世の改革論者を響應せしめたる所以なり佛國に於ても亦此舊解を祖述して司法制度改革案を提出せる者少なからず是れ或は以て能く判官の獨立を擁護し請託贅縁の弊を司法界に絶ち判官をして何の畏怖する所なく何の覬覦する所なく毅然として能く訟廷に臨ましむることを得へし

夫れ然り然れとも判官進級の廢止は判官選舉制を採るか然らざれば英國の如く辯護士登用制を取るに非

されは其實行得て期すへからす既に前章に詳論せるか如く選舉制は被選者をして選舉者に隸屬せしめ終に判官の獨立を毀滅する者なるか故に其得る所の判官は唯蠢々たる民衆の傀儡と爲り秋官に必要な能力の保障を缺ける者に過ぎす又我國に於ては判官多きに過ぎ俸祿少なきに失するか故に現時は勿論將來と雖も到底辯護士登用制を適用することを得ず然らば則ち我現行制度は依然之を保守して唯判官の俸額のみを均ふるに若かさる乎此方法も亦歲計豫算上難關に逢着すへし何となれば俸額は之を均一ならしむるも現行俸額より高率ならしめざるへからされはなり且人の成年時より老境に至るまで法職に在らしめんと欲せば其紅顔と白髮とを別たす終始同額の俸祿を食ましむるは合理の舉に非ず人は齡と俱に負擔を増し子女の繁殖の爲め家計を膨脹し而して幸福の欲望と必要とは恒に相並行して増進せずんばあらず故に勤績年數の多少に由りて俸額を伸縮するの人情に適し道理に合するに若かす

然らば則ち最後の解決方法は現職の崇卑を問はず唯勤績年數に比例して俸給を乗除するの外なき乎此方法に由れば判官の地位の高低を問はず勤績三十年に達せる者は皆同額の俸給を受くへし是れ亦非難なき能はず何となれば俸給は職務上の威信を保つ所以にして職務上の威信は殊に司法の幹部に缺くへからす幹部の地位は特に之を尊重せざるへからす然るに例へは控訴院長の俸祿にして始審、控訴兩法衙の一般判官より下れるときは其威信は減少し其權方も亦間然せらるゝに至らん元來地位の進むに従ひ交際費の膨脹を來し責任も亦從て重きを加ふるか故に地位の昂進に伴ふて俸額を補足せざるへからされはなり由是觀之此

此方法も亦之を首肯することを得ず

之を要するに非難の存する所は進級自體に非ずして其方法如何に在り元來進級は業績に對する褒賞なるか故に其銜縁請託に由れる者は當さに之を峻拒せざるへからす是れ其理論なり理論は固より間然すへからざるも理論を實行すべき原則の建立極めて難し凡そ進級方法は其種類一にして足らざるも竟に拔擢制故參制折衷制の三者を出てす今其長短を究めんに拔擢制は功勞者優遇の良法なるも比附銜縁の徒を庇保するの弊あるか爲め汎く一般法官をして之に信賴すること能はさらしむ故參制は情實に賴らざる者に在りては好個の保障なるも懶惰爲すなき碌々者流をして反て意外の僥倖を贏得せしむるに至らん故參制論者は以爲く司法部内に於ける故參の順位に由れる進級は爾餘官界に於けるよりは其弊少なし蓋し司法部は其範圍制限せられ且選良の士に富めるか故に此種の方法の爲め幹部をして其地位を失はしむるの虞なかるへく年齢の高老と在職の長久とに由りて清要に立てる判官は固より其地位に膺るに足らざる凡庸の士に非ず試みに之を從來若干判官か之を任命せる大統領令以外の名義を以て我控訴院を主宰することなきに徴せば思半に過きんと然れども立法者は曾て此の如き意見に留めず千八百年以來法官の任命を擧げて之を司法大臣に一任し爾後千九百六年に至り進級表の制度を布きて司法大臣の專斷を制限せるも此改革は當初の期待と相背馳し司法大臣は判官の選拔上何の掣肘を受けず又判官をして地位の安全を回復せしむること能はず且其競争の激烈を減すること能はさりき

我國判官の進級方法は先づ之を千九百六年八月十八日の大統領令に尋て千九百八年二月十三日及び十二月十日の大統領令に終りて千九百十九年四月二十八日の大統領令に規定し今や又之を千九百十九年十二月二十九日の大統領令及び千九百二十二年五月三十日の大統領令に規定す此數多の規定を綜合して其綱領を擧ぐれば凡そ判官は進級表登録者に非されは進級することを得ず在職二年後に非されは進級表に登録せらるることを得ず進級表の登録は各控訴院幹部即ち部長及び検事長毎年七月一日までに各其管内名簿登録者を上申し其員數は各級及び各職該當職員の二分一を出つることを得ず詮衡委員會は大審院長檢事總長司法行政委員四名を以て之を組織し毎年十一月上半巴里に開會し進級表登録法官の名簿を作り其定員は各官等及び各官職を通し既往五年間に於ける缺員平均數の三分一を超ゆることを得ず委員會は控訴院長官の推薦せざる者を登録することを得ず但推薦せられざる判官は毎年八月一日までに司法大臣に異議を申立つることを得司法大臣は委員會の意見を徴して之を決定す進級名簿は司法大臣之を確定し其登録は一年間有效にして毎年之を更新す控訴院長及び檢事長は管内の缺員一人に就き候補者三名を司法大臣に推薦す司法大臣は其推薦者を採用することを要せず

以上は我現行法官進級規定なり尙此制度を審にせんと欲せば更に其實狀を究めざるへからず元來進級表の登録權は控訴院長官及び大審院法官之を掌握す控訴院長官の推薦は固より其成功に缺くへからず而して大審院法官は詮衡委員會に多數を占且其決定上優越せる勢力を有するか故に進級表に登録せられんと欲す

る法官は勢控訴院長官の眷顧と大審院法官の庇護とを求めざるを得ず大審院法官は嘗て控訴院の長官たりしか故に今尙其勢力圏内に立てる數多の法官を有し既に自ら能く其人物學行を悉さすんはあらず是れ其推擧の已むへからざる所以なり此の如くにして進級表に登録せられんと欲する法官の上司に對する運動は必ずしも巨弊を生せず蓋し其新舊長官又は現時己れより上位に立てる往時の同僚に對する運動は皆司法部内の人なるのみならず司法官は其數多からざるか故に依頼する者と曰ひ依頼を受くる者と曰ひ素より親故の關係を有するか故に之に憑頼するも何の屈辱に非ず隨て法官の獨立を殆ふするの虞なし且高級法官か其僚友の爲め好意の推擧を爲すは平生能く其伎倆を識れる有爲法官の爲め自己の聲望に由りて其前途を開拓せんと欲する忠恕の念に發する者と謂はざるへからず由是觀之長官の推擧は曾て病ふべき者に非ず

進級名簿に登録せられたる法官中其不遇なる者は爾後長星霜間進級を視ること能はず空しく其氏名を紙上に留めすんはあらず蓋し法官の昇進は司法大臣の方寸に在るも司法大臣は一々判官を知らざるか故に或は職員課長に諮り或は控訴院長官大審院判官の意見に酌み或は政友たる元老院又は代議院の議員の勸告に従はざるを得ず殊に議員にして内閣に多數を占むる政黨に屬するときは竟に其推擧を拒むこと能はず是に於て乎進級を求むる者は部内長官の援助の外更に議員に請託せざるを得ず然るに積日の運動漸く其效を奏し終に昇進の大統領令に接するや輒ち當初己れを推薦せる議員の厚誼は忽ち之を忘却し冷然として路人の如く以て自ら法官の獨立を保つ所以なりと爲せり是れ法官は政權を掌握せる者に對して言語以外に感謝の

念を表すべき道なきに由る然るに世間は箇中の消息を解せず其進級は政權の干渉に由る者なるか故に法官を以て常に議會と政府とに隸屬する者なりと速断せずんばあらず之を要するに法官の進級上此の如き暗中飛躍の已むへからざる所以は司法大臣叙任の專斷に基因するや言を俟たざるも又一方に於ては進級名簿登録者の多きに過ぐるか爲めならずんばあらず是れ法官の進級上考察すべき第一點なり尙法官の進級上注目すべき事あり他なし檢事は其進級迅速なるも判事は其昇進遅々として長く下位に沈淪するに在り蓋し檢事は自ら進みて犯罪を起訴し法廷に辯論するか故に其任務頗る積極にして長官及び政治家の注意を惹き易きも判事に至りては其行動終始合議室内に限局し其材幹嘗て外部の認むる所と爲らざればなり又現行制度に在りては幾多の進級名簿登録法官に就き其長官の進言に基き一々其長所を記載せざるか故に檢事をして其昇進上有利の地位に乘し長久の勤務に由るに非されは經驗と曰ひ學識と曰ひ竟に俱に之を收得すること能はざる判事の職に轉せしむるの弊を馴致すへし是れ人材利用の道を誤れるの擧と謂はざるへからず且檢事をして判事より優越せる位地を占めしむるは民事裁判の進行上遺憾の事と謂ふへし何となれば檢事は私人間の訴訟を裁判するの素養なく其職務は大抵司法よりは行政の性質を有し隨て民事法の研究を缺き檢事の職務執行上其業績觀るべき者あるも判事として何の爲す所あること能はず若夫れ故參判事に至りては固より裁判の技術に長し其功勞に對して優遇を受くべき者なるも反て邊陲の小法衙に跼蹐し悄然として空しく退職期の到るを待ち終に其實力を發揮すること能はざるは豈哀しむべきに非ずや豫審判事に至りては檢事

及び檢事正の如く進級の特權を有せざるも之を判事に比すれば遙に優越せる地位に在り此の如く判檢事間待遇の顛倒是其永續を容さず受判者の生命財産與奪の全權を握れる判事をして法衙内に屏息せしむへからず其職務の重要上必ず之をして法官の首位に立たしめ豫審判事をして之に次かしめ檢事をして更に之に踵かしむるに若かす是れ法官の進級上當さに考察すべき第二點なり

然らば則ち之を如何せば則ち可ならん吾人の所見に據れば其匡救の方法は法官界に判事豫審判事檢事の三系を建つるに在り何となれば三職各、特殊の能力と智識とを要するか故に三種の法官をして互に其職を轉せしむるは司法權の好運用を致す所以に非されはなり^{一七}

檢事は地方裁判所より大審院に至るまで一種の系統を成し其進級極めて規正なり但檢事は高級判事に轉することを得ず是れ其特權を奪ふに非ずして判事の正當なる權利を擁護せんか爲め檢事をして其本來の原則に復せしむる者なり豫審判事は地方在勤者を三等に分ち而して巴里在勤者は特等の位地を占む其巴里に在る者は其經歷の終點なるも最故參者は特に控訴院判事に進むことを得元來豫審判事は定員寡少なるか故に全國幾多の控訴院を通し判事五名中の一員を豫審判事の進路に充つれば足れり加之豫審判事は又之を輕罪部及び移審部に在らしむるも亦能く其業績を擧ぐることを得べきか故に之を控訴院に入るも固より冗員に非ず今單獨制を採るときは益、其進路を容易ならしむることを得へし^{一八}

單獨制を布くときは始審裁判所の判事は之を五百八十四に減し其中二百四十二は三等始審裁判所に二百

二十五は二等始審裁判所に一百十七は一等始審裁判所に四十六は之をセーヌ始審裁判所に屬せしむることを得單獨制當然の結果として控訴院に於ける判決の宣告に必要な判事の數を五より三に減するときは其判官及び部長の數通計三百八十五に減し其中七十二は巴里控訴院に屬す而して大審院判官の數は依然四十九なり此控訴院判事の總數三百八十五の五分の一即ち七十七は之を豫審判事の進路に充て其餘控訴院約三百大審院四十九通計約三百五十の位地を擧げて之を始審裁判所判事五百八十四の補任に供することを得而して此五百八十四中より夭折者、早期辭職者及び下位停滯者を控除するときは三百五十の位地は以て能く昇進者を待つに足るへし故に壯齡判官をして遂に進みて控訴院に入ることを得せしむるの制度を設くるも亦何の不可か之れあらん之を總ふるに判官の進級は始審より控訴に至るまで四分三は停年に由り四分一は選抜に由り控訴以上の昇進は總て選抜に由るに若かす此の如くするときは司法大臣の意中先づ控訴院長の職に就かしめ然る後終に大審院に入らしめんと欲する判官をして未だ老境に達せずして控訴院判官たらしむることを得ん抑、控訴院長の更代は妄に屢、之を行ふへからす何となれば控訴院長は管下所在始審裁判所と其所屬職員との狀況を熟知して之を指揮監督せざるへからされはなり故に現行制度の如く控訴院長をして唯速に大審院に入らしめんか爲め一時暫く其職に就かしむるは策の得たる者に非ず又大審院判官は判例不變の爲め故參者をして新參者を指導せしめ其裁判方法を激變せざらしめんか爲め其更迭は徐々に之を行ひ昇進後十二年乃至十五年間は退職齡に達せず以て能く其位地の安定を保たしむることを要す

是れ吾人が主張せる進級制度の綱領なり之に就き特に注意すべき點二あり其一は新制度に在りては始審裁判所長を特設せざるに在り乃ち僅に一部より成れる始審裁判所には所長を置かず二部以上の始審廳は上席判事をして所長の職を執らしめ所長の職を以て階級と爲さず只之を故參者の就くべき格式と認め其齒徳上二名乃至四名の判事より成れる法術を統率するの權威あるか故に之をして現時所長の擔任せる行政事務を兼攝せしめて特に之に小額の手當を給すべき事と爲せり而して巴里の始審裁判所に在りては判事の數頗る多く其行政組織も亦極めて廣大なるか故に其上席判事は之を地方控訴院長又は大審院判事に準せり但是れ固より現状の維持に過ぎず其二は進級表に關する規定の存せざるに在り是れ尙合議制を保守せんと欲せは進級表改正の必要あるも單獨制を採るときは既に能く判官進級の良果を收むべきか故に又進級表を論ずるの要なきのみならず故參順位に由れる四分三昇進制に由りて司法大臣專斷の弊を防遏することを得へければなり然れども四分三昇進制に頼りて司法大臣の專斷を阻止すべき者は控訴院以下にして控訴院以上に在りては之を如何ともすへからざるか故に必ずや其對策を講せざるへからす然るに當局者は今に至るまで何の爲す所なし乃ち控訴院の部長以上に在りては進級表の設なく其院長、大審院判事及び其以上の進級に就ては政府の專權に對する制限なし故に大審院をして自ら其職員の使用を監督し判事たる部長たるを院長たるを問はず缺員の生したるときは其補充者三名を司法大臣に推薦し之を其選擇に資するの權能を有せざるへからす是れ必ずしも太甚しき改正に非ず何となれば明文の規定なきも實際大審院は其構成上一種

の監視権を握り政府は其職員の任命上一々大審院の意見を問ひ大抵之を採ればなり一九

進級問題に就ては幾多の操觚家既に屢之を論究し判官の進級・獨立上其改正の必要を提示せる者少なからざるも竟に未だ有效なる匡救策を建てたる者あらず

單獨制論者中未だ其進級問題に對する結果を討究せる者あらず之か爲め此制度の絶好論旨を啓示すること能はず是れ遺憾と謂はざるへからず單獨制の論據にして純理の裏に踟躕せず肯て事實に立脚せん乎則ち必ずや更に大に其眞價を發揮することを得ん吾人をして單獨制主張の信念を鞏ふせしめたる所以は架空の理論に在らずして事相の現實に在り這次の戦亂以來司法界の危機に瀕せる主因は法官進級の不確實に在り苟くも單獨制を布きて始審裁判所の組織を改正せば國論と曰ひ法官と曰ひ俱に憂悶して已まざる進級上の病根を芟除すること難からず之を終ゆるに方今の我司法界は階級の進むに従ひ其補任の路相梗塞し之か爲め法官の品格と相容れざる競争の醜態を來し竟に新進者をして法職に就くを屑とせざるに至らしめずんばあらず今吾人の提唱せる四分三昇進制を採れば則ち補任の位地をして候補者の數より多からしめ其角逐の迹を絶たざらんと欲するも得へからず

- 一 一八八三年十一月十六日の官報附録代議院議事録一頁一三三頁所載代議院議員ゴブレの演説
- 二 D・フランク并ル伯著英國司法制度論三八七頁四〇四頁

マルシアン曰く未だ實務を練習せず且訟廷に於て其技術を發揮せることなき弱年者の法職に就くは英人の理會し難き所にして白面の判官をして老辯護士の指導を仰かしむるは英人の容認する能はざる所なり之を要するに判官の位地は英國に於ては法曹階級の冠冕なり論文一〇七頁

- 三 是れデュール・フアゲルの主張せる所にして其詳細は載せて實用法律雜誌一八七六年四二卷三〇九頁無名氏著司法官制論に在り尙ア・グエイヨ著法官の將來二三頁以下參照
- 四 一八八三年の官報附録代議院議事録一一二二三頁所載俸給の均一に關するゴブレの演説訴權論一四章八六頁
- 五 是れベンタムの意見を祖述せる者なり訴權論一四章八六頁
- 六 チョーベル曰く余は進級の全廢又は増俸を伴はざる進級の實行は之を不可能事と認む何となれば俸給は業績及び地位と比例して増額せざるへからざればなり進級は之を故參者に充つべき者なるも特殊の資格を要する高位に進むことは選抜に由らざるへからず之を要するに進級者の三分の二は故參順に由り而して三たび進級表に登録せられたる者は當然進級權を得ざるへからず佛國司法雜誌部二〇六頁所載單獨判官論
- 七 進級制度の缺點に就ては無名氏著豫審判事論内外公法・政治學雜誌一九二〇年一七卷一頁
プレヂスト・バラドル曰く降級と昇級不能との兩疑悞中我司法組織に於ては其影響殊に峻烈なる甲者のみを存す試みに我法官の境遇を究めん乎則ち我法官は居恒斷へず昇級を希望するも執行權の意向と庇護とに頼るに非されは其昇進得て必ずへからず是に於て乎我法官は訴訟當事者の私益に左右せらるるの虞なきも勢事毎に執行權の意思に迎合せざるを得ず然らざれば竟に自ら其位地を殆ふするに至らん新佛國一八七六年一六〇頁
- 八 一九〇六年四月十七日の財政法三八條の施行に關する同年八月十八日の大統領令に曰く法官の進級條件に關する法律の頒布後三箇月内に其施行規則を以て法官の進級表を作るに然るに爾後進級條件に關する法律は曾て制定を視ず
- 九 一九一九年十二月二十九日の大統領令一條に曰く二年間司法省に勤務せる豫備判事にして進級表に登録せる者又は推薦名簿に記載

せる者は之を三等判事又は三等検事に任す其他の法官は増俸三千法以上に進むことを得ず但セ一又始審裁判所所屬判檢事及び二等始審裁判所の所長又は檢事正は四千法以内の増俸を受くることを得二年間勤続同職法官全員昇級せるときは爾餘同職法官の進級表記載の爲め在職期間の條件を要せず又一九二二年五月三十日の大統領令に曰くアルヂェリ及びトニニシ所在始審裁判所豫備判事にして進級表に登録せられ在職六年に達せる者は同地方所在二等始審裁判所の判事又は檢事に任せらるることを得但二年以上在職せるに非されは内地所在二等始審裁判所に轉することを得ず

又一九二二年十二月二十九日の大統領令一二條に曰く進級表に關する規定は之を大審院判檢事控訴院長檢事長セ一又始審裁判所長檢事正及び一九一九年四月二十八日の法律一八條に由りて任命せられたる者に適用せず

一〇 一九一九年十二月二十九日の大統領令三條—尙本條の規定に曰く控訴院管内に於ける同種又は同等職員の数四名以下なるときは推薦すべき法官の數其二分一を超ゆることを得控訴院長及び檢事長は其推薦せる法官の備考欄に各其適任の種類を掲ぐこと

一一 一九一九年十二月二十九日の大統領令五條—大審院の委員は毎年半數を改選し二年経過の後に非されは之を再任することを得ず證衡委員會に於ける司法省行政委員は一九〇八年二月十三日の大統領令に由り司法省局長を以て之に代へ尙官房長を以て委員と爲せるか故に其結果司法大臣代表者は五名と爲れり

一二 一九一九年四月二十八日の法律二三條—從來一九〇六年八月十八日の大統領令一八條及び一九〇八年二月十三日の大統領令二五條に由れば進級表登録者の數は各等各職現員の四分一を超ゆることを得ざりき

一三 一九一九年十二月二十九日の大統領令四條に曰く控訴院長又は檢事長の推薦せる法官の氏各は母字順に由り七月一日より十五日に至るの間之を各控訴院及び各始審裁判所備付名簿に記載して當該控訴院又は當該始審裁判所屬法官の縦覽に供す此期間中推薦名簿に掲げられざる法官は自己所屬控訴院長官を経て進級表の登録を司法大臣に請求し控訴院長官は其意見を添へて八月一日までに之を司法大臣に移送すと此規定は一九〇六年八月一日の大統領令一八條及び一九〇八年二月十三日の大統領令二七條の規定に同じし

一四 一九一九年十二月二十九日の大統領令五號

一五 一九一九年十二月二十九日の大統領令八條

一六 檢事を以て特殊の階級と爲し判事中より之を任命せざるの必要に就ては無名氏著司法組織案 應用佛法雜誌一八七エルシニ一〇ペルナル案 官報附録代議院議事録四六〇號四一六頁

レオンス・コムト曰く判事の缺席又は支障の際檢事をして之に代らしむるは不當の擧なり凡そ受判者は固より判事を見て檢事と辯護士との間に處して公平の態度を持つる者と做さずんばあらず然るに其信頼せる判事は忽焉訟廷を去り檢事之に代りて審判の局に齎るべきは其感懷果して奈何元來判事は常に衷心公平なるのみならず尙其外觀に於ても亦公平なることを要し此れ判檢事の職務の異なる所なり然るに判檢事俱に之を法官と稱し同一の制服を被り同一の肩屏より法廷に入りて同一の座席に着き檢事の論告を終るや則ち相携へて訟廷を出つるか故に受判者は判檢事皆判決の合議に干與する者なりと信するに至る而して其無形の結果は極めて重大なる弊害を胚胎せずんばあらず乃ち判檢事俱に同一の大臣と職員課長とに屬し其進級も亦互に相混同して行はれ以て同一の法官團を成すか故に判事の位地も亦檢事長に屬し檢事長は判事の進級上其業績を考査して之を記録に掲げ以て其推薦書を作る是れ判事物質上の隸屬なり此外尙精神上の隸屬の在るあり乃ち檢事か檢事長の推擧に由りて判事に轉するや其長官に對する感謝と服従との念は尙之を法廷に保持すべく又檢事正か所長の任に就くや特に曩日の僚友たる檢事を庇護するの傾向を有すべく又判事は常に檢事正を見て他日自己を監督すべき所長と做さずんばあらず是れ判事の公平と獨立とを保障する所以に非ず加之檢事は其職務の性質より之を觀るも其長官及び政府との關係より之を觀るも其進級遙に判事より迅速なるか爲め動もすれば判事の職務を輕侮し檢事として既に進級の望なきに至らされは判事たることを肯んぜず是に於て平元來判事は檢事の意見に酌みて國民の名譽及び權利を與奪するの重任を負へる者なるも今や反て益々其素質を低下し竟に無能檢事轉任の位地と爲り了せり是れ受判者の不幸と謂はざるべからず此の如く同一階級者の混同は團體精神を醸生し判檢事俱に同一の職務と進級條件とに馴れ互に僚友と爲り其間終に同情心と連帶感を生し檢事其意見を主張するや判事は其感情を害せざらんか爲め輒ち之に聽従すること多し尙職務上の變態と稱する痛恨事の在るあり乃ち判檢事各其職務上習性を異にし檢事は常に犯罪を捜査し判事は辯論を聽取し冤罪を以て職務上の最大不祥事と爲せり蓋し判事の推定は無罪に在りて有罪に在らず隨て犯罪の發見に力めず唯徐徐辯論を聽取せば可なり故に檢事をして判事に代ら

しむるときは其裁判を誤らざる者幾んど希なり是れ之を職務上の變態と謂ふ所以なり佛國司法雜誌一九一〇年一部二五七頁所載レオンス・コムト著司法制度改革論
吾人は氏と意見を同ふすと雖も亦氏の論述中肯綮を失せる者なきに非ず乃ち公衆の面前に於ける判檢事の混同と云ひ有爲の判事が進級迅速なる檢事たらんことを望むの傾向と云ひ固より憂ふべき事なるも或は判事が檢事正を看て未來の所長と做し其主張に譲歩すと曰ひ或は判事が其同僚に對する同情心より其意見を狂くるに至ると曰ふは竟に過張の嫌を免かれず何となれば檢事が其關與せる事件に就き自己主張の貫徹を誇るか如きは稀有の事なるのみならず判檢事俱に各其擔當せる事件を以て自己の訴訟と爲すか如きことなければなり

一七 本書附録一表參照

一八 〇・ファイルズは特別豫審判事の設置を主張せり佛國司法雜誌一八八一年一八二
年六卷一部二三〇頁所載論文

一九 ヂアン・トーマス・フロレスコ曰くルーマニー國は大審控訴兩院毎年相合し控訴院法官缺員一名に就き候補者五名大審院長及び部長は大審院法官缺員一名に就き候補者三名の名簿を作りて之を司法大臣に推薦す比較法制雜誌四號六號一九二四年四月一六日所載一辯護士團組織と司法制度改革意見九二四年五月三日の會議提出ルーマニー國に於ける

第四章 判官の責任

合議制に於ては眞個の判決者分明ならざるか故に判官各自の行爲曾て世の知る所と爲らす判決の責任は合議の祕局に遮蔽せらるるも單獨制に在りては公衆終始判官の爲す所を環視するか故に判決正鵠を得ざる時は輒ち其非難を惹き易し前きに裁判上の合議に就きて詳論せるか故に單獨制に在りては裁判に關する判官の責任感極めて痛切なり然して其責任は無形の者にして其制裁は之を判官自身の良心に求むるに止まるも之か爲め判官をして勵精事に當り敢て不正の行爲を犯さらしむるか故に之をして能く司直の任を完ふせしむることを得へし是れ極端なる單獨制反對論者と雖も得て否認すること能はざる所なり但責任感偏重の缺點は判官をして事毎に深く戒心し徒に踏躓逡巡して果斷の舉に出づること能はさらしむるに在り然れども是れ固より罕觀の事なるか故に必ずしも深く憂ふるに足らず

夫れ然り然れども判官の責任にして只無形の者たるに止まらん乎則ち何の實效なかるべきか故に其責任は之を明文に規定し不當の判決にして犯罪を成すときは判官を處罰し民事の損害を加ふるときは被害者に要償權を與へ受判者をして我司法制度缺陷の犠牲たらしめざることを要す然れども亦事毎に責任を判官に嫁すへからず然らざれば其獨立と安全とは終に蕩然地を掃ひ而して司法權は竟に之を運用する者なきに至らん此觀念は固より一切の公共機關に該當すと雖も特に其必要を司法機關に認む而して其行政法上の解決

は擧げて之を司法機關に應用することを得行政上の判例は行政官の過失を公私に分ち俱に被害者に要償權を賦與するも私過に在りては其責任を問はるる者は官吏個人にして公過に於ては賠償の義務は官吏所屬官廳に屬す權限爭議裁判所の判例に由れば私過は其之を發生せしめたる行政行為と分離し怨恨、憎惡、邪心の如き個人的動機の刺激する所と爲れる官吏の個性を明示せざるへからず之を要するに私過は詐欺に類するも公過は惡意を含まず唯其事實の不明又は行為の拙劣に坐するのみ私過は官吏個人を對手とし普通法の原則に由りて之を司法機關に起訴し公過は行政法の原則に由りて其權利を行政法術に主張せざるへからず而して實際公過私過より原告に有利なり何となれば原告は資力不明の官吏を訴追するに非ずして財力無限の官廳を訴追する者なればなり之を近年の判例に徴すれば官廳か其所屬官吏の公過を私過に轉嫁して自ら其責を免かるるの變態を排せんと欲し私過は官廳固より全責任を負はざるも官吏の過失に因れる私人の損害は之を官吏官廳兩者の連帶責任に歸せしめたり然れとも亦之か爲め官吏は自己の過失を官廳に推委して其責任を免かるること能はず何となれば官廳は其所屬吏員の公過を懲戒するの權能を有すればなり

此他尙官吏殊に判官の特殊責任の在るあり他なし新聞紙か代表せる輿論に對する事實上の責任是れなり此責任は法律上何の根據なく又何の制裁なきも之を閑却することを容さす必ずや其社會上及び政治上の影響に顧み隨時之を處理して其流弊を遏むるに若かず之を終ふるに判官の責任に關する研究の範圍頗る廣きも今此に之を悉すこと能はざるか故に單に本問に關する我現行法上の特徴と其改革の要項とを叙へ以て立

法者をして嚮ふ所を知らしめんと欲す

凡そ法職は特殊の品位と權威とを法官に賦與し其品位と權威とは尙法官を法廷外に趁ひ一生を通して之に附隨するか故に法官を對手とせる民事訴訟に在りては普通法の原則に従ふて之を裁判して可なるも刑事の件に在りては之と異なる手續を執らざるへからず輕罪事件^三に在りては其執務中に犯せると否とを問はず被告法官は犯行地管轄控訴院始審と終審とを通して俱に之を審判し只其判決に對して上告することを得るのみ是れ故さらに法官に特典を與ふるに非ず年少の下僚をして其權威に眩惑し反て被告に有利の印象を與へんことを怖るるか爲めなり故に之を上級法術の管轄に委し以て年齒手腕兩つなから能く裁判の獨立を保つべき判官をして之を審判せしむるに若かず若夫れ重罪事件^四は其犯行を職務外と職務上とに分ち職務外の犯行は普通法に由りて重罪裁判所之を管轄するも其豫審は控訴院長、檢舉は檢舉長之を行ふ職務の上の犯行乃ち瀆職罪は控訴院長之を豫審し檢舉正之を檢舉す之を總ふるに此種犯罪の管轄法廷は原則上重罪裁判所なり然れども檢舉たると判事たるとを問はず控訴院所屬一法官又は始審裁判所々屬法官全員の瀆職罪に問はれたるときは之を重罪裁判所の管轄に委せず特別手續に由りて大審院之を管轄す

終りに論究すべき一事あり民事と刑事とを問はず裁判の爲め損害を被むる者の普通法に基ける判決判官に對する要償の私訴是れなり元來控訴は不當判決の更正を求め上告は判決の棄却を求むる訴權なるも其結果必ずしも前審判官の誤判に因れる損害を回復すること能はず我現行法は受判者に峻嚴なる規定を設け判

官職務上の行為に因れる民事上の責任は問責訴訟に依るに非されは之を攻撃することを得ずと爲せり此問責訴訟は極度の保障を判官に賦與せる訴訟手續にして第一、豫審又は公判の際に於ける詐欺、欺瞞、不正取得第二、裁判の拒絶第三、法文に明言せる場合第四、判官賠償の責あるときに限る法文に列挙せる場合とは判官の行為に由れる身體の拘束、自由の危害、訴權の喪失、封印撤去手續の不履行、控訴院の無權限に基きて攻撃せられたる商事裁判所判決執行の猶豫是れなり

上掲各種の場合を通し判官假令惡意なきも亦被害受判者救済の道を開く但損害あるに非されは問責訴訟は成立せず又正當の理由あるも必ず起訴の許可を得ざるへからず起訴の許可は本案の決定上管轄裁判所自ら審査して之を交付す而して治安、商事、始審三法術の判官に對する此種の訴訟は控訴院、控訴院及び重罪裁判所に對する者は大審院之を管轄し其訴訟を却下せんときは起訴者を三百法の罰金に處す判例も亦問責起訴の場合を一々法文に限局して解釋せずんはあらず重過失を詐欺に準ずることを拒めるか如き其一例なり受判者は實際此種の訴訟に由りて判官の民事責任を問ふこと能はず唯之を判決遷延の苦策に供するのみ故に判官は曾て此種の訴訟に由りて處罰せられたることなし然れども是れ判官が果して此訴訟に由りて證明することを得へき過失なかりしか爲めなる乎將た其手續の複雑と範圍の狹隘との爲め遂に判官をして其過失の責を免かれしめたるに由る乎吾人は固より判官過失の絶無を肯定せんと欲するも亦合議制の特質たる合議秘密の原則の爲め判官をして其責任を免かれ易からしむる事を否認すること能はず今單獨制を採

らんか則ち合議秘密の弊を一掃して能く問責訴訟の眞價を發揮することを得ん論者或は曰く問責訴訟は何の得る所なく空しく判官の無責任を嘲致するか故に受判者不當の起訴に就ては適當の措置を以て判官を保護し而して問責訴訟は之を撤廢し總て普通法に依らしむるに若かすと此の如き意見は固より一顧の値なし何となれば第一、不注意又は惡意の問責者は假令之を嚴罰に處するも其根絶を期すへからざらん且判官をして問責訴訟の受理裁判所に出頭して自己の行為を防衛せしむるは曾に不可能事なるのみならず之が爲め終に判官をして後累を怖れて自ら裁判の局に當ることを厭はしむるに至らん故に此種の訴訟は正當の理由あるに非されは管轄裁判所之を許すへからず第二、又判官をして民法第一千三百八十二條に由りて誤判の責を負はしむるときは獨り裁判の停頓を來すのみならず判官は固より巨利に由りて失策を補償する實業家其人に非さるか故に一年間數百件を擔當せる者にして偶、其判決を誤らん乎則ち年俸全額を擧げて之を賠償の資に供するも尙且足らざるの奇觀を呈せん果して然らば篤志の慈善家を以て判官に任し之をして社會奉仕の爲め家産を蕩盡して顧みざる者たらしむるに非されは其任務の完行得て望むへからず之を總ふるに問責訴訟の規定にして改訂する所なからん乎則ち甲判官が終審の判決を以て原告を勝訴に歸し被告は自己の申立に對する決定なきを理由として上告を提起し上告裁判所は原判決を破毀して其事件を乙判官に移送し乙判官も亦甲判官と同一の判決を下すや原告は訴訟終局遲延の損害を以て甲判官の不用意に誘ふことを得へく甲判官は其賠償の責に任せざるへからず又例へは飲食品検査官が法定の品質を具備せざる液體を

醋と稱して販賣せる商人を詐欺罪として裁判所に告發するや其商人は検査官の命せる鑑定の結果を法廷に抗辯して再鑑定を請求せるも判官は證據書類辯論の結果とに因り詐欺の事實顯著なりと認めて之を卻下するや商人乃ち其判決を控訴し數閱月の後控訴廷之を再鑑定に附し之を法廷品と認めて勝訴の判決を下せり是時に當り此商人の同業者は始審控訴兩廷の判決間長時日の經過に乘し始審判決の確認せる事實を世間に流布して其商人の信用を失はしめ之を鉅多の損害を蒙むらしめたり是に於て此商人は有罪を宣告せる始審判官に對して要償權を主張することを得ん此の如き事例指屈するに違あらず凡そ文化未開の世に在りては判官輒ち劔を以て其判決の正當を擁護することを得たるも今や則ち然らず判官自ら其法壇を降りて受判者と相對抗せざるへからず此れ豈司直の威嚴を損し延て司法權の運用を碍くる擧と謂はざるへけんや抑判官個人の責任に關する幾多の改正意見中吾人の肯認すべき者は只詐欺の觀念を擴充して其中に重過失を含ましむるの一事あるのみ吾人は由來現行制度の改革就中判決責任保障の撤廢に反對する者なるも獨り問責の規定は苛酷に失するか故に其變改に賛せざるを得ず蓋し判官は理由なき問責に保護せられざるへからざるのみならず尙其責任を肯定せざるへからざるときは判官個人よりは寧ろ裁判所をして其責を負はしめざるへからされはなり

行政裁判所は固より司法權の運用に關する訴訟を管轄せず之を其判例に徴するも亦行政官の行爲に基ける被治者の損害は所屬行政廳をして其責に任せしめずんはあらず然るに我立法者は敢て反對の原則を執り

司法裁判所をして其法官の行爲に責を負はしめす是れ妥當の擧と謂ふへからず必ずや法官失措の犠牲者に對し司法機關無責任の原則に例外を設け之をして受判者の損害を賠償せしめざるへからず從來立法者は屢々法律を以て人の自由敬重を法官に戒飭し司法大臣も亦省令を以て不法監禁の宿弊匡正に力めたるも未だ其因襲の迹を絶つに至らずガルソンの刑法講義に曰く識る所の法官某者嘗て重罪犯嫌疑者二人の豫審に臨み眞犯人の逃走を怖れ其一人の冤枉を知れるも故さらに二人の被告を收監して其假釋放を肯んせざりしと此の如き類例數ふるに違あらず吾人は事件の審理上不當收監の已むへからざることを認めざるに非ざるも受判者の損害にして社會の利害に繋るときは之をして國家に對する要償權を有せしめざるへからず又民事に在りても亦裁判の緩漫、錯誤の被害者をして其回復の道を啓かしむるに若かずと夫れ然り然れとも要償權は細心の用意を以て之を與へ區々たる小事に之を許すへからず否らされは方今殊に緊縮の已むへからざる國家の財政をして益窮乏に陥らしむるに至らん由是言之先つ受判者の不當損害に非されは司法部曾て其責に任せざるの原則を提擧し然して後其責任も亦之を限定せざるへからず吾人の所見に據れば要償權は特に之を重大なる場合に限り刑事に在りては不法收監の如き其長期例へは一月を超ゆる者、民事に在りては損害の巨額なる者に非されは之を許すへからず凡そ此種原則の細目を定むる者は固より立法機關に在りと雖も大略此の如くにして始めて能く法官の獨立と威信とを保ち司法權の運用を碍けずして我司法制度の缺陷を補ひ人權敬重の局に當る者をして恣まに之を傷けしむるの宿患を救ふことを得ん

我法官の懲戒裁判は主として團體精神に基き上級司法機關之に當るか故に以て能く司法部の獨立を確保し且以て能く現時の必要に應ずるに足れり此制度は之を千八百八十三年八月三十日の法律に規定し其後千九百十八年七月十二日の法律を以て其第十五條及び第十六條を改正せり從前の規定に於ては控訴院長及び始審裁判所長は各、法職の品位を辱しめたる部下判官の戒告權を有し控訴院は管内始審裁判所に對して一種の監督權を有し大審院は全國一切の裁判所に對して懲戒權を有し重大なる理由あるときは判官を停職し之を司法大臣の面前に召喚して其行爲を説明せしめ官職を免するの權能を有す而して其懲戒は戒告、譴責、一個月の罰俸附帶譴責、停職、免官の五種なりき上掲千八百八十三年八月三十日の法律は從前始審裁判所長控訴院大審院に屬せる懲戒權を擧げて大審院に蒐收し大審院は各部を集合して高等法官會議を組織す而して司法大臣は民商裁判所判官を監督し判事に在りては控訴院長、檢事に在りては檢事長の申告に基きて之を譴責することを得而して控訴院及び始審裁判所々屬法官懲戒の種目は何の變更する所なし其後千九百十八年七月十二日の法律を以て高等法官會議を廢し法官懲戒委員會を設け司法大臣をして此委員會の諮詢を経るに非されは妄に判官を轉免すること能はさらしめたり法官懲戒委員會は高等法官會議の後身にして大審院長及び任期一年の互選大審院判事六名を以て之を組織す此改正は法官界に一時恐慌を來し之を以て法官の保障を減する者なりと爲せり吾人の所見に據れば此の如き憂慮は何の理由なき者と謂はざるへからず何となれば其委員は互選大審院判事なるか故に其議決固より公平なるのみならず政府も亦此機關に對し

て高等法官會議より優越せる權勢を弄するの理なければなり

轉して司法部に對する輿論の影響を究めん大凡輿論なる者は或は之を外界の刺激に因りて變轉するも其中自ら一貫せる針路の存せる複雑體と看做すことを得へく或は之を政府、社會團體又は財政機關の操縱する所と爲り易き人工物と認むることを得へく其本體得て捕捉し難きも得て否認すへからざる一事は現代諸國を通し其極めて要地を占むるに在り此の如く輿論は恒に目賭すへからざる者の利用する所と爲るも未だ必ずしも至大の勢力を一切の機關及び社會生命に及ぼす者に非ず司法機關に對して輿論を喚起する者は司法機關と觸接せる受判者の感念と司法機關に對する新聞紙の非難となり人或は新聞紙を看て輿論の反射鏡と做し又或は之を輿論の製造器と認むるも新聞紙と輿論との關係は爾く單純なる者に非ず其關係は片屬に非ずして寧ろ互屬なり新聞紙は唯紛錯せる群衆の感念を結晶して國民の潜在思想を表出し且尙不確實なる民意を游離するに在るも輿論を完成せんと欲せば必ずや國民自覺の感念と新聞紙の提示せる理解し易き思想との結合を要す新聞記者か故さらに讀者の注意を惹かんか爲め醜事の探訪を以て足れりとせず敢て自ら之を捏造し竟に小題をして大做たらしむるに至る是れ不祥事と謂はざるへからず而して其最も怖るべき事は稀に新聞紙上に掲ぐる大事件に非ず反て其區々たる日常の非難と故意の中傷とに在り地方法衙の判官は常に其住民と相識り其親交の關係は普ねく人の認むる所と爲り之か爲め害心を挾める新聞記者に乘せられ易し而して其豫防亦太た難し方今我判官は自衛上に三種の武器を有す曰く判官の威信曰く判決の匿名曰く

侮辱の處罰此れなり威信は判官職務上の價值と行爲の公明とに胚胎す判決の匿名と侮辱の處罰とは俱に判官に對する攻撃をして手を下すこと能はさらしむ請ふ先つ判官の威信に就きて之を論せん新聞紙の攻撃と曰ひ受判者の非難と曰ひ皆其根據深遠なる感念に發する者なるか故に漫に人工と刑罰とを以て其口を箝せんと欲するは策の得たる者に非す必らずや判官をして世の畏敬を博せしむるの道を講せざるへからず且是に於て乎吾人か前きに判官の價值昂上の爲め提唱せる規定は判官の爲め受判者の憤懣と新聞紙の惡聲とに對する恰好の方略と謂はざるへからず次に判官の匿名を究めん三判官より成れる現行合議制は特に一法官を斥して之を攻撃すること能はず唯裁判所全部を非難することを得るのみなるか爲め其攻撃峻烈を缺く故に單獨制は一見則ち間然せざるへからざる者の如し是れ反對論者か之を以て其駁撃の具と爲す所以なり然れども此れ必ずしも然らず蓋し公衆は團體よりは個人の攻撃を喜む故に其敵意を含める法術の判決を以て其疾視せる法官の作爲に諉せん^{二三}と力め裁判長を以て判決の作製上最も有力なる者と爲し遂に其判決は裁判長の專斷に出てたる者と爲す單獨制に在りては判決者始めより明白にして必ずしも之を探究するを要せざるも其結果に至りては合議制と軒輊する所なし何となれば合議制に認むべき利益は現實に非ずして外觀に過ぎされはなり由是觀之裁判の威信の増加と其運用の改進とに力め併せて司法機關の信用を傷くべき受判者及び操觚界の妄言を抑制せざるへからず終りに判官に對する侮辱を論せん凡そ判官に加へたる罵詈、脅迫、暴行は刑法第二百二十二條乃至第二百二十八條に規定し其程度の重大なるに従ひ益、其處罰を峻嚴な

らしめざるへからず而して其法廷に於ける者は殊に之を嚴罰す是れ法官其人に對する侮辱は裁判自體を侮辱する者なればなり而して此制裁は其適用極めて稀なるも効力頗る強し^{二五}千八百八十一年七月二十九日の法律は誹毀に關する規定不十分なるか故に之を改正せざるへからず蓋し普通法に於ては誹毀者に誹毀の目的たる事實の證明を許さず唯誹毀の行爲を罰せり之に反して行政官憲に對する誹毀は誹毀の目的たる事實の證明不能の場合に非されは之を罰せず^{二六}是れ行政官憲に不利の規定なり之を要するに行政官憲に對する誹毀も亦之に普通法を適用し誹毀の目的たる事實彰著なる時と雖も之を處罰するに若かず又現行法に由れば新聞紙上の誹毀は社長、發行者、執筆者、印刷者、販賣者、配付者、呼賣者の順位を以て逐次に責任を負はしむるも是れ至當の措置に非す必ずや之を執筆者一人の責に歸し已むを得ずんは社長及び發行者を加へて連帶責任者と爲すことを要す又新聞紙の誹毀犯は現行法に於ては重罪裁判所の管轄に歸せり此規定も亦之を首肯すること能はず其司法機關に關する者は殊に然り蓋し重罪裁判所の管轄と曰ひ辯護士の辯論と曰ひ俱に誹毀の目的と爲れる事實の流布を防遏する所以に非す反て之を蔓延せしむるの虞あり故に法官又は裁判所又は爾餘司法機關に對する新聞紙誹毀犯の處罰は之を控訴院の管轄に委するに若かず然るときは以て能く辯論の冗長と事實の流布とを防ぐことを得ん終りに誹毀罪の處罰上現行法の規定も亦不十分の憾なきに非す蓋し新聞紙の慣例上誹毀を被むれる者の辯駁書は單に數行の正誤記事を掲ぐるのみなるか故に辯駁者は終に其目的を達すること能はざるのみならず反て世の嘲笑を博するに至る之を要するに其被害者か

官廳なるときは之を控訴院の審判に付し以て其名譽を擁護せしむることを要す

之を總ふるに吾人か主張せる判官と裁判所との責任の解決と判官・輿論間の關係とは分離して之を攻究すへき者に非ず二者固より相合して一體を爲すへき者なるか故に關聯して之を攻究せざるへからず吾人は元來裁判所の責任を擴張せんと欲するか故に判官の責任は力めて之を制限せざるへからず而して判決に對する新聞紙の監督は沒道理の甚しき者なるか故に又大に之を減縮せんと欲す夫れ然して後庶幾くは以て能く不當裁判被害者に對する賠償と判官責任の限局とをして互に能く協調を保たしむることを得ん

一 ホールユー著行政法・公法提要一〇版三六一頁以下、一八七三年七月二十六日ハルトイエ事件一八九七年六月二十六日上ガロンヌ縣知事事件一八九七年十二月四日ヂロンド縣知事事件一九〇九年十二月十一日マンシユ縣知事事件の權限爭議裁判所判決、一九〇九年二月十二日六月二十五日一九一八年七月二十六日の參事院裁決

二 ドユヘイル著私過と公過二四五頁以下

三 刑事訴訟法四七九條一八一〇年四月二十日の法律一〇條同年七月六日の大統領令四條

四 刑事訴訟法四八〇條以下

五 民事訴訟法五〇五條以下刑事訴訟法七七條一二條一六四條二七一條三七〇條アンリヨンド・パンセイ著司法官憲論二二章二五九頁

六 民法二〇六三條

七 刑法一一七條

八 民事訴訟法一五條

九 民事訴訟法九二八條

一〇 商法六四七條

一一 一九〇五年一月十四日及び二十一日の佛國學士院精神科學・政治學部に提出せるモリツ・トイボー氏の論文一九〇五年一月二十三日官報に曰く凡そ自己の過失に由りて他人に損害を加へたる者は之を賠償するの義務を負ふは開明諸國の通則なり而して公民の自由又は權利を侵害せる法官に對して二種の訴訟手續を設く其一是瀆職訴訟に由れる處罰其二は問責訴訟に由れる求償なり刑法は瀆職罪を罰して之を公權剝奪に處せるも瀆職罪は重罪なるか故に必ずや詐欺の意思を證明せざるへからず然るに法官が故意に人の自由を侵害すること絶無なるか故に此種の刑罰は其實行を視ず隨て其訴訟手續も亦自由の侵害に對する者に非ずして判官詐欺に對しては公民を保護するに過ぎず而して不知、懈怠、違法の錯誤に就ては固より公民を保護せず然らば則ち此種の事實に由りて損害を被むれる者は單に問責訴訟に由りて損害の賠償を求むることを得るのみなる乎大審院は消極説を採りて以爲く此場合に於ては詐欺、欺瞞、不正收得即ち判官故意の過失を證明せざるへからず是故に問責訴訟も亦判官故意の過失を證明せる時と雖も之を重過失に適用すること能はず而して被害者は上級裁判所の許可あるに非ざれば其訴權を行使することを得ず之を要するに瀆職及び問責の訴訟は俱に從來會て之を實行せることなく又之を許可せることなしと

一二 ルユバン・ド・クレーテ曰く單獨制の長所は輿論に對する判官道德上の責任に在り凡そ責任を助長する事物は人の性格を昂上して之を高大ならしめずんばあらず合議制の如く匿名の協力を以て同時に數人に課せる同一義務の完行は其活氣と精力とを薄ふし其精神を軟化せしむるの弊あるも未だ必ずしも單獨制を以て判官の責任を發揮せしむる最好手段と爲すことを得ず合議制に於ても亦判官各自の責任を確立すること難からず乃ち判決文の末尾に判官中積極意見を執れる者と消極説を持せる者との氏名を列記せば以て能く合議の秘密に因れる無責任の弊を匡正することを得ん一八八二年三月一二日發行法律新聞所載論文
一三 ガストン・ルロア著單獨判官と佛國司法制度の改革一六四頁乃至一七七頁
一四 一八一〇年四月二十日の法律七章四九條
一五 同五四條

- 一六 共和一〇年熱月一六日の元老院令二條
- 一七 一八五二年三月一日の大統領令四條五條
- 一八 一八一〇年四月二十日の法律七章五〇條
- 一九 一八八三年八月三十日の法律一三條一四條
- 二〇 同一七條

二一 一九一八年七月十二日の法律を以て改正せる一八八三年八月三十日の法律一五條一六條

二二 大審院バスコシアマベリイ二氏は一八九四年三月の學士院經濟學・社會學部會議に於て相俱に單獨制を否決せり一八九四年三月二十日の官報一四四一頁佛國司法雜誌一八九四年一八卷一部一七七頁所載單獨判官論

ドロプロン曰く古代羅馬の單獨判官たる奉行は強者に對して弱者を保護せんを欲せば終に暗殺の非命に遭遇すへし故にシセロン曰く父を弑せる者を處刑するは容易の業に非ずと一八九四年八月八日發行法律新報

二三 レオンス・コウト曰く合議制に在りては其判決に由りて關係判官各個の意見を知ることはさるか故に受判者の怨恨に對して判官を保護することを得るか如しと雖も是れ謬見を謂はざるべからず蓋し受判者は常に其敗訴の原因を他に謾せんと欲し竟に之を判決の作製に勢力を占むる判官の所爲と想定するに至る元來受判者は其敗因を判官に歸すべき者に非ず且其想像は往々誤謬に陥るる者なるか故に正當の手續を履める判官を攻撃するは不條理の事なるのみならず尙其判決は多數の意見に基けることを理解せざるべからず受判者にして聰明ならん乎則ち當きに必ず道般の消息を會得すへし之を要するに受判者の怨恨は判官の不快事なるも之を根絶すること極めて難し唯之を緩和すへき手段は判官の地位を高ふし受判者をして之に全幅の信任を傾倒し曾て之を疑ふの餘地ならしむるに在り佛國司法雜誌一九一〇年一部と

二四 井ヤニ氏は一九一五年十二月二十三日の代議院に其改正案提出の理由を説明して曰く方今受判者の怨恨を招く者は裁判長にして受判者は合議判官中の故參又は其格動に基因せる勢力者を以て判決作製者と認むることなし此種の受判者は其判決が裁判長の專斷に由れる者に非ずして始審裁判所に在りては二名、控訴院に在りては四名の同僚と相諮りて判決せることを理解せず假令一判官か

會議の當時其判決を偏頗又は瑕疵ありとして之に反對せるも受判者は終に之を其不信任又は非難の渦中に陥れしめずんば已まず官報附録代議院議事録一九一六年一六〇六號七〇頁

二五 判官に對する公判廷外の侮辱は之を十五日乃至二年の禁錮に、公判廷内の侮辱は之を二年乃至五年の禁錮に處し脅迫は之を一月乃至半年の禁錮に、其公判廷に於ける者は之を一年乃至二年の禁錮に、暴行は之を二年乃至五年の禁錮に處す

二六 一八八一年七月二十九日の法律二五條

二七 一八八一年七月二十九日の法律四二條に由れば社長及び編輯者か新聞紙法違犯罪に問はれたるときは其執筆者は之を共犯と看做す

二八 一八八一年七月二十一日の法律三〇條に由れば誹毀者は之を八日乃至一年の禁錮に處し之に一百法乃至三千法の罰金を科す又其三條に由れば侮辱罪は之を六日乃至三月の禁錮に處し之に十八法乃至五百法の罰金を科す

結 論

司法機關も亦爾餘官廳の如く内部の組織、職員の選任、對社會關係決定の三問題を含む單獨制問題は、一見即ち判官手腕の範圍に屬し司法機關内部の組織のみに關するか如く然るも其實際を察すれば此れ皆司法機關の組織と相關聯し延て影響を判官の任用と獨立とに及ぼさずんばならず是故に吾人は判官の實務練習の如き附帶事項に就ても亦特に之を論究し單獨制の價值に就き其贊成論者の過稱に與せず又其反對論者の過貶を採らず只理論上より之を揣摩し若干法術を比較研究して單獨制の成果曾て合議制に遜らざるの確信を得凡そ司法權の運用は法術組織の型式よりは寧ろ判官の能力如何に繋る故に吾人は忌憚なく近年に於ける我法官の實狀を摘きて將來の趨勢を斷し其改革の要點を列擧して單獨制の實行を主張し進みて判官は其員數よりは能力に重きを置かさるへからざることを示し且法官の獨立上現時の危機を警告し更に其進級上日を逐ふて激烈を加ふる幾多問題解決の爲め單獨制採用の必要を唱へ終りに始審裁判所に於ける單獨制の採用は其起點固より小なるも其及ぶ所甚大なるか故に庶幾くは以て能く我司法部を一新すべきことを述へたり之を要するに法官志望者は先づ競争試験に由りて之を任用し之をして二年間控訴院に在りて實務を練習せしめ古來佛國法官の傳統たる勵精純潔の美風を涵養し漸次法職に必要な性格と智識とを助長し其判斷力と良知とを發達し然る後本官に任せらるゝや初めて其公平明敏なる長官の意見と自己の能力とに由り

て検事又は豫審判事又は公判々事に任せられ以て能く確然たる自信力を負ふて其終身の職務に就くことを得へし殊に公判々事に在りては其職務の重要と困難との爲め立法者は深く之に意を留めざるへからず此職に就く者は先づ始審裁判所に入り全力を擧げて其分擔者なき責任を負荷し只自己の良心と合議して曲直を判断し單身自ら判決を下さるへからず此の如くにして其同僚の批判に由りて其職を失ふに非されは終始超然として民衆の感情と權勢の掣肘とを顧みず而して現時の判官に視るか如き小法術の暗室内に鬱々たる光陰を送りて閑職の單調に苦しむことなく其進級に至りても亦從來の如く請託の結果に非ずして年功勤勞の賜なり先づ長歲月間始審應判事の職に在り後漸く地方控訴院判事に昇進し自己の功績に由りて光彩陸離たる高位を贏得せる者なり是れ吾人か提唱する單獨制施行の好果なり論して此に至れば吾人は深く我老法官の現状を悲しまざるを得ず此輩は其薄俸に苦しみ其弱年時代に於ける理想は其壯老二期の事實と相反し其初崇敬羨望せる法官の地位の漸く其勢威を失ひ其獨立の保障も亦社會の白眼視する所と爲るを視て感慨に勝へざる者あらん是れ吾人か本書に其大綱を論述せる司法制度改革の己むへからざる所以なり今や經驗主義の時期は一場の夢幻に歸せり夫の千九百十九年及び千九百二十年に於ける兩度の改革は何の得る所なく徒に時弊を増長せしめたるのみ抑、一部分の改革を行ふて其全局を閑却するは反て危険の業にして單獨制を布くも法官候補者をして新定任務に就かしめんか爲め控訴院に於ける實習を爲さらしめ又は法官獨立の保障を不十分に終らしめん乎則ち其期待せる良果得て收むへからず司法制度改革の改革は全局の者にして

一部分の者に非ざるか故に斷々乎として正面より之に着手せざるへからず此點に就き立法者の爲せる所は以て時弊を拯ふに足らす其規定固より法官を畏敬するの念に發せるも其施設の肯綮に中らざる竟に以て朽廢せる我司法機關を恢興すること能はず夫れ人身は不朽に非ず人生は進化して已ます埃及古王の遺骸は之を木乃伊と爲して其永存を圖るも其生氣は既に消滅し去らすんはあらず徒に將さに頽廢せんとする我司法制度を墨守し其傳統を喚起して隨時一部の改革を加へ以て其永久を圖らんとするも其硬化は之を如何とすへからず我國は戰亂の創痍尙未だ癒へす是時に當り吾人は漫に司法界の革命を唱ふる者に非ず吾人の主張せる改革案を以て政體變更の萬能藥と同一視するに非ず唯國家にして其將來の爲め即時司法制度改革を斷行せすんは竟に衰運に陥らざらんと欲するも得へからず之を率ゐるに此改革案にして實行を視ん乎則ち我司法制度は忽ち潑刺たる活氣を回復し以て能く新興國の盛觀を呈することを得ん

附録第一 改正各裁判所判事定員表

改正案は検事の定員に増減なきか故に検事に就ては唯其總數を本表の末尾に掲ぐ

一 大審院

院長一 部長三 判事四五

増員 無

減員 無

二 巴里控訴院

院長一 部長二 判事五〇

増員 部長一

減員 判事一四

三 地方控訴院

甲 四部制四 エクス アルヂエル ドウエ 里昂

院長一 部長四 判事 エクス二三 アルヂエル一四 ドウエ及ひ里昂一二

減員 判事二八 (エクス五 アルヂエル一〇 ドウエ六 里昂七)

乙 三部制五 ボルドー コルマル モンベリエ レンヌ ルアン

院長一 部長三 判事 ボルドー、コルマル、モンベリエ一〇 レンヌ一、ルアン九

減員 判事二二(ボルドー、コルマル、モンベリエ四 レンヌ、ルアン五)

丙 二部制一 アミアン ブザンソン カン ドイジョン グルノーブル ナンシー ニーム

オルレアン ホアトイエ リヨム トゥールーズ

院長一 部長二 判事 ブザンソン、ドイジョン、グルノーブル、オルレアン七 其他八

増員 オルレアン 部長一 判事一

減員二三(トゥールーズ三 其他二オルレア)

丁 一部制八 アミアン アンヂエ バストイア ブールヂェ シアムベリー リモーヂェ ボ

ラバ 院長一 部長一 判事 ラバ四 其他五

減員七(ラバ以外各一)

四 セーヌ始審裁判所

所長一 判事四五

減員 次長一六 部長一五 判事一六

五 一等始審裁判所

甲 六部制二(各部判事七名其中一名裁判長) 馬耳塞 ストラスブール

減員 部長九(馬耳塞四 ストラスブール五) 判事一六(馬耳塞九 ストラスブール七)

乙 五部制二(各部判事六名其中一名裁判長) メッス アルヂェル

減員 部長七(メッス四 アルヂェル三) 判事一二(メッス六 アルヂェル六)

丙 四部制一五

イ ボルドー 里昂 ムユルーズ トユニス(各部判事五名其中一名裁判長)

減員 部長一二(各裁判所三 判事二五ボルドー七 里昂一〇 ム)

ロ コルマル コンスタントイエス グルノーブル ル・ハーヴル リル ナント ニース

オラン ルアン センテチエンヌ トゥールーズ(各部判事四名其中一名裁判長)

減員 部長二〇(ハーヴル、ナント一其他二) 判事四一(コルマルグルノーブル、ル・ハーヴル

三 リル、センテチエンヌ、トゥールーズ五 ルアン六 ナント二 コンスタントイエス一

ニース、オラン四)

丁 三部制七(各部判事三名其中一名裁判長) カザブランカ モンベリエナンシー ラバ レンヌ

トーロン エルサイユ

減員 部長六(各裁判所一ラバ)判事二四(カザブランカ五 エルサイユ四 其他三)

戊 二部制三(各部判事二名其中一名裁判長) プレスト レンス アミアン
減員 部長二(レンス アミアン一) 判事一〇(レンス アミアン四 プレスト二)

六 二等始審裁判所

甲 三部制七(各部判事三名其中一名裁判長) ベジエ ブリエイニ ドイテヨシニ リモージュニ
ニーム一 ポントアーズニ トウール一

減員 部長七(各裁判所一) 判事一八(ベジエ五 ブリエイ、ポントワーズ一 其他三)

(一) 現時既に一等に入る

(二) 僅に二部より成れるも今尙三等に入る

乙 二部制九六(各部判事二名其中一名裁判長) アブギル アチアン エクス アレアルビ アング
レーム アンヂェル一 アアラ オクセル アエスヌニ アギニヨン バトナ バイヨニス ポー
ズ ベルフォール プザンソン ペトユニス ブリダ プロア ボニス ブーデー ブローニス
ユ一 ブールヂュ ブリーヴ カン カムブレ カルカッソニス カストル シアアロン・スユ
ル・ソニス シアアロン・スユル・マルス シアムベリー シアルギル シアルトル シアアト
ール シェルブール クレルモン・フェラン コルベイユ ドウエ ドンケルク エベルネイ
エビナル ゲルマ ラン ラヴル リブールヌ ロリアン ルユネギル ル・マン マスカラ モ

ントーバン モンブリゾン^ニ モンルユソン モルレ モスタガネム ムーレン ナルボンヌ ス
ズル ニヨル オルレアン^ニ オルレアンギル ウヂア ポー ペリグ ベルビスユアン フィリ
ップギル ホアチエル・フエイ ケムヘル リヨム ロアンヌ ローシユ フォール ラ・ロ
シエル ロデ^ニ サルグミニス サズルヌ セトイフ シドイベルアベス スッス セン・ブルユ
ーク セン・ドイエ セン・ゴードン^ニ セン・ナゼール セン・トメル セン・カンテン タルブ・ト
イアレ トイヂ・ウヅ トレムセン トロア トユル グランヌ ワランシエンヌ ヴンヌベル
ドン ギエンヌ ギルフランシユ

減員 部長一八(アングレーム、アベスヌ、ペトユニス、シアムベリー、クレルモン・フェラン、
ラン、ル・フエイ、ル・マン、モンブリゾン、ナルボンヌ、ペリグ、ロデ、サルグミニス、サズル
ヌ、セン・ゴードン、フランス、タルブ、トユル一) 判事一五八(アングレーム、バトナ、ペトユ
ニス、ブリラ、ボニス、ブーデー、シアムベリー、クレルモン・フェラン、ゲルマ、ラン、ル・ブ
ユイ・ル・マン、マスカラ、モスタガネム、ナルボンヌ、オルレアンギル、フィリップギル、ペ
リグ、サルグミニス、サズルネ、セトイフ、シドイ・ベル・アベス、トレムセン、トイアレ、ト
イヂ、ウズ、フランス、タルブ、トユルニ) アエスヌ、モンブリゾン、ロデ、セン・ゴードンニ
其他一)

丙 一部制一二(各部判事一名)アデアクシヨ オートン バストイア ブール ショレ ドイエツプ
 フォントネー・ル・コムト フーヂェール ラ・ローシユ・スユル・イヨン レ・サーヴル・ドロンス
 セン・マロ セント

減員一二(各裁判所一)

七 三等始審裁判所

全國通計二百四十二にして皆判事一名を以て之を構成す

減員二四二(各裁判所一)

八 豫審判事

甲 セーヌ縣四四

乙 ブーシユ、ドユ、ロース、チロンド、ノール、下セーヌ四縣 一縣四、計一六

丙 ヘロー、下ロアール、マルヌ、バ・ド・カレ、セーヌ・エ・オアーズ五縣 一縣三 計一五

丁 エスヌ、沿海アルプ、オーブ、オード、カルヴド、シアラント、下シアラント、コート、ドル、ドルド
 ーヌユ、ドーブ、フィニステール、ガル、上ガロンヌ、イル・エ・并レーヌ、エンドル・エ・ロアール、ロ
 アレ、メーヌ・エ・ロアール、ムール・エ・モゼル、モル并ハン、モゼル、ニエーヴル、バ・ド・
 カレ、フエイ、ド・ドーム、下レン、上レン、サルト、并エンヌ、上并エンヌ二十八縣 一縣二、

計五六

戊 爾餘内地五十一縣 一縣一、計五一

己 アルヂェリー三縣二〇(アルヂェル五 オラン八 コンスタントイーヌ七)

庚 トユニジー及び摩洛 各三、計六

佛領北阿地方は交通不便にして豫審判事を一所に集合すること能はさるか故にアルヂェリーに二十
 トユニジーに三摩洛に三を分置す

九 判檢事總員

職名	現行定員	改正定員	減員	増員
檢事	九〇九	九〇九	一	一
大審院判事	四九	四九	一	一
控訴院判事	四七七	三八五	九二	一
セーヌ始審裁判所判事	九三	四六	四七	一
同上 豫審判事	四〇	四四	一	四
一等始審裁判所判事	三〇一	一一七	一八四	一
同上 豫審判事	(一)	四〇	一	四〇

二等始審裁判所判事	四一七	二二五	一九二	一八〇
同上 豫審判事	(一)	五七	五七	
三等始審裁判所判事	四八四	二四二	二四二	
同上 豫審判事	(二)	六五	一	六五
有給豫備判事	三〇〇	一	三〇〇	一
判事試補	一	二〇〇	一	二〇〇
計	三〇七〇	二三七九	一〇五七	三六六

(一) 本表の現行定員欄には豫審判事と判事とを混同して之を通算せり是れ全國各始審裁判所を通じ豫審判事は大抵一般判事と俱に民事及び其審理せざる輕罪事件に參與し且豫審は之を豫備判事に委せるか爲めなり之を要するに改正案は現行定員三千七十を二千三百七十九と爲し減員總計六百九十一に上る

附録第二 改正判檢事年俸表

判事	豫審判事	檢事	年俸
大審院長		檢事總長	六〇、〇〇〇 <small>法</small>
同 部長		巴里檢事長	五二、〇〇〇
巴里控訴院長		大審院上席檢事	四六、〇〇〇
大審院判事		地方檢事長	四四、〇〇〇
地方控訴院長		セーナ檢事正	四四、〇〇〇
セーナ始審裁判所長		巴里檢事長	四二、〇〇〇
巴里控訴院部長		巴里控訴院上席檢事	四〇、〇〇〇
同 判事		地方控訴院上席檢事	三八、〇〇〇
地方控訴院部長		セーナ始審裁判所	三〇、〇〇〇
セーナ始審裁判所	セーナ始審裁判所	一等檢事	三〇、〇〇〇
一等判事	一等豫審判事	二等檢事	二八、〇〇〇
二等判事	二等豫審判事	地方始審裁判所上席檢事	二四、〇〇〇
同	同		
地方控訴院判事			

單獨判官と司法官制終

地方始審裁判所	地方始審裁判所	一等豫審判事	同	一等檢事正	三〇、〇〇〇
同	同	二等判事	同	二等檢事正	二六、〇〇〇
同	同	三等判事	同	二等豫審判事	二四、〇〇〇
同	同	三等豫審判事	同	三等檢事正	一三、〇〇〇
同	同	三等豫審判事	同	一等檢事	一三、〇〇〇
同	同	三等豫審判事	同	二等檢事	二二、〇〇〇
同	同	三等豫審判事	同	二等檢事	二〇、〇〇〇
同	同	三等豫審判事	同	三等檢事	一八、〇〇〇
同	同	三等豫審判事	同	三等檢事	一四、〇〇〇
同	同	三等豫審判事	同	三等檢事	一二、〇〇〇

巴里控訴院判事試補
地方控訴院判事試補

數部を有する始審裁判所の上席判事は之を裁判長と稱して裁判を指揮し加俸一千法を受く判檢事は俸給の外尙年功加俸と家計手當を受く

號數	年	月	司法資料表題
第一號	大正一〇、二	一、二	定型アル犯罪ノ調査(賭博編)
第二號	"	一〇、二	第二回國際少年保護會議議事録
第三號	"	一、一	國際刑事協會獨逸支部ニ於ケル保護視察制度創設ニ關スル會議議事録
第四號	"	一、二	米國ノ家庭裁判所
第五號	"	一、三	獨逸ニ於ケル檢事局及司法警察
第六號	"	一、四	米國ニ於ケル少年裁判所ト社會
第七號	"	一、五	第二回國際少年保護會議提出報告書第一集
第八號	"	一、六	英蘭及うえゝるすノ警察
第九號	"	一、七	復權ニ關スル佛國法令
第一〇號	"	一、八	獨逸ニ於ケル調停手續ニ關スル規定佛國戰時家賃法伊國小作契約法
第一一號	"	一、九	英國ノ判事及ますたー論

第一二號	大正二一、一〇	英國ノ辯護士法制
第一三號	一一、一一	獨逸ノ辯護士法制
第一四號	一一、一二	獨逸ニ於ケル監獄作業ノ經營竝ニ管理ニ關スル調査報告
第一五號	一二、一	辯護士倫理
第一六號	一二、二	獨逸國調停法草案及同理由書
第一七號	一二、三	英國監獄制度
第一八號	一二、四	獨逸國少年福利法草案同理由書及確定法文
第一九號	一二、四	獨逸國少年裁判所法草案及同理由書
第二〇號	一二、五	市加古少年裁判所ノ研究
第二一號	一二、五	勞働裁判法ニ關スル獨逸國裁判官會議議事錄及評論
第二二號	一二、六	(附) 統一的勞働法編纂委員會起草勞働裁判法私案
第二三號	一二、六	獨逸國ニ於ケル暴利取締法及活動ノ實況
		戰前ニ於ケル獨逸國ノ社會的立法 (附) 丁抹ノ社會政
		策的立法概觀

第二四號	大正二二、七	獨逸國經營協議會法及關係法令集
第二五號	二二、七	獨逸國ニ於ケル賃率契約、勞働者及使用人委員會竝ニ勞働爭議ノ調停ニ關スル法制 (附) 調停制度概觀
第二六號	二二、八	獨逸國ニ於ケル住宅及移住制度 (附) 英國ニ於ケル農業小作紛議仲裁ノ實況
第二七號	二二、八	短期自由刑論
第二八號	二二、九	西班牙國假釋放ニ關スル法令集
第二九號	二二、九	獨佛英ニ於ケル商工業者ニ關スル特別裁判法制
第三〇號	二二、一〇	獨逸國勞働裁判所法草案及理由書
第三一號	二二、一〇	獨逸國少年裁判所法
第三二號	二二、一一	司法制度改良論
第三三號	二二、一一	獨逸新經濟法
第三四號	二二、一二	職業組合、仲裁及仲裁裁判竝ニ賃率契約ニ關スル立法例
第三五號	二二、一二	職業組合、仲裁及仲裁裁判竝ニ賃率契約ニ關スル立法例

第三六號	大正一三、一	職業組合、仲裁及仲裁裁判並ニ賃率契約ニ關スル立法例 (丁抹、瑞典、諾威之部)
第三七號	一三、一	英國ニ於ケル略式刑事手續及すこつとらんどニ於ケル刑事手續
第三八號	一三、二	佛國借家借地法
第三九號	一三、二	職業組合、仲裁及仲裁裁判並ニ賃率契約ニ關スル立法例 (英國、加奈陀之部)
第四〇號	一三、三	佛國監獄制度及同職員令
第四一號	一三、三	職業組合、仲裁及仲裁裁判並ニ賃率契約ニ關スル立法例 (南亞之部)
第四二號	一三、四	職業組合、仲裁及仲裁裁判並ニ賃率契約ニ關スル立法例 (濠洲之部)
第四三號	一三、四	職業組合、仲裁及仲裁裁判並ニ賃率契約ニ關スル立法例 (米國之部)
第四四號	一三、五	英國法律生活概要及同國ノ刑事控訴制度
第四五號	一三、五	英國裁判所構成論(一、英國裁判官ノ地位附司法行政機關)
第四六號	一三、六	英國裁判所構成論(二、英國ニ於ケル起訴官廳及辯護士ノ地位)
第四七號	一三、六	瑞西國辯護士法

第四八號	大正一三、七	露西亞事情
第四九號	一三、七	米國ノ刑罰制度
第五〇號	一三、八	獨逸國民訴訟改正律令
第五一號	一三、八	英國裁判所構成論(三、下級裁判所ノ部 其一、治安裁判所)
第五二號	一三、九	英國裁判所構成論(四、下級裁判所ノ部 其二、州裁判所及檢屍官裁判所ノ組織)
第五三號	一三、九	英國裁判所構成論(五、中央審トシテノ英國高等法院ノ組織及權限)
第五四號	一三、一〇	佛國商事裁判制度
第五五號	一三、一〇	獨逸國ニ於ケル裁判所ノ組織及ヒ刑事手續ニ關スル法令
第五六號	一三、一一	英國裁判所構成論(六、地方審トシテノ英國高等法院及其他ノ上級裁判所ノ組織)
第五七號	一三、一一	獨逸國勞務契約法草案及評論(附) 佛國勞働法正文

第五八號	大正一三、一二	米國少年裁判法
第五九號	一三、一二	英國裁判所構成論(七、英國ニ於ケル非訟事件裁判所、特種裁判所及仲裁裁判所ノ組織(附)裁判所相互ノ關係)
第六〇號	一四、一	不定期刑ノ言渡制度
第六一號	一四、一	改善不能性犯人ノ處遇
第六二號	一四、二	英蘭刑事訴訟法概觀及巡回裁判所ニ於ケル訴訟記錄
第六三號	一四、二	北米合衆國裁判制度(一、聯邦司法省ノ組織、職制及裁判制度)
第六四號	一四、三	獨逸國後見制度(前編)
第六五號	一四、三	獨逸國後見制度(後編)
第六六號	一四、四	刑ノ執行猶豫制度
第六七號	一四、四	假釋放
第六八號	一四、五	國際刑事學協會獨逸支部ニ於ケル行刑上ノ累進制度、宣誓セサル證人ノ處罰及ヒ不定期刑制度ニ關スル會議議

第六九號	大正一四、五	諸國刑法草案
第七〇號	一四、六	英國司法警察論
第七一號	一四、六	英國ニ於ケル少年犯罪者ニ對スル刑法上ノ處遇
第七二號	一四、七	司法行政上ヨリ見タル普國區裁判所ノ實務(第一編)
第七三號	一四、七	英國陪審ノ組織資格選定召集等ニ關スル省取調委員會報告書(附)金山檢事宇野判事視察報告書
第七四號	一四、八	漢堡ニ於ケル常設仲裁裁判所
第七五號	一四、八	司法行政上ヨリ見タル普國區裁判所ノ實務(第二編)
第七六號	一四、九	獨逸國陪審裁判所記錄(附)秋山檢事鈴木判事視察報告書
第七七號	一四、九	刑罰ニ關スル制度(其一)
第七八號	一四、一〇	佛蘭西ノ政治組織(現代佛蘭西ノ政治、行政及ヒ司法制度ノ概觀)
第七九號	一四、一一	一九二五年獨逸刑法草案竝ニ理由書(總則編)

第八〇號	大正一四、一二	刑罰ニ關スル制度(其二)
第八一號	" 一五、一	北米合衆國ノ刑事裁判(其一)
第八二號	" 一五、二	北米合衆國裁判制度(二、カリホルニヤ州ノ裁判制度)
第八三號	" 一五、三	北米合衆國ノ刑事裁判(其二)
第八四號	" 一五、四	一九二五年獨逸刑法草案竝ニ理由書(各論篇)
第八五號	" 一五、五	陪審制度視察報告書(附)ガルソン教授述陪審制度論
第八六號	" 一五、五	刑罰ニ關スル制度(其三)
第八七號	" 一五、六	正義ト貧民(其一)
第八八號	" 一五、七	正義ト貧民(其二)
第八九號	" 一五、七	刑罰ニ關スル制度(其四)
第九〇號	" 一五、八	刑罰ニ關スル制度(其五)
第九一號	" 一五、八	英國ニ於ケル警察裁判所
第九二號	" 一五、九	司法行政上ヨリ見タル普國區裁判所ノ實務(第三篇)
第九三號	" 一五、九	刑罰ニ關スル制度(其六)

第九四號	大正一五、一〇	英國陪審の組織資格選定召集等に關する省取調委員會報告書 第二卷(其一)
第九五號	" 一五、一〇	諸外國に於ける辯護士制度概観
第九六號	" 一五、一一	歐洲諸國に於ける上訴制度
第九七號	" 一五、一一	佛國裁判制度 第一
第九八號	" 一五、一二	治安裁判所の組織及權限
九九號	" 一五、一二	佛國裁判制度 第二
第一〇〇號	昭和 二、一	地方裁判所、控訴院及大審院の組織及權限
第一〇一號	" 二、一	國際行刑會議報告書集 一
第一〇二號	" 二、二	國際行刑會議報告書集 二
第一〇三號	" 二、二	公の秩序に對する犯罪に關する比較法制論 其一 公の秩序に對する犯罪に關する比較法制論 其二 英國陪審の組織資格選定召集等に關する省取調委員會報告書 第二卷(其二)